

国際協力事業団
タイ商務省貿易交渉局

**APEC地域
WTOキャパシティ・ビルディング
協力プログラム
〈タイ〉**

**ファイナル・レポート
(要約)**

2002年12月

株式会社 UFJ総合研究所

鉦調工
JR
02-187

◇◆◇ 略語・用語集 ◇◆◇

1. WTO 協定関係等

WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
AD	Anti-dumping	アンチ・ダンピング
CVD	Countervailing Duties	相殺関税
DSU	Dispute Settlement Understanding	紛争解決了解
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービスの貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
GRP	Good Regulatory Practices	適正規制実施
MFN	Most-favored Nation	最恵国待遇
SCM	Subsidies and Countervailing Measures	補助金及び相殺措置
SG	Safeguard Measures	セーフガード措置
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures	衛生植物検疫措置
TBT	Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害
TPRM	Trade Policy Review Mechanism	貿易政策検討制度
TRIM	Trade-related Investment Measures	貿易に関連する投資措置
TRIPS	Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面
AFTA	ASEAN Free Trade Area	ASEAN 自由貿易地域
AFAS	ASEAN Framework Agreement in Services	ASEAN サービス協定
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEM	Asia-Europe Meeting	アジア欧州会合
ISO	International Standardization Organization	国際標準化機構
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

2. タイ政府関係機関等

DBE	Department of Business and Economics	商務省事業経済局
DFT	Department of Foreign Trade	商務省外国貿易局
DIP	Department of Intellectual Property	商務省知的財産局
DTN	Department of Trade Negotiations	商務省貿易交渉局

IPIT	Intellectual Property and International Trade	知的財産及び国際取引（裁判所）
TISI	Thai Industrial Standards Institute	工業省工業規格研究所
TDRI	Thailand Development Research Institute	タイ開発研究所

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

I. 序	1
1. プログラムの背景・目的、範囲および基本方針	1
1.1 プログラムの目的	1
1.2 プログラムの背景	1
1.3 プログラムの範囲	2
1.4 プログラムの基本方針	4
2 タイのWTO協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題	6
2.1 経済・貿易の現状とWTO政策	6
2.2 WTO協定実施に係る組織体制の強化《コンポネント1》	11
2.3 サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポネント2》	14
2.4 アンチ・ダンピング／補助金及び相殺関税 についての協定（AD/CVD協定）《コンポネント3》	16
2.5 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）《コンポネント4》	19
2.6 貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）《コンポネント5》	21
II. キャパシティ・ビルディング活動	23
1. 協カプログラムの全体像	23
2. 現地における活動	26
2.1 WTO協定実施にかかる組織体制の強化《コンポネント1》	26
2.2 GATSの実施能力向上支援《コンポネント2》	50
2.3 AD/CVD協定の実施能力向上支援《コンポネント3》	55
2.4 TRIPS協定の実施能力支援《コンポネント4》	58
2.5 TBT協定の実施能力向上支援《コンポネント5》	61
2.6 ラップアップ・セミナー	64

Ⅲ. 評価と提言	67
1. 協力プログラム全体に対する評価と提言.....	67
2. 各分野に関する評価と提言	72
2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポネント 1》	72
2.2 GATS の実施能力向上支援《コンポネント 2》	76
2.3 AD/CVD 協定の実施能力向上支援《コンポネント 3》	83
2.4 TRIPS のためのキャパシティ・ビルディング《コンポネント 4》	86
2.5 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 5》	94

◆◆◆ 図表目次 ◆◆◆

図表 I -1-1	WTO 協定実施に向けた課題	5
図表 I -2-1	GROSS DOMESTIC PRODUCT AT 1988 PRICE	6
図表 I -2-2	タイにおける製品貿易の状況	7
図表 I -2-3	タイにおけるサービス貿易の状況	8
図表 I -2-4	アンチ・ダンピング税及び相殺関税（鉄鋼製品のケース）	17
図表 II -1-1	キャパシティ・ビルディングプログラムの実施—全体象	24
図表 II -1-2	コンポネントとプログラムの実施方法	25
図表 II -2-1	WTO 関連情報共有システムの全体構成概念	28
図表 II -2-2	ペーパーレスシステムと WTO 関連情報共有システムの連携イメージ	30
図表 II -2-3	ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携	31
図表 II -2-4	DTN 外部作成文書の登録フロー	42
図表 II -2-5	DTN 内部作成文書の登録フロー	44
図表 II -2-6	検索・閲覧イメージ	45
図表 II -2-7	システム管理者向け研修（WTO-ISS β 版導入後実施）	47
図表 II -2-8	システム管理者向け研修（WTO-ISS 最終版導入後実施）	47
図表 II -2-9	システム設計に関する研修（WTO-ISS 最終版導入後実施）	48
図表 II -2-10	利用者向け研修（WTO-ISS β 版導入後実施）	48
図表 II -2-11	利用者向け研修（WTO-ISS 最終版導入後実施）	49
図表 II -2-12	第 2 回 GATS ワークショップ概要	54
図表 III-1-1	プロジェクト・デザイン・マトリクス（タイ）	71

I. 序

1. プログラムの背景・目的、範囲および基本方針

1.1 プログラムの目的

WTO 協定の履行や遵守に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等さまざまな分野において困難に直面している途上国に対し、協定の運用を担う行政官の育成や行政機構の整備を含むキャパシティ・ビルディングに関する協力を実施することを目的とする。

1.2 プログラムの背景

1.2.1 WTO と発展途上国

GATT（貿易と関税に関する一般協定）の後身として 1995 年に設立された WTO（世界貿易機関）は、GATT 時代の最後の包括交渉であったウルグアイ・ラウンド交渉によって合意された国際貿易に係る様々な義務を加盟国に課すものとなった。従来の水際措置（関税・数量制限等の非関税障壁）に加え、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」や「知的所有権の貿易の側面に関する協定（TRIPS 協定）」など、国内法制のハーモナイゼーションを要求する協定の履行や、これまで批准国のみに義務が課されていた「貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）」の遵守は、特に国内法制度の整備が進んでいない発展途上国において、多角的貿易体制への参画に際しての非常に重い課題となっている。

WTO を中心とした多角的自由貿易体制の安定的な維持・発展には、世界の大半を占める発展途上国の健全な参画が不可欠である。発展途上国が自由貿易体制に自国の国益に合致した形で参加し、継続的に利益を享受するためには、長期的視野に立った貿易政策の立案・施行が不可欠である。このためには、発展途上国が自国産業に関し、輸出競争力や貿易の現状と将来性を把握し、そのうえで輸出入産業政策を立案・実行し、さらに許容可能な範囲・ペースで WTO 協定を実施していくことが重要である。しかしながら発展途上国の多くは、政治・社会情勢の安定性の欠如および経済・産業基盤の脆弱性を抱えており、人的・制度的・財政的要因に起因する能力不足から、中長期的視点に立った透明・公正な政策立案が困難となるなど、国際貿易体制に参画するにあたって様々な課題に直面している。

このような現実から、近年、経済のグローバル化のマイナス面が強調されることが多い。しかし、貿易自由化を通じた貿易の促進は、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発と流入等をもたらすとされており、途上国の貧困削減並びに経済発展に対するプラスのインパクトも期待される。途上国が発展段階に応じた自由化を行い、自由貿易体制に適切に参加し、そこから十分な果実を享受することは、途上国の発展にとって不可欠であるといえる。

1.2.2 「ドーハ開発アジェンダ」の開始

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言を受けて、「ドーハ開発アジェンダ」が開始された。この宣言は、発展途上国への配慮を強調したものとなった。とりわけ、発展途上国のキャパシティ・ビルディングに関しては、その重要性が示され、そのための資金供給、二国間支援の強化、他の国際機関との連携、IT能力強化などが、宣言のなかで重要性を確認された。これを受けて、先進各国では今後、WTO関連キャパシティ・ビルディングの内容的および地理的対象の拡大に対応することが検討されているところである

1.2.3 APECにおける日本のイニシアティブ

ドーハ開発アジェンダの開始に先がけ、発展途上エコノミーのWTO協定履行のための体制整備を促すことを通じて、多角的貿易体制の維持・発展を図る必要がある点が、日本政府より、APEC（アジア太平洋経済協力）貿易担当大臣会合の場で提案された。その後、APEC地域における発展途上エコノミーのニーズ調査を踏まえ、2000年11月に開催されたAPEC閣僚会合及び非公式首脳会合において発展途上エコノミーのWTO協定履行のための能力向上（キャパシティ・ビルディング）を実施していくことが「戦略的APEC計画」として合意された。この計画は二国間支援の枠組みに移行され、まずはタイ、インドネシア、マレーシア及びフィリピンに対し、本プログラムの下、具体的な支援が展開されることとなった。

「戦略的APEC計画」を受け、国際協力事業団（JICA）では、日本国内に「APECにおけるWTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会」（国内支援委員会）を設置するとともに、2000年12月から2001年3月にかけて、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンに対するさらなるニーズ調査を行い、各国からの要請を経て本プログラムの実施に至った。

1.3 プログラムの範囲

1.3.1 対象国・対象協定

本プログラムは、タイ、インドネシア、マレーシアおよびフィリピンへの協力を一つの案件として実施している。これらの諸国に対するキャパシティ・ビルディング協力に関しては、対象とする国の経済発展および市場経済化のレベルからは、ほぼ中進国と位置付けられ、対象テーマについてはWTO協定により既に制度的な枠組みの整ったテーマを対象としている。従って、「貿易と投資」、「貿易と競争政策」、「貿易と環境」などのいわゆる「ニュー・イシュー」は、今後ルールが策定されるテーマであり、本協力の対象テーマとはなっていない。

1.3.2 タイとの合意による対象範囲

本プログラムのうち、2001年7月2日付け、タイに対する協力に関し、事前調査団とタイ政府との間で合意された実施細則（S/W）により合意されたプログラムの対象範囲は以下のとおりである。

1. WTO 協定実施にかかる組織体制の強化（商務省事業経済局（DBE、2002年10月よりDTNに改称）機能強化・情報シェアリングシステムの構築）
 - (ア) 情報シェアリングシステム構築計画の策定
 - (イ) パイロット・システムの開発・構築
 - (ウ) パイロット・システムの運営及び技術移転
 - (エ) DTN の組織体制強化への提言
2. GATS の実施能力向上支援
 - (ア) ワークショップの開催
 - (イ) 協力結果の取りまとめ
3. AD/CVD 協定の実施能力支援¹
 - (ア) ワークショップの開催
 - (イ) 協力結果の取りまとめ
4. TRIPS 協定の実施能力支援
 - (ア) 研修カリキュラムの検討
 - (イ) トレーナーズ・トレーニング
 - (ウ) 協力結果の取りまとめ
5. TBT 協定の実施能力支援
 - (ア) ワークショップの開催
 - (イ) 協力結果の取りまとめ
6. 全般
 - (ア) インセプションレポート、インテリムレポート、ワークプランの作成
 - (イ) カウンターパート研修の実施
 - (ウ) 協力成果の総括（ラップアップセミナーの開催、ドラフトファイナルレポート、ファイナルレポートの作成）

¹ 「補助金及び相殺措置に関する協定」の正式名称は Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (SCM)であるが、本プログラムにおいては便宜的に Countervailing Duties (CVD) と表記している。

1.4 プログラムの基本方針

本プログラムの対象となった組織機能強化及び各協定実施能力向上は、途上国全般が協定実施にあたって困難を抱えている典型的な分野である。これらの分野に対する支援の実施は、WTO の目指す多角的貿易体制の発展のために不可欠であるとともに、戦後多角的貿易体制の中で発展を遂げてきた日本産業／日本企業にとっても、将来の事業環境の透明性向上に際して不可欠な要素となっている。また、日本政府にとってみても、タイをはじめとするアジア諸国と経験や認識を共有していくという意味においても、技術支援の実施は、協定に係る相互理解を深める点で極めて重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本プログラムはタイを含む支援対象国が WTO 協定を履行し、多角的な貿易自由化に適切に参加するための実施能力の向上を支援する新しいタイプの協力プログラム調査とした。したがって、従来型の開発調査が行ってきた調査提言型のレポート作成ではなく、援助対象国関係者が WTO 協定実施能力を向上し得るような知識移転そのものに重点が置かれており、関係行政機関の機能強化のためのシステム構築に加えてセミナー、ワークショップ等を通じた人材育成が活動の中核と位置付けられている。こうした本プログラムの活動内容と「対象国の課題背景」及び「WTO 行政の課題」との関係を整理すると、図表 I-2-1 のとおりである。また、知識移転活動の効果的実施のために以下の点に配慮した。

(1) 対象国の現地事情への配慮

対象国の課題、ニーズを把握し、固有のニーズに従ったカスタマイズされたプログラムを設計。また、現地語を解し、現地事情を熟知した現地専門家に一部の業務を再委託して、効率的かつ効果的な調査を運営。

(2) 受益層の明確化とニーズへの対応

援助の直接的な対象となるターゲット受益層を明確化し、彼らのニーズを分析し、ニーズに従った技術移転プログラムを設計。

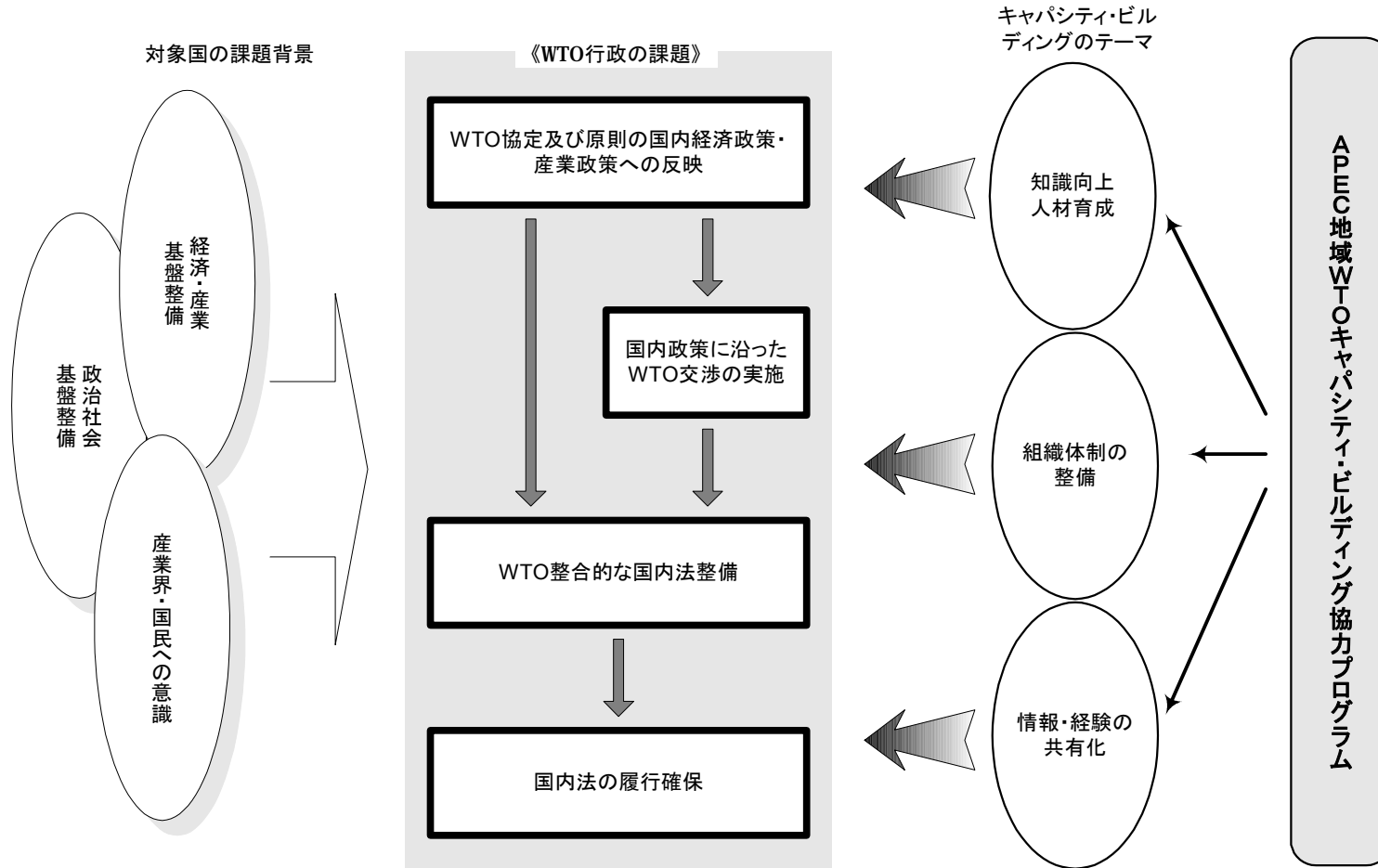
(3) プログラム終了後の継続性の確保と持続可能なシステムへの提言

プログラム終了後も、技術移転の対象者を中心に、継続的に能力向上が図られるべきことを念頭に活動（提言における今後の課題の明確化、引き続き活用される情報シェアリングシステムや TRIPS 分野のカリキュラム・教材等の開発）。

(4) WTO 協定への対応能力強化

協定による国内制度への適用と、その実例としての日本の事例紹介、対応能力（キャパシティ）を高めるための技術的支援（システム、ノウハウなど）と関連情報を広く知らせるための啓蒙的活動を強化。

図表 I-1-1 WTO 協定実施に向けた課題



2 タイの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題

2.1 経済・貿易の現状と WTO 政策

タイは、1997年の通貨危機以降、金融セクターの整理統合を進め、金融部門への積極的な民間投資、公的資金の投入、民間企業における自己資本の充実等を推進してきた。2001年10月に発表された、2002年からの第9次5ヵ年計画では、広く人材、社会、経済、環境資源全般に渡るバランスある発展に焦点を当て、政府の統治力の健全化を通して国民重視の発展を目指している。経済面では、特に経済の安定性・持続性を促進することを目的とし、金融セクターの体力強化をはかり、経済構造改革等を通して草の根レベルからの自立的経済を実現するとしている。特に、経済成長率では、年平均4～5%の水準、貿易面では、年平均6.0%の水準の成長を提示している。

2.1.1 経済状況

タイ経済は、通貨危機以降、一端停滞した国内生産も回復基調にあり、2000年には3兆バーツ（成長率4.6%）の水準まで回復している。しかしながら、2000年後半からの急速な個人消費の鈍化傾向等の影響を受け、2001年は1.8%の成長に留まった。

図表 I -2-1 Gross Domestic Product at 1988 price

Bil Baht									
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
GDP	2,471	2,693	2,942	3,115	3,073	2,750	2,872	3,005	3,059
Agriculture	255	266	277	289	287	283	289	303	307
Non-Agriculture	2,216	2,427	2,665	2,826	2,786	2,467	2,583	2,702	2,751
GDP	-	9.0%	9.2%	5.9%	-1.4%	-10.5%	4.4%	4.6%	1.8%
Agriculture	-	4.2%	4.0%	4.4%	-0.7%	-1.5%	2.2%	4.8%	1.6%
Non-Agriculture	-	9.5%	9.8%	6.1%	-1.4%	-11.4%	4.7%	4.6%	1.8%

* figures in 2000 & 2001 are preliminary indication

Source: National Economic and Social Development Board (NESDB), 2002

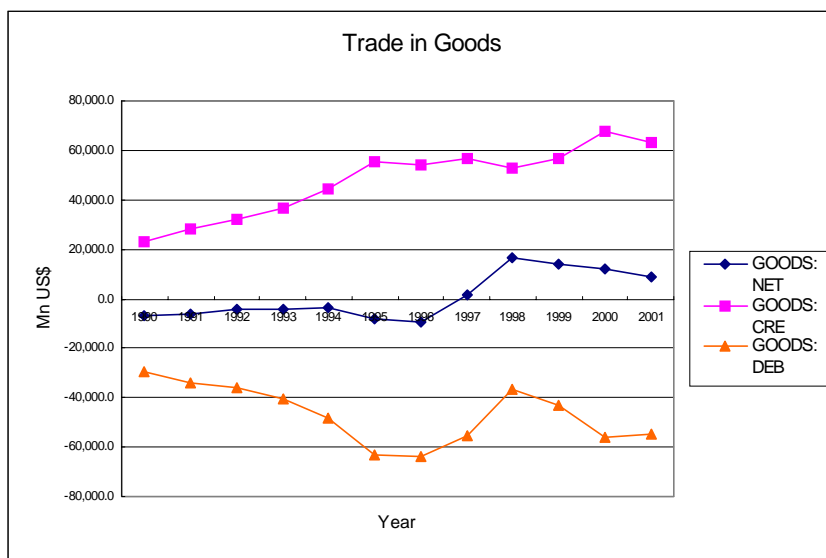
農業部門については、ゴム、林産部門の鈍化により、2001年には前年の4.9%を下回る1.6%の成長に留まった。製造部門は、世界的な景気後退による貿易不振の影響を受け、輸出産業を中心に減速傾向にあるが、内需拡大政策の効果もあり、国内産業のうち、自動車及び建設資材産業が、こうした輸出産業の減速を補う形でプラスの成長を維持している。

2.1.2 貿易状況

(1) 製品貿易の状況

通貨危機後、貿易も堅調であるが、2001年には国際的な景気後退（特にタイの全輸出の約35.0%を占める米国及び日本の景気後退）の影響を受けた輸出の減速を受け、ドルベースの輸出額では約630億ドル水準、前年比約6.9%の減少、収支は依然として黒字ではあるものの約25億ドル、前年比約54.0%の減少となった。全般的な製造品の輸出不振の中にあつて、前年より堅調であった自動車部品は引き続き堅調であったが、IC輸出の約21.0%の減少が顕著な特徴といえる。他方、農産品の中で冷凍鶏肉の伸びは堅調に推移した。輸入面では、約550億ドル水準、前年比約2.8%の減少、特に電化製品を中心とする耐久消費財の輸入減少が約24.4%の水準となっている点が顕著である。

図表 -2-2 タイにおける製品貿易の状況

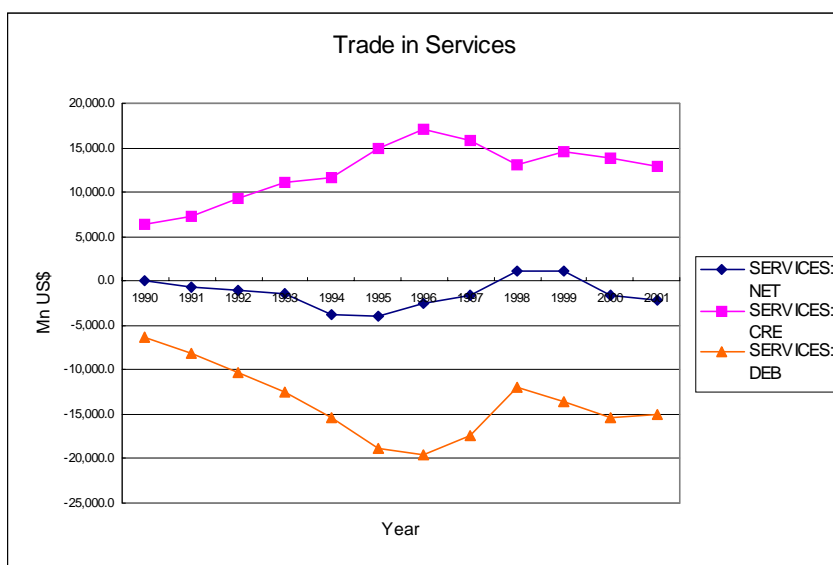


Source: IMF, "Balance of Payments Statistics Yearbook", 2002

(2) サービス貿易の状況

サービス貿易は、通貨危機以降 1996 年の輸出約 170 億ドルをピークに減少傾向にある。2001 年には、約 120 億ドルの水準で、前年比 7.1%の減少に留まっている。サービス輸出は全般的に減少の傾向になっているが、特に全サービス輸出の約 50.0%を占める旅行部門における 6.5%の減少に加え、全体の約 20.0%を占める其他サービス部門における 11.3%の減少の影響が大きい。

図表 -2-3 タイにおけるサービス貿易の状況



Source: IMF, "Balance of Payments Statistics Yearbook", 2002

2.1.2 WTO 政策全般

タイにおいて WTO をはじめとする通商交渉・関係活動及び政府関係省庁間の調整の一義的責任を負っているのが、商務省（MOC: Ministry of Commerce）の貿易交渉局（DTN: Department of Trade Negotiations）である。DTN 内は、活動内容や担当地域等によって、8 部門の課で構成されており、WTO 関係を担当するのは、多角的貿易交渉課（Bureau of Multilateral Trade Negotiations）及びサービス貿易交渉課（Bureau of Trade in Services Negotiations）である。

WTO の全般的な政策展開として、DTN では、前節の経済・貿易環境等を踏まえ、通貨危機後の処理政策を引き続き展開することに加え、通商政策面では、これまで同様、WTO による多角的貿易システムに則って自由貿易を推進するための政策を展開するとしている。タイ政府では、DTN 中心に以下のような通商関係の政策展開²推進している。

(1) WTO 関係通商政策

(a) 関税引き下げ政策

1990 年から取り組まれている関税引き下げ政策は、1997 年には一応の収束をしており、既に、関税分類において 39 種類の関税率分類は 6 分類に簡素化された。1990 年において 30.0%であった平均関税率も 97 年には 17.0%まで引き下げられている。また、1999 年には、輸入課徴金及び 639 品目にわたる輸入税の撤廃を行った。なお、今後、関税率分類について、更に 3 分類に簡素化されることとなっている。

(b) 税関手続きの簡素化

税関手続きの簡素化に関しては、国際宅配サービスに係る手続きの簡素化、国際標準に準拠した EDI（Electronic Data Interchange）の導入、GATT/WTO 準拠の税関審査制度の導入等を中心に改善されている。また、1995 年以降は輸入許可制度を全面的に撤廃し、より自由な輸入が可能となっている。

(c) TRIPS、TRIMs、GATS 関係国内法制の準拠

知的財産権関係法令では、既に TRIPS に準拠する形で国内法制を整えている。投資面では、ローカルコンテンツ規制の撤廃を 1993 年より進めており、これまでにほぼ全面的な撤

² 本節の事実関係は、WTO 貿易政策検討機関（TPRB）のタイ審査会合における提出資料等よりとりまとめた

廃状況となっている。また、GATS との関係も深い投資規制の緩和についても、1999 年には、外国事業法（Foreign Business Act）が発効しており、投資に係る市場アクセスの自由化が促進されている。

(2) 地域的通商政策

タイは、WTO に準拠する形での地域通商政策を積極的に推進している。特に、ASEAN（Association of Southeast Asian Nations）、APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation forum）、ASEM（Asia-Europe Meeting）の取り組みにおいて、積極的な自由化政策を展開している。ASEAN/AFTA（ASEAN Free Trade Area）においては、1999 年には、MFN 平均関税率 18.0% を下回る 9.7% の水準まで平均関税率を下げしており、現在までに、更にほぼ 7.0% 台の水準に達している。

この他、タイは、メコン川流域地域との協力関係にも積極的であり、GCS-EC（Greater Mekong Subregional Economic Cooperation）の取り組みでは、ADB の支援の下、カンボディア、中国雲南州、ミャンマー、ラオス、ヴェトナムとの地域協力を推進している。同取り組みの目的は、貿易関連情報の交換、非関税障壁の撤廃、投資の促進、二国間貿易協定の締結等を目指している。

(3) 今後の政策展開

タイは、引き続き WTO 多国間貿易システムを支持しつつ積極的に自由貿易を推進する政策展開を目指している。

2.2 WTO 協定実施に係る組織体制の強化《コンポネント 1》

コンポネント 1 に係る支援においては、タイ政府内での WTO 関連情報（WTO 情報及び関連国内法制度等）の共有化及び一連の取組みを通じた、WTO 協定義務履行のための組織体制構築が最終目標である。特に、組織体制強化の中核となる情報共有化を側面的に支援すべく、当面、WTO 協定義務履行及び政府関係省庁間の調整において一義的な責任を負っている商務省貿易交渉局（DTN: Department of Trade Negotiations）に対して WTO 関連情報及び関連国内法制に関する収集・整理能力の強化、ならびに政府関係機関との調整機能の強化を目的とする情報シェアリングシステムのパイロット的な構築・運営を行うこととした。さらには、本件支援の実施成果を踏まえ、今後の課題を提言としてとりまとめる。

2.2.1 商務省貿易交渉局における WTO 関連情報の管理の現状と課題

WTO 関連分野の各担当官が収集、作成した情報は基本的には紙媒体資料として整理・保管されており、これらの整理・保管方法は、各担当官の裁量に委ねられている。こうした属人的な手法によって情報が整理・保管されていることに加え、情報がどこで保管されており、どのように整理されているのかについても、一元的な情報管理が行われていない。しかしながら、WTO 関連各分野や DTN 内で取り扱っている他分野の情報は相互に関連しているため、他担当官の担当分野の情報が必要となる場合も少なくない。情報を持つ担当官が不在の場合は、どこに保管されているのか分からない、必要な情報をすぐに見つけれない、といった非効率な状況が生じており、業務遂行上の障害となっている面がある。同時に、共有化すべき情報が共有化されていない状況も発生している。

また、WTO 担当部署では、DTN 内他部署、商務省内他局、他政府機関等からの情報提供依頼が多く寄せられており、その対応に時間が割かれていることに加え、情報のやり取り自体に多大な時間が費やされている。これは、文書の承認手続に多くの担当官の確認が必要であり、紙媒体の承認手続を行う限り、どうしても無駄な時間が発生してしまうことが原因である。これに加え、承認手続の進捗状況も把握しづらく、早急に対応すべき案件であっても、期限内に情報の共有化ができないといった事態も発生している。

このように WTO 関連情報のフローや管理の現状に関して、本来なされるべき情報の共有化がなされていない場合がある、情報の共有化が非効率となっている面がある点が課題として明らかになった。

そこで、個々の情報それぞれにあらかじめ閲覧権限を設定することによって、必要な時に必要な情報を権限に応じて効率的にやり取りすることによって共有化することが必要となる。

2.2.2 商務省貿易交渉局における既存システムの概要

商務省はイントラネット（MOC Network）を構築・運用しており、DTN も商務省内他局と同様に、MOC Network 内で情報のやり取り、共有等を行うことが可能である。MOC Network 内からはインターネットを経由し、メールによる他政府機関等とのアクセス、インターネット上の様々な情報の閲覧などを行うことができる環境が整備されている。しかしながら、タイ政府機関内における WTO 関連情報共有化のために、これらネットワークインフラが活用されていたわけではない。

また、WTO 関連情報の共有化とは別に、DTN 全体として、いわゆる情報共有化システム（「ペーパーレスシステム」）の開発・運用も予定している。「ペーパーレスシステム」は、当方で構築する「情報共有化システム」とほぼ同様の機能を有している。しかしながら、ペーパーレスシステムは、WTO 関連情報の共有化を目的として設計・開発されるシステムではないため、利用者が DTN 内に限定されており DTN 外部と情報共有化を図ることができない、文書単位ではなく業務単位で文書を保存する設計となっているなど、WTO 関連情報の共有化のために必要な機能が網羅されていない。そのため、本支援プログラムにおいて、WTO 関連情報共有化システムを設計・開発するニーズがあることには変わらないものの、WTO 関連情報共有システムはペーパーレスシステムと無関係では存在し得ないため、相互に連携を保つシステムとして設計・構築することが必要となった。

2.2.3 支援ニーズ

(1) WTO 関連情報共有システムの設計

WTO 関連情報共有や効率的な業務フローが実現することによって、DTN における現状の業務上の課題を解決し、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化につながる WTO 関連情報共有システムを設計することが必要である。設計にあたっては、以下の観点に留意する必要がある。

- ・ 将来的な業務内容、情報フローなどの変化に対応できることが必要である。
- ・ WTO 関連情報に限らず他分野の情報を他政府機関担当者とも共有化できるような汎用性・拡張性が必要である。
- ・ 担当者が個別に管理している WTO 関連情報を一元的に収集・整理し、必要とされる情報の明確化及びそれらの分類化を行う必要がある。
- ・ 既存の文書管理規程を前提としたシステムとする必要がある。

(2) パイロットシステムの構築

本来、WTO 関連情報を扱っているタイ政府機関すべてにおける情報共有化を実現するシステムを構築することが望ましいが、政府機関利用者側の受け入れ態勢、現在のインターネット上のセキュリティレベル及びタイ政府機関間のネットワーク環境を考慮すると、一挙に実現することは難しい。

設計した WTO 関連情報共有システムのうち、汎用性、拡張性を確保した上で、現環境下で最もニーズの高い機能を実現し、実際に稼働するパイロットシステムを構築することの支援ニーズは高い。このうち、DTN 内部で WTO 関連情報の共有化を実現するとともに、DTN が管理している WTO 関連情報を他政府機関と共有化することを目的としたパイロットシステム構築のニーズが最も高い。

(3) システム運用及び今後の拡張のための支援

WTO 関連情報の共有化を効率的に行い、WTO 協定履行のための組織体制強化につなげるためには、構築したシステムを利用者が十分に活用する必要がある。そのため、システムのメインユーザである MTN 担当官、システム管理担当者に対してシステムを利用、運用、維持、管理するための十分な研修を実施することに対する支援ニーズがある。

また、将来的なシステムの拡張を DTN 独自に行うことができるように、DTN 担当者のシステム開発・運用能力向上のための技術支援に対するニーズがある。

2.3 サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポネント 2》

2.3.1 GATS 履行状況及びサービス分野の政策と経済の現状

(1) GATS 履行のための組織体制と独自の取り組み

タイにおいては、2002 年 9 月まで、商務省事業経済局（DBE）多国間交渉課のサービス担当者が GATS に関するジュネーブとの連絡窓口、関係省庁間での情報提供とポジションのとりまとめにあたってきた。同年 10 月からは、組織改編に伴い、事業経済局の後身である貿易交渉局（DTN）の下、サービス貿易交渉課が設置され、GATS に基づき現在進行中の WTO サービス貿易自由化交渉への対応ならびに ASEAN や APEC といった他の地域機関、二国間経済協議等におけるサービス関連の 이슈を一元的に扱うこととなった。DTN（旧 DBE）は、各省担当官を組織して情報共有化に努めている。

個別のサービス分野や 이슈を扱う関連省庁は、経験や知識、関心の所在がそれぞれ異なるが、概ね人材の層が厚いとは言い難い。交渉経験のある運輸通信省や財務省以外の省庁においては、サービス交渉の進行に伴って GATS への対応の重要性が自覚されはじめた段階と言ってよい。

DTN 等関係政府機関は、産業界の要請に応じてアドホックな説明会やセミナーを行ってはいるものの、財務政策局を中心とする金融サービスに関する調整チームを除き、GATS に関連した活発な関係が構築されるには至っていない。

(2) GATS の約束状況とその他のサービス貿易自由化枠組み

タイは WTO の原加盟国としてウルグアイ・ラウンド交渉の結果、ASEAN 諸国の中では比較的幅広いセクターを網羅する約束を行っている。また、GATS 発効後に行われた基本電気通信サービス交渉および金融サービス交渉にも参加し、同 2 分野に関しても約束を行っている。但し、現在行われているサービス貿易自由化交渉の中で、約束の更なる改善を各国から求められている。また、APEC や ASEAN サービス協定といった他のフォーラムにおける自由化の成果を GATS の枠組にどれだけ反映させていくことが可能かという点が政策上の課題となっている。

(3) サービス産業政策・サービス経済の現状

サービス分野は、物流、通信、金融など、製造業を含む産業全体のインフラストラクチャーの役割を果たすものである。したがって、サービス産業が効率化され、低価格・高品質のサービスの提供は、一国の産業全体の競争力向上に資することが期待される。タイ政府が多くのサービス分野の中で WTO に対して特に強調するのは金融分野と電気通信分野の自由

化であり、WTOの貿易政策検討機関における直近のタイ審査会合においても外資への解放や競争の導入などが報告されている。

タイは、ASEAN5カ国の中ではGDP全体におけるサービスGDP比率、サービス輸出のGDP比及びサービス分野の生産性に関しては中位に位置する。他方、サービス雇用および実質成長率に関しては5カ国中5位である。2001年のタイのサービス部門がGDP全体に占める割合は58.0%であり、その内訳として金融サービスは17.2%と最も大きく、1998年以降堅調である。特に途上国において他の分野への波及効果の面でも期待が高い観光サービス分野に関しては、GDP比、輸出のGDP比ともASEAN内で高い比率となっている。今後とも中長期的な成長が模索されるべき分野となろう。

2.3.2 支援ニーズ

GATSに基づくサービス貿易自由化交渉は2000年より開始されており、本プログラム期間、同交渉は本格的に進捗してきた。GATSのルールに関する議論やGATSに基づく自由化交渉の論点は、さらに深まり、拡大しつつある。また、2002年夏には各国から交渉の「イニシヤル・リクエスト」(交渉開始段階での自由化の要望)が提出され、関係各省が対応に向けて危機感を高めているという事実がある。

一般に、GATSは、(1)構造が複雑で権利義務が難解であり、(2)対象とするサービス分野が広範・多様であり、さらに、(3)国内サービス産業政策と自由化の関係が重要な検討課題となっている。

(1) タイ政府のニーズ

DTNは、政府部内においてGATSに対する一般的な理解の裾野を拡げること、すなわち、進捗中のサービス交渉に対応するために、GATSに関わる多くの省庁の担当官の知識レベルの向上の必要性を明らかにした。また、プログラムが進行する過程において、上記の一般的な理解向上を通じ、各主要サービス分野のより深い問題や課題の把握のための知識移転に対するニーズが明らかになった。例えば、通信・金融サービス分野においては、現状の自由化約束の実施が急がれるとともに、他国のリクエストへの対応を検討することが急務となっていた。また、部分的な約束を行っている分野、全く約束を行っていない分野においては、現在の国内法やAPECにおける自主的自由化計画等の内容も踏まえ、今後の自由化政策やGATSへの理解を深め、その権利を活用することが課題となっていた。

2.4 アンチ・ダンピング / 補助金及び相殺関税についての協定 (AD/CVD 協定) 《コンポーネント 3》

1995 年、タイ商務省は、アンチ・ダンピング及び相殺関税の課賦についての商務省通知を制定し、同通知は 1996 年 9 月 14 日に新通知 (B.E.2539) として発効した。いくつかの WTO 加盟諸国から、新通知は WTO 協定に含まれる特定の要求事項にできていないとの指摘がなされたため、タイ政府は WTO 協定に完全に適合した新たなアンチ・ダンピング及び相殺関税法 (B.E.2542) を制定し、同新法は 1999 年 7 月に発効した。

2.4.1 タイ産業における AD/CVD 措置の経験

タイ産業は、頻繁に輸出先諸国のアンチ・ダンピング措置の対象となっており、近年は、特定の産業が相殺関税措置の対象ともなっている。このうち、最も多くのアンチ・ダンピング措置の経験を有する鉄鋼産業についてみると以下のとおりである。

タイから輸出される鉄鋼及び鋼材、特に管具、鋼管は、EU 諸国、カナダ、米国、オーストラリア等各国のアンチ・ダンピング措置の対象となってきたが、タイ現地の鉄鋼メーカーによると、タイから輸出され米国からアンチ・ダンピング措置を受けている鋼材の大半は、例えば熱延鋼板の場合のように、外国輸入品を再加工したものである。また、輸出業者に対して原料となる鋼材の輸入税控除を与えたという理由で、米国による相殺関税措置に直面している。

図表 -2-4 アンチ・ダンピング税及び相殺関税（鉄鋼製品のケース）

国	製品	AD(%)	CVD(%)
EU	管具 (1994年2月3日調査開始)	58.90(1996年4月4日時点) 2001年4月失効見直し	-
	管具 (1994年2月3日調査開始)	6.3~22.1 (2000年8月11日時点)	-
	溶接管 (2001年6月29日調査)	係属中	-
カナダ	炭素鋼溶接管 (1994年2月3日調査)	14.20~46.50	-
	熱延鋼板 (1999年10月15日調査)	32~57.6	1,860 パーツ /トン
オーストラリア	亜鉛引き鋼管 (1999年4月27日調査)	3~33 (2000年11月9日時点)	-
	鉄鋼棚上部品一式 (1994年2月3日調査開始)	DM 47.8% (最終決定) (2001年9月26日)	-
米国	管具 -But Weld Preliminary 調査 1999年 -SUNSET 1999年5月	10.68~50.84 10.68~50.84	-
	管具 -1985年3月17日調査 -第1回年間調査(1988-89) -第2回年間調査(1992-93) -第3回年間調査(1994-95) -第4回年間調査(1995-96) -第5回年間調査(1996-97) -第6回年間調査(1997-98) -第7回年間調査(1998-99) (予備決定) -第8回年間調査(1999-2000)(予備決定) -SUNSET(2000年8月22日)年間調査	15.67~15.69 38.51 (最小値) 15.67~18.04 7.27~29.89 9.52-15.67 1.92-15.67 9.84-15.67 0.24-15.67 1.92-15.67 15.60-15.69 調査中	-
	熱延鋼板 (2000年12月3日調査開始)	3.86-19.72	2.38

出所：Bureau of Trade Interests and Remedies

2.4.2 AD/CVD 協定実施担当機関の現状とキャパシティ・ビルディングの必要性

商務省内の外国貿易局（DFT）Bureau of Trade Interests and Remedies が AD/CVD 協定の実施について主に責任のある部門である。同課には、25 名の職員がおり、ダンピング調査、損害調査、セーフガード、AD/CVD に関する規則の設定を担当している。当該分野について豊富な知識と経験を有する職員も少数いるものの、さらなる知識の向上と、それらを他の職員と共有する必要性が認識されている。

同課は、AD/CVD に関する、手続き上の要件についての助言、企業間の調整活動、ワークショップ、関連する法と手続きに関する研修講座等を民間企業に提供している。しかし、民間企業の見方では、同局内での職員の転任が頻繁であるために、業務が継続したものにならず、非効果的なものになっているという。

DFT の他にも、貿易交渉局（DTN）、国内通商局（DIT）、さらに鉄鋼研究所、電機電子工学研究所といった産業省管轄下の研究所が、AD/CVD への対処について民間企業の支援を行っている。

TA コンサルタント・チームは、インセプション・レポートに基づき、支援手法及び議題について関連組織と協議するため、2001 年 8 月 20 日から 31 日にかけて、タイで第一回の現地調査を実施した。DFT Bureau of Trade Interests and Remedies との会合において、政府担当職員の業務レベルでのキャパシティ強化のためのワークショップとともに、民間企業（鉄鋼、化学、繊維、電機電子機器の各産業）の理解を深めるためのワークショップを開催することが要望された。DFT からは特に前者を優先し、実践的な問題解決に焦点を当てることが希望された。

他方、いくつかの民間企業からのヒアリングからは、貿易救済措置を発動する（あるいは対応する）効果的なメカニズムの構築、また、WTO 新ラウンドでの AD ルール面での規律強化に向けた政府のイニシアチブに対する期待が表明された。

2.5 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定) 《コンポーネント 4》

2.5.1 TRIPS 協定履行状況及び知的財産権分野の法制度と実施体制

タイ政府は途上国に対して設定された TRIPS 協定の経過措置期間の終了に合わせて、国内法の協定整合化作業を実施した。その結果、現在では TRIPS 協定履行に向けた法的措置の整備は終了し、履行確保に向けた国内組織体制もほぼ構築されている。しかし実施面に目を移すと、未だ市場では海賊版、模造品等の不正製品の流通による知的財産権侵害が多発しており、知的財産権が十分に保護されているとは言い難い。TRIPS 協定の履行には、法制度の整備に加えて、権利行使(エンフォースメント)の確保に十分な注意が払われる必要があり、タイはまだこの部分で多くの問題を抱えている。本案件では、支援対象分野及び課題の抽出に当たって、まず TRIPS 協定の履行状況の確認を行った。

(1) TRIPS 協定の義務の履行に向けた国内法整備

タイは、知的財産権分野ではベルヌ条約と TRIPS 協定の二つの国際協定に参加しており、現行の著作権法はベルヌ条約に対応している。2002 年 7 月のトレード・シークレット法の制定を持って、TRIPS 協定整合化に向けた知的財産関連法の改正及び起草をほぼ終了しており、残されているのは地理的表示法のみである。以下、現状を概観する。

タイ政府は 1999 年に特許法を改正し、TRIPS 協定への完全な整合化を達成した。タイが直面する主な実施上の課題として、権利化の遅延が上げられる。DIP の人材不足等のために出願から権利化までに、発明特許では 3~5 年、意匠は 1~2 年、実用新案は 3~6 ヶ月かかる。また、発明特許出願数の大半が外国人によって占められ、登録特許の約 90.0% が外国人に帰属するという問題が存在している。

商標法は、商標をより強力に保護し、保護範囲をサービスマーク、証明標章、集合標章にまで広げるために 1992 年に改正された。その後、標章の法的な定義が拡張する等 2000 年に追加的な修正が行われ、タイの商標法は TRIPS 協定に整合化されている。しかし、商標保護のエンフォースメントはタイ社会及び経済にとって大きな問題であり、衣類、装飾品、時計、玩具等で多くの商標権侵害が発生している。

著作権法は TRIPS 協定及びベルン条約に整合化に向けて 1994 年に改正された。しかし、法解釈とエンフォースメントに問題が残っており、欧米諸国の産業界から多くの問題点が指摘されている。植物品種保護法は 1999 年に立法化された。大半の知的財産関連法は DIP の管理下にあるが、本法は農業協力省の管轄である。本法律では、新植物品種、地域固有植物品種、野性植物品種等を保護することを目的とする。また、植物品種の維持、調査、開発に関わる活動を支援するために植物品種保護基金を設立する旨、規定している。その他、集積回路の回路配置保護法(2000 年 8 月発効)、トレード・シークレット法(2002 年 7 月発効)等の法律が制定された。残された地理的表示に関わる法律が制定されれば、タイの知的財産

制度は完全に TRIPS 協定との整合化が確保される。

(2) TRIPS 協定履行に関わる政府機関

タイ国内では、商務省知的財産局(Department of Intellectual Property、DIP)を始めとして、裁判所、税関、警察等、多くの政府機関が様々な角度から TRIPS 協定履行に関わっている。各機関ともに近年、その活動実績に大幅な改善が見られるが、より効果的なエンフォースメントに向けていずれも人材不足の悩みを抱えており、人材育成に対するニーズは大きい。

DIP は約 160 名の職員を有するタイ国内で TRIPS 協定履行を担当する主要な機関であり、国内調整、法整備、特許や商標等の審査、普及啓蒙、人材育成等の業務を担当している。DIP 内の知的財産促進開発部が知的財産に関わる人材育成を担当しており、商業省管轄下にある各地域の商業事務所と連携し、タイの比較的大きな都市で月に 1~2 回セミナーを実施している。地方政府職員、大学教授、学生、民間企業の職員が主な参加者である。

知的財産及び国際取引裁判所(IPIT 裁判所)は、知的財産と国際貿易に関わる事件を審理することに特化した裁判所である。約 40 名の裁判官と約 120 名の陪席裁判官が 2,300 件の刑事訴訟と 158 件の民事事件を扱っている(2000 年)。大半のケースは、商標または著作権侵害であり、民事訴訟は刑事訴訟よりも時間がかかる傾向にあるため、権利者は刑事訴訟を選択することが多い。IPIT 裁判所設立後、検察庁もその対応する部門として知的財産及び国際貿易訴訟部を設置し、知的財産と国際貿易に関する刑事及び民事事件を扱っている。専門的に訓練を積んだ検察官が効率的で公正な起訴を確実にするために、同部門に配属されており、設置以来、多くのケースについて効率よく処理を進めている。しかし、人員不足のために大容量の事件に迅速に対応することに困難を感じている。また、大半の事件が多くの小さなベンダーに関係する商標及び著作権の侵害事例である点が、業務の実施を難しくしている。

王立タイ警察は、知的財産保護を専門に担当する課を経済犯罪調査部の下に置き、87 名の警察官が DIP と連携して模倣品対策に当たっており、主に著作権、商標に関連した刑事事件を取り扱っている。取締り数及び差押物品数は確実に増加しているが、人的リソースが限られているために迅速な対応が難しいケースがある。税関局には TRIPS 協定によって付与された水際措置の履行について、その責務と期待は高まっている。しかし、密輸事件に関わる業務が大きな負担となっており、侵害問題に多くの時間を割けずにいる。

その他、タイ国内で本分野の関係機関として、科学技術環境省(Ministry of Science Technology and Environment、MOSTE)、DIP から特許審査を委託されている国内の 9 大学、民間企業、タイ発明者協会等の各種民間団体が存在する。民間の弁護士事務所には高度な専門家が存在するが、タイ国内の知的財産権専門家の多くが未だ DIP を始めとする政府機関に集中していると言える。

2.6 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポネント 5》

2.6.1. TBT 協定に関するタイ政府の活動

タイにおいては、タイ工業標準研究所（TISI）が工業省（MOI）の下に設置された国家標準化機関であり、ISO 及び IEC のメンバーともなっている。TISI は、また、ISO、IEC、TBT の各国内委員会の事務局も務めている。TBT 協定の実施にあたっては、TISI は国家標準を策定する際や、タイの他の省庁が制定する強制規格の策定手続の透明性の向上に努めてきた。さらに TISI は、タイの国家標準を国際標準に適合させる努力を継続してきており、様々な分野における相互承認協定（MRA）の締結にも前向きに取り組んできている。

(1) 透明性の向上

タイ政府（TISI）は、1995 年以来、関連する国際標準の技術的内容に合致していない強制規格や適合性評価手続を WTO 事務局に対して通報してきた。近年における通報件数の増加は、食品及び医薬品の安全性に関する規制に関連したものとなっている。

(2) 国際標準との整合性

タイ政府は、国家標準を国際標準と適合させる努力を継続してきている。APEC の個別行動計画（IAP）によると、2001 年には全国家標準の 14% に相当する 298 の標準が国際標準に整合していた。タイはまた、APEC の基準認証小委員会（SCSC）で合意された優先分野において国家標準を国際標準に整合させることを目指してきた。2000 年時点においては、電気製品分野においては 2 つの国家標準が国際標準に整合化され、IEC60335s 分野においては 14 の、また品質管理関係では 1 つの国家標準が国際標準に整合化された。

TBT 協定もまた、加盟国に対して、国際標準化団体における標準の策定プロセスに参加するよう促している。タイ政府は、多くの国際標準化団体に積極的に参加している。特に標準化分野における主要政府機関である TISI は、ISO と IEC のメンバーとなっている。TISI は ISO の TC/SC レベルにおいて 65 の P メンバーとなっており、142 の O メンバーとなっておりとともに、IEC においては、同じく TC/SC レベルにおいて 30 の P メンバー、53 の O メンバーとなっている。

(3) 適合性評価手続の相互承認

TBT 協定第 6 条 3 項は、加盟国の適合性評価の結果を相互に受け入れるよう他の加盟国と交渉に入るよう強く促している。このため、タイは近年において主として他の APEC 加盟国と、多くの相互承認協定（MRA）を締結すべく準備を行っている。2002 年 7 月には、

TISI は製品承認分野における適合性評価に関する基準を改定しており、その中で適合性評価結果を相互に受け入れることを促進している。

2.6.2 TISI の活動

タイ工業標準研究所 (TISI) は公正な貿易を実施し、貿易障壁を減少させることを目的として、タイの標準化関連の行政一般に責任を有する機関である。TISI は 1968 年の工業製品標準化法に基づき工業省 (MOI) の下に設立された。同法に基づき、工業製品標準審議会が TISI の監督機関となった。審議会は政策立案、標準策定上の優先順位の設定、技術委員会のメンバーを指名する際の大臣への推薦、認証スキームの基での調停とライセンスの付与を行っている。

TISI の主要業務は、タイの工業標準の策定、製品認証及び製品の登録、試験機関の認定、さらには標準情報サービスの提供である。TISI はまた、WTO の TBT / SPS 両協定の実施を監督し、国際標準化活動に参加し、他の加盟国や関係機関からの照会に応じる照会所の役割を務めている。2001 年には、TISI の下に TBT 小委員会が設置された。

2.6.3 TBT 協定に関する優先事項

(1) タイの輸出製品が直面する技術的措置

タイの輸出製品が、製品のラベリング、ユーザーマニュアルの現地語への翻訳、電磁波インターフェイスなど、多くの輸入国における様々な技術的措置により困難に直面すると、産業界においては TBT 協定の規定が話題に上ることになる。こうした技術規制に直面する製品のアイテム数は、植物衛生検疫上の規制と比較すると依然として少ないものとなっているが、電気機械産業など特定のセクターにおいては、こうした強制規格によって大きな影響を受けることになる。

(2) EU 指令案

近年、EU は「廃棄電気機器 (WEEE : Waste Electrical and Electronic Equipment) に関する指令案」及び「電気機器分野における特定有害物質の使用の規制に関する指令案」を公表した。これら 2 つの指令案は EU 市場においてタイの電気機器製造業者を不利な立場に追い込むものになると考えられている。こうした状況を受けて、電気機器研究所及びタイ産業連盟の積極的な参加を受け、タイ政府と民間セクターの間で作業部会が設置された。加えて、こうした問題に対処するコンサルティング・サービスも検討されている。

． キャパシティ・ビルディング活動

1. 協力プログラムの全体像

本プロジェクトでは、一過的な研修プログラムや機材供与とは異なり、プログラム実施に加え、その組成段階、実施後の体制整備段階それぞれで、WTO 協定履行能力の向上に資する技術移転を実行した。

本章では、目に見える形で実施されたプログラム（実施段階）の報告が中心となっているが、プログラムの目的やアジェンダ・構成の合意形成等として報告されている部分は、組成段階における技術移転活動の実績である。プログラム実施に至るまでの、数多くの協議・カウンターパート内での調整といった組織的な対応プロセスにおいて、多くの技術移転と組織強化の基礎の整備に資する取り組みがあって合意形成につながっており、実施されたプログラム同様に支援目的に沿うものとする。

各支援プログラムの基本的な枠組み・方向性等に関しては、既に S/W 調査段階にて合意されたものであるが、組成段階におけるカウンターパート側のニーズの把握により、実施段階では、当初の設計を、よりカスタマイズすることができたとする。ワークショップ等の講師に関しても、ニーズに即した最適な人材資源を、WTO 国内支援委員会をはじめ、日本の産学官専門家、WTO 事務局関係者、第三国専門家等、幅広い範囲から選定した点は、カスタマイズのプロセスを、より実効性のあるものに高める上で有効であったとする。

実施後の体制整備段階のキャパシティ・ビルディング活動については、提言の形で次章にまとめるが、本提言も、プログラム実施までの実績を自助努力により発展的に継続するという観点から、組成段階と同様のプロセスを経て提示したものであり、この段階においても WTO 協定履行能力の向上に資する技術移転が実行されている。

本プロジェクトでは、冒頭「1.4 プログラムの基本方針」の部分でも概説したとおり、こうした各段階の充実と一貫性が確保されることで、プログラム終了後においても継続的に持続可能な能力向上の機会を、“キャパシティ・ビルディング活動のためのシステム”という形で提供することに重点を置いた。以下、図表 -1-1 及び図表 -1-2 は、この内、特に実施されたプログラムの全体像を整理したものと、プログラムの実施方法を整理したものである。なお、プログラムの実施にはワークショップ講師等に外部から計 48 名の専門家を現地に派遣し、プログラムに投入した。

日本官庁	11
日本学識者	3
日本民間専門家	13
第 3 国専門家	2
タイ専門家	19
計	48

図表 -1-1 キャパシティ・ビルディングプログラムの実施 全体象

支援対象協定・分野 全体の調整	カウンターパート 商務省貿易交渉局 (DTN)	実施したプログラム	評価分析と提言
WTO 協定実施にか かる組織体制の強 化	商務省貿易交渉局 Department of Negotiation (DTN)	2001年8月：インセプション・ミッション 2002年3月：インテリム・レポート提出 11月11日：ラップアップ・セミナーを開催、プログラム全体を総括。 12月：ファイナル・レポート提出 DTN におけるニーズと能力を踏まえ、システム設計、2002年6月：システム 版、9月初旬にシステム 版を導入し、10月にシステム管理部門と WTO 担当部 署へのトレーニングを実施した。 10月：システム最終版導入 11月：最終版によるトレーニング、システム稼働開始 12月：運用フローの手直し	システムの稼働開始後の運用状況か ら提言を導く。
サービス貿易に関 する一般協定 (GATS)	DTN、大蔵省財政政策局(金 融分野担当)、通信省(通信 分野)、その他関係省庁	2002年2月：GATS 全般に関する2日間のワークショップ(講師：METI、MOFA、 総務省、WTO・OB) タイ側：DTN (DBE)を窓口として関係先へ案内 8月：金融、通信、観光、会計の分野別 WS 開催(講師：WTO・OB) タイ側： 大蔵省、通信省、タイ観光局、商務省および業界団体。	左記2ワークショップの評価分析結 果をタイ側カウンターパートと共有 し、ラップアップ・セミナーにおけ る議論を経て提言を策定。
アンチダンピング 協定(AD) 相殺関税協定 (CVD)	商務省外国貿易局 Department of Trade (DFT)	2002年2月：AD/CVDの基礎と制度を主テーマに3日間のWS(講師：METI、 本邦学識者、欧州弁護士) タイ側：商務省外国貿易局(DFT)。 8月：官民協力を主題として2日間のWS(講師：METI、民間専門家) タイ側：DBE、DFT、業界	左記2ワークショップの評価分析結 果をタイ側カウンターパートと共有 し、ラップアップ・セミナーにおけ る議論を経て提言の策定
知的財産権の貿易 関連の側面に関す る協定 (TRIPS)	商務省知的財産局 Department of Intellectual Property (DIP)	2002年3月：タイ・日本双方に教材開発のための専門家執筆チームを設置、現 地で合同会議を開催。6分野7項目のわたる研修カリキュラムと教材開発スター ト。 9月：原稿完成、英文チェック 10月：現地にトレーニング・セミナー・トレーニング(特許、商標、水際措置、知的財産 権管理、トレード・シークレット)を実施 11月：教材の印刷	トレーナーズ・トレーニングからの 評価結果およびラップアップ・セミ ナーにおける議論を経て、提言を策 定
貿易の技術的障害 に関する協定(TBT)	タイ工業標準局 Thai Industrial Institute (TISI)	2002年2月：TBT 協定及び国際標準化に関する2日間のWS開催(講師：METI、 民間専門家) タイ側：タイ工業標準局(TISI) 8月：国際標準化作業スキルおよび交渉スキルに関する2日間のWS開催(講師： METI) タイ側：TISI および業界団体	左記2ワークショップの評価分析結 果をタイ側カウンターパートと共有 し、ラップアップ・セミナーにおけ る議論を経て提言を策定
交渉能力向上	DTN	各コンボネット別のワークショップのセッションの中でカバー、とりわけ GATS、 および AD/CVD が関連。	各コンボネットごとの提言へ反映

図表 -1-2 コンポネントとプログラムの実施方法

コンポネント	プログラム実施の方法	プログラムの狙い
組織体制の強化 (コンポネント1)	情報シェアリングに係るシステム開発	単なる技術的なシステム開発ではなく、業務フロー分析からのカウンターパートとの共同作業を通して開発過程段階から情報共有化を中核とした組織体制強化活動に資する取り組みとし、導入段階では、既にユーザーサイドから活用利便性が理解され、速やかに利用が促進され組織体制強化につながることに重点を置いた。
TRIPS 協定実施能力向上 (コンポネント4)	教材・カリキュラム開発及びトレーナーズ・トレーニング開催	開発プロセスを共有化しノウハウを移転することで本支援プログラム後の自助努力による継続的教材開発を可能とし、講師教育により一定の標準化された指導の確保と今後開発される教材活用のための機会提供・人材育成を支援することに重点を置いた。
GATS 実施能力向上 (コンポネント2)	ワークショップの開催	一過的研修機会としてのみのワークショップの開催ではなく、企画・組成段階から、プロセスノウハウの移転、協定実施能力向上自体に係る人材育成及び組織体制の強化を図るとともに、今後、本実績が、自助努力によるキャパシティ・ビルディング活動継続のための端緒となる支援に重点を置いた。
AD/CVD 協定実施能力向上 (コンポネント3)		
TBT 協定実施能力向上 (コンポネント5)		

2. 現地における活動

2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポーネント 1》

2.1.1 支援活動内容の構築

I.3.2.3 における支援ニーズを踏まえ、タイ政府と協議のうえプライオリティを明らかにし WTO 関連情報共有のためのパイロットシステムの構築を含む支援活動内容を確定した。支援活動内容は大きく以下の 3 段階で構成されている。

- ・ WTO 関連情報共有システムの設計
- ・ パイロットシステムの構築
- ・ 商務省貿易交渉局 (DTN) におけるシステムの運用及び今後の拡張のための支援

また、上記各段階において、DTN カウンターパートと随時協議を行う体制を整え、支援活動そのものに加え、上記各段階において、システム設計手法、システム開発手法など、活動自体の方法についても技術移転の観点から支援につながるよう配慮して、支援活動を実施することとした。

2.1.2 WTO 関連情報共有システムの設計

I.3.2 において明らかとなった DTN における WTO 関連情報の管理の現状と課題、DTN における既存システムの概要を踏まえ、WTO 関連情報共有システムの設計を行った。

(1) システムコンセプト

WTO 関連情報システムの設計にあたり、まずシステムコンセプトを策定した。

(a) システム全体構成概念

WTO 関連情報システムを WTO 協定実施に係るタイ政府の組織体制強化のための WTO 関連情報の共有システムと位置づけ、通常、署名入りの紙媒体文書でやりとりされている WTO 関連文書及び文書属性情報をシステムに登録し、それらを検索・閲覧できる以下の機能を有するシステムとすることによって、WTO 関連情報を共有化できるものとした。

- ・ 文書及び文書属性情報、当該文書の検索・閲覧権限の登録・編集機能

- ・ 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能

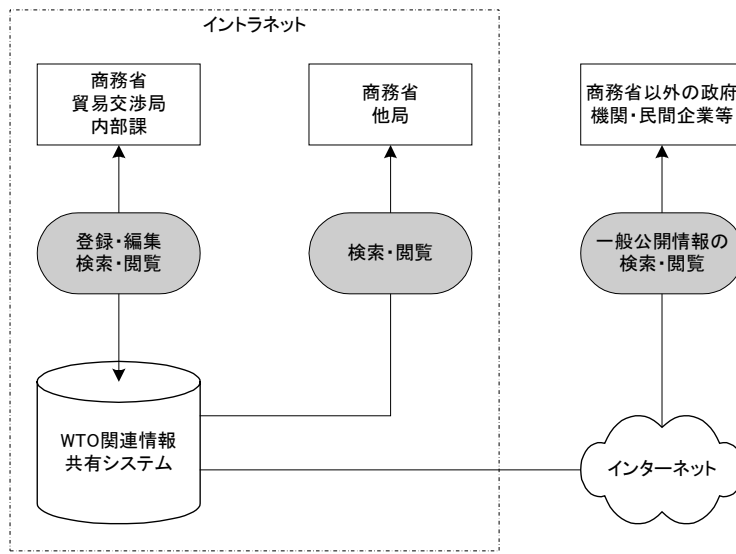
実際に構築するパイロットシステムとしては、以下の理由から、機能毎に利用者を限定し、DTN 内部にある WTO 関連情報の共有化を第一の目的としたシステムとすることとした（ただし、将来の拡張が可能な設計とすることとした）。

- ・ DTN 内部における WTO 義務履行に関する情報の共有化自体が十分ではないこと
- ・ 現状のインターネットに秘密性の高い情報を流通させることは漏洩のリスクがあること（「I.3.2.2 商務省貿易交渉局における既存システムの概要」で示したようにタイ政府機関を結ぶイントラネットは構築されておらず、DTN を中心とすると商務省内のみでイントラネット環境が構築されている）

すなわち、システム利用者を大きく以下の 3 種類に分け、DTN 内部利用者以外が利用できる機能を限定することとした。

- ・ DTN 内部の利用者
 - 文書及び文書属性情報、当該文書の検索・閲覧権限の登録・編集機能
 - 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能
- ・ 商務省他局の利用者
 - 権限のある利用者による文書及び文書属性の検索・閲覧機能
- ・ 他政府機関及び民間企業等の利用者
 - 一般公開文書及び文書属性の検索・閲覧機能

図表 II-2-1 WTO 関連情報共有システムの全体構成概念



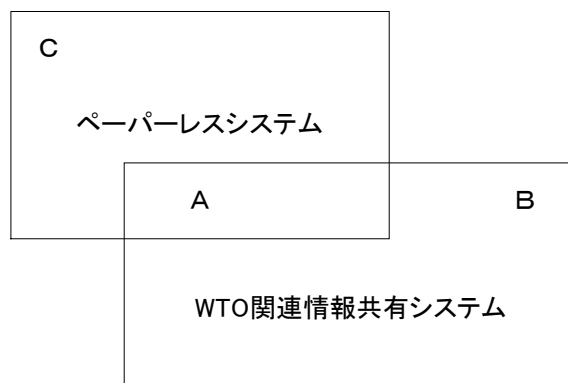
(b) 既存システムとの連携

DTN では、WTO 関連情報共有システムとは別に、DTN 内部の情報共有化機能を有し、平成 14 年 9 月からの本格的稼働を目標としたペーパーレスシステム (INFOMA) の導入が決定されていた。DTN の中で同様の機能を有した複数システムを維持・管理していくことは非効率であるため、ペーパーレスシステムの稼働を前提として両システムが併存する非効率を避けつつ、WTO 関連情報の共有に必要な機能を有するシステムとなるよう WTO 関連情報共有システムの設計を行うこととした。したがって、WTO 関連情報共有システムの設計・開発は、以下の方針に従うこととした。

- ・ ペーパーレスシステムと WTO 関連情報共有システムはできるだけ連携したシステムとなるように設計・開発する。
- ・ ペーパーレスシステムの提供機能では足りない機能に関して、追加的なシステムとして設計・開発する。
- ・ WTO 関連情報共有システムに必要な機能を実現するため、ペーパーレスシステムをカスタマイズする方が相応しい機能に関しては、ペーパーレスシステムをカスタマイズすることによって実現する。すなわち、WTO 関連情報共有に必要となる機能実現のため、ペーパーレスシステム及び WTO 関連情報共有システム部分を技術支援の対象とすることにより、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化に資するシステムとなるように技術支援を行う。
- ・ ペーパーレスシステムの運用に際し、何らかの障害が発生し、その運用を正常に行うことができなくなった場合においても、WTO 関連情報共有システムのみで通常の運用を行うことを可能とするよう設計・開発する。この点は、将来、ペーパーレスシステムの導入されていない政府機関において、WTO 関連情報共有システムのすべての機能を利用する場合においても有用となる。
- ・ 新たに設計・開発するシステムに加えて、ペーパーレスシステムのうち WTO 関連情報共有に必要な機能部分を技術支援の対象とすることにより、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化に資するシステムとなるように技術支援を行う。

図表 II-2-2 にペーパーレスシステムと WTO 関連情報共有システムの連携イメージを示す。

図表 II-2-2 ペーパーレスシステムと WTO 関連情報共有システムの連携イメージ



- ・ A+B : DTN において WTO 関連情報シェアリングに必要な機能
- ・ A : WTO 関連情報シェアリングに必要な機能のうち、ペーパーレスシステムで提供する機能
- ・ B : 追加的に開発する機能 (WTO 関連情報シェアリングに必要な機能のうち、ペーパーレスシステムでは提供されない機能)
- ・ C : ペーパーレスシステムで提供されるが、WTO 関連情報共有化に利用しない機能

(2) システム設計

上記(1)システムコンセプトを踏まえ、DTN カウンターパートと随時協議しながら、WTO 関連情報システムの設計を行った。WTO 関連情報システムは、「WTO-ISS (WTO-related Information Sharing System)」の名称で設計・開発を行ったため、以下では WTO-ISS と記す。以下に WTO-ISS の設計の概要を示す。

(a)ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携

ペーパーレスシステムは、DTN 全課において利用が義務づけられるシステムであるため、稼働時点においては、ペーパーレスシステムには、DTN へ外部から送付された文書、DTN から外部へ送付する文書がすべて登録されることが想定される。しかし、ペーパーレスシステムは、DTN 外部の利用を想定したシステムとなっていない。

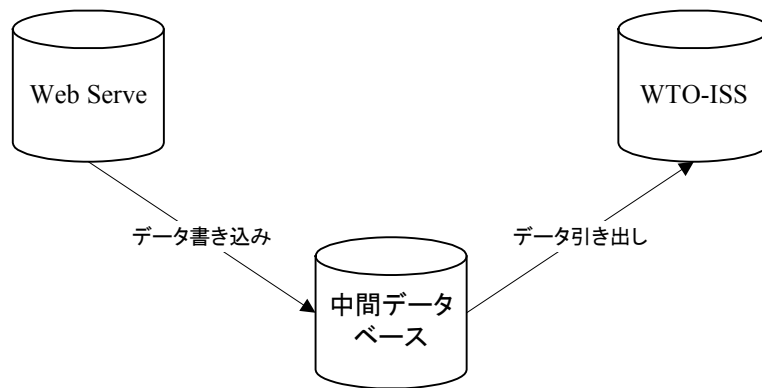
そこで、同一文書を2つのシステム個々に登録する無駄を省くために、WTO-ISS はペーパーレスシステムに登録された文書及び文書属性情報を利用し、DTN 内外の利用者が WTO-ISS で情報を検索・閲覧する形態を基本とすることとした。

そのため、ペーパーレスシステムのうち Web Serve から WTO-ISS へ自動的にデータを転送する機能を構築することとした。具体的には、Web Serve と WTO-ISS の間に中間データベースを構築し、各システムは中間データベースと以下のやりとりを行うことで実現する

こととした（図表 II-2-3 参照）。

- Web Serve：中間データベースにデータを書き込む
- WTO-ISS：中間データベースからデータを引き出し、中間データを削除する
- バッチ処理で 1 日 1 回実施する
- バッチ処理とは別にマニュアル操作によるデータ転送を可能とする
- 中間データベースのデータ形式は、将来の拡張性・柔軟性を考慮して、XML とする

図表 II-2-3 ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携



(b) ペーパーレスシステムと WTO-ISS の利用者アカウントの連携

DTN 内の利用者は、ペーパーレスシステムと WTO-ISS で異なる利用者アカウントを使い分けることは煩雑であるため、両システムの利用者アカウントを以下の方針で連携することとした。

- 両システムのユーザ ID とパスワードは同一とする（バッチで 1 日 1 回同期をとる）
- ユーザ ID、パスワード以外の利用者アカウント情報についても連携を行う
- データ連携方法と同様に中間データベース(XML)を構築し連携を行う
- バッチ処理とは別にマニュアル操作によるアカウント情報転送を可能とする

(c) ペーパーレスシステムの管理対象のカスタマイズ

ペーパーレスシステムは、Web Flow、Web Serve とともに業務を管理単位としているため、1 業務に複数文書が含まれる場合には、個々の文書の詳細な属性情報が登録されていない。しかしながら、WTO 協定実施に係る WTO 関連情報の共有化のためには、文書単位で検索

することが必要である。特に、MTN、SNB³以外の課の業務に一部 WTO 関連文書が含まれていた場合には、課題が生じる。そこで、Web Flow から Web Serve ヘデータを転送する際に、文書単位で登録できるようカスタマイズをすることとした。

(d) 登録する文書のファイル形式とファイル変換の自動化

システムへの登録対象となる WTO 関連文書のうち、DTN 外部作成文書は、紙媒体資料として送付されてくるため、基本的にスキャンした TIFF ファイルを登録する。DTN 内部作成文書は、DTN で使用している Microsoft Office によって作成されたファイルと、署名入り文書に関してはスキャンした TIFF ファイルの 2 種類が存在し、それぞれ異なる利用目的があるため（Microsoft Office ファイルは再利用のため、TIFF ファイルは公式文書の写しとして）、同一文書として両方のファイルを重複登録することとした。

また、インターネット上では、事実上の標準である PDF ファイルで公開することが望ましいため、Microsoft Office ファイル及び TIFF ファイルを自動で PDF 形式に変換する機能を構築することとした。

(e) 自動 OCR 機能

紙媒体資料をスキャンした WTO 関連情報に関しても全文検索の対象として利用者の利便性を高めるため、全文検索用として実用に耐えうる正字率が期待できる英語文書のみを対象に、OCR によって自動でテキスト化する機能を構築することとした。

(f) 言語種別の登録機能

インターネット公開を行う WTO-ISS では、タイ語を理解できない利用者のために、WTO 関連文書の記述言語がタイ語であるか英語であるかの区別が必要である。そこで、DTN 内部の利用のみを想定しているため本機能を有しない Web Serve のカスタマイズを行うこととした。

(g) 文書保存期間の登録機能

将来においても WTO-ISS が十分に利用可能なシステムであるためには、不要な文書を削除することが必要である。そこで、WTO-ISS 及び Web Serve に、文書毎に以下のような保存期間登録機能を構築することとした。

³ MTN : Bureau of Multilateral Trade Negotiations (多角的貿易交渉課)
SNB : Bureau of Trade in Services Negotiations (サービス貿易交渉課)

- ・ 文書として登録する段階で保存期間を設定する。
- ・ 設定保存期間を過ぎた文書は、確認の上、外部媒体に移動もしくは保存期間の変更を行う。

(h) WTO-ISS の検索項目

DTN の WTO 関連担当官のニーズを踏まえ、WTO-ISS では以下の文書属性情報による検索が必要であり、これら項目による検索機能を構築することとした。Web Serve で登録対象となっていない項目については、Web Serve をカスタマイズすることとした。

- ・ 分類コード
- ・ 作成機関コード
- ・ キーワード
- ・ 言語コード
- ・ 日付（発行日、システムへの登録日）
- ・ 管理 ID（紙文書 ID）
- ・ タイトル
- ・ DTN 内担当課・係
- ・ 全文検索

(i) WTO-ISS の表示項目について

DTN の WTO 関連担当官のニーズを踏まえ、WTO-ISS では上記検索項目の他、以下の項目の表示が必要であり、これら項目による検索機能を構築することとした。Web Serve で登録対象となっていない項目については、Web Serve をカスタマイズすることとした。

- ・ 文書データ
- ・ ページ数
- ・ 版数（旧版へのリンク）
- ・ 保存期間
- ・ アクセスレベル
- ・ 公開可否
- ・ 親子関係にある文書
- ・ 他言語文書（同一文書）
- ・ 関連サイト URL

検索結果の文書リスト表示では、DTN の WTO 関連担当官のニーズを踏まえ、以下の項目を表示することとした。

- ・ タイトル
- ・ 日付（発行日、システムへの登録日）
- ・ 作成機関
- ・ ファイルへのリンク（複数形式があれば複数）
- ・ 言語
- ・ 旧版へのリンク

(j) WTO-ISS のメニュー言語

インターネット公開をあわせて行う WTO-ISS では、メニュー言語を以下の 2 言語とすることとした。

- ・ 英語
- ・ タイ語

(k) 閲覧権限の設定

WTO 関連文書の閲覧権限の設定に関しては、DTN 内における現状の紙媒体資料の閲覧権限及び商務省他局への公開、インターネット公開を踏まえ、以下のグループが必要であり、きめ細かな閲覧権限の設定が可能なシステムとすることとした。また、DTN 内部の閲覧権限は、Web Serve から設定情報を自動転送することとし、商務省内担当官すべて可能、一般公開の設定は、「(l) 一般公開の設定機能」で示すように WTO-ISS で設定する機能を構築することとした。

- ・ DTN の局長及び副局長のみ可能
- ・ DTN 各課長のみ可能
- ・ DTN 各課担当官のみ可能
- ・ DTN 担当官すべて可能
- ・ 商務省内担当官すべて可能
- ・ 一般公開

(l) 一般公開の設定機能

商務省全体及び一般公開の設定は WTO-ISS から上記当該文書担当者グループが行うこ

ととし、WTO-ISS に商務省全体及び一般公開の設定が容易に可能な機能を構築することとした。

(m) 登録・更新・削除権限の設定

Web Serve では業務の担当者のみ文書の登録・更新・削除が可能なシステムとなっている。WTO-ISS では Web Serve からその情報を自動転送し、文書の担当者、課長から権限を委任された担当官、担当者が日常的に業務を一緒に行う担当官からなるグループを設定し、そのグループに所属する利用者のみ文書の登録・更新・削除が可能なシステムとすることとした。また、この担当者グループは、上記(k)閲覧権限がいずれの設定であっても閲覧権限を有することとした。このような設定とすることによって、文書の担当者が出張中など不在の場合でも、他の担当官が文書の登録・更新・削除が可能なシステムとした。

(n) 版数管理の機能

WTO 関連文書の版数管理機能は、DTN 内部作成文書のみを対象に必要となるため、Web Serve をカスタマイズして登録できるようにするとともに、WTO-ISS へ版数管理情報を転送する機能を構築することとした。

(o) スタンドアローン機能

WTO-ISS はセキュリティを考慮して、インターネット経由で秘密性の高い文書を検索・閲覧できないシステムとしたが、DTN 担当官が出張時にも WTO 関連情報を閲覧できるようにするため、WTO-ISS に登録されている WTO 関連情報をノートパソコンなどにダウンロードし、単体で稼働する検索・閲覧機能を実現するスタンドアローン機能を構築することとした。

(p) システム管理者用機能

WTO-ISS システム管理者の管理負荷を軽減するため、利用者管理機能（利用者アカウントの管理）、グループ管理機能（権限設定のためのグループの管理）、カテゴリ管理機能（WTO 関連情報の分類カテゴリの管理）、文書退避機能（保存期間の失効した文書の退避等のための機能）、ログ記録・管理機能（システム利用履歴の記録及び記録閲覧、集計機能）をシステム管理者用機能として構築することとした。

(q) 想定文書量

DTN 内にある WTO 関連文書容量から想定し、WTO-ISS のパイロットシステムの想定登録文書量を以下の通りとし、上記の想定文書量にさらに余裕をもたせた設計とすることとした。

- ・ 初期登録文書：約 10 万ページ
- ・ 追加登録文書：年間約 3 万ページ
- ・ 追加文書保存期間：平均 5 年間
- ・ 合計想定ページ数：25 万ページ（10 万+3 万×5）
- ・ 合計想定文書数：2.5 万文書（1 文書平均 5 ページと想定）

(r) 想定利用者数

DTN 内における WTO 協定義務履行にかかる日常業務から想定し、WTO-ISS のパイロットシステムのメインユーザを MTN 及び SNB 担当官、サブユーザを DTN 他課及びその他と位置づけ、想定利用者数を以下の通りとした。

- ・ 日常的に利用する利用者：MTN 及び SNB 約 30 名
- ・ 時々利用：DTN 他課 70 名程度+商務省他局 300 名程度

利用者アカウントは、DTN 内 Web Serve 利用者全員に付与し、また商務省内他局に関しては必要のある担当官にシステム稼働後に付与することとした。

(s) サーバ環境

セキュリティ確保のため、イントラネット用ウェブサーバとインターネット用ウェブサーバは別のハードウェアとすることとし、また、サーバ負荷軽減のため、データベースサーバ及び PDF ファイル作成用サーバを 1 台ずつ用意する以下の 4 台構成とした。

- ・ イン트라ネット用ウェブサーバ
- ・ インターネット用ウェブサーバ
- ・ データベースサーバ
- ・ PDF ファイル作成用サーバ

また、ウィルス感染防止のため、上記サーバにはウィルスプロテクトの機能を構築することとした。

(t) ネットワーク環境

WTO-ISS のシステム設計にあたっては、既存の商務省 LAN ならびに DTN 内 LAN を前提に行った。

- ・ 商務省内は LAN 環境が整備
- ・ DTN 内の LAN は 100Mbps
- ・ 商務省 LAN に構築されているファイアーウォールを利用する

(u) クライアント用パソコン

本支援実施前は、DTN の中で WTO 協定義務履行および政府関係省庁間の調整の担当課であり、WTO-ISS のメインユーザと位置づけた MTN（現 SNB を含む）においても複数人でパソコンを共用しているのが現状であった。しかし、WTO-ISS 構築による WTO 協定実施のための効果を上げるためには、日常的に WTO 関連情報を登録・更新するとともに、検索・閲覧する MTN 及び SNB の担当官は 1 人 1 台の WTO-ISS の利用可能なパソコンが必要である。そのため、合計 20 台のパソコンを導入することとした。

(v) スキャナ

紙媒体資料の WTO 関連文書を効率的にデジタル化するため、高速かつ自動給紙付きスキャナ 2 台を DTN に導入することとした。これらは、大部分の WTO 関連文書の受入、送付を行っている局長課文書係及び MTN・SNB 文書係に設置することとした。

(w) 既存 WTO 関連文書のデジタル化

現在、DTN において紙媒体資料で保管されている既存 WTO 関連文書を、システム運用開始時に検索できるよう、デジタル化するとともに、システム登録に必要な文書属性を抽出し、ペーパーレスシステム及び WTO-ISS に登録することとした。登録文書量は合計で約 10 万ページ（約 8,000 文書）である。

2.1.3 パイロットシステムの構築

上記「2.1.2 WTO 関連情報共有システムの設計」で実施した内容のシステム設計にしたがい、WTO-ISS パイロットシステムを開発・構築した。WTO-ISS を DTN の機能強化に資するシステムとするとともに、開発手法に関する技術支援をあわせて行うため、最終版導入までの間に α 版（ユーザ画面は網羅されているが、システムとして実際に稼働しないブ

ロトタイプ)、β版(本来の機能がほぼすべて網羅され、実際のDTNネットワーク環境下で稼働するシステム)を導入した。パイロットシステムα版、β版、最終版それぞれの開発・構築の段階で、随時、DTNカウンターパートをはじめとする担当官の意見、要望を収集し、双方で協議しながら実施した。

なお、実際のシステム開発・構築は、文書管理システムの開発経験の豊富なFUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND社、ペーパーレスシステムの開発会社であるEXCEL LINK社に委託した。

- ・ WTO-ISS α版の導入：2002年6月28日
- ・ WTO-ISS β版の導入：2002年9月6日
- ・ WTO-ISS 最終版の導入：2002年11月4日

(1) WTO-ISS α版の導入

システム設計書を元に開発したWTO-ISSのα版(ユーザ画面は網羅されているが、システムとして実際に稼働しないプロトタイプ)を2002年6月28日にDTNへ導入した。さらに、同日、広く実際のシステムの利用者、管理者を対象として、α版利用者マニュアル、α版管理者マニュアルをもとにWTO-ISSの機能、デザインの説明を行うとともに、具体的なプロトタイプをもとにした具体的な意見、要望を収集した。

(2) WTO-ISS β版の導入

DTNのα版に対する意見、要望を踏まえてα版を元に開発したWTO-ISSβ版(本来の機能がほぼすべて網羅され、実際のDTNネットワーク環境下で稼働するシステム)を2002年9月6日にDTNへ導入した。さらに、9月6日及び9月9日に広く実際のシステムの利用者、管理者を対象として、β版に関する機能、操作の説明を行うとともに、実際に稼働するシステムをもとにした具体的な意見、要望を収集した。

(3) WTO-ISS 最終版の導入

DTNのβ版に対する意見、要望を踏まえてβ版を元に開発したWTO-ISS最終版(実際に正式稼働するシステム)を2002年11月4日にDTNへ導入した。さらに同日、DTNシステム管理部門のWTO-ISS担当者を対象として、システム管理方法の説明を行い、システムの管理をDTN担当者に移管した。

(4) 既存 WTO 関連文書のデジタル化

WTO-ISS 正式稼働開始の段階から WTO 関連情報共有のメリットを実質的に享受できる環境とするため、DTN において紙媒体資料の形で保管されている既存 WTO 関連文書を、デジタル化するとともに、システム登録に必要な文書属性情報を抽出した。本作業の実施にあたっては、以下の観点を考慮して、TA コンサルタント・チームは作業方法の助言にとどめ、DTN 側が主体となって実施することとした。

- ・ WTO 関連情報の分類カテゴリーを決定するために、DTN 内の既存 WTO 関連文書を主体的に整理することが必要であること
- ・ MTN 及び SNB の各担当官が個々に管理している属人的な情報を、分野横断的に一元化する作業を主体的に行うことによって、自らの情報を他者へ提供することを意識してもらうこと
- ・ MTN 及び SNB 執務スペースで本作業を主体的に行うことによって、WTO 関連情報共有システム導入に向けて意識の上で準備してもらうこと

上記にしたがって、デジタル化した既存 WTO 関連文書を WTO-ISS 最終版導入日以降、順次、Web Serve 及び WTO-ISS に登録した。登録文書量は合計で約 10 万ページ（約 8,000 文書）となった。

(5) 開発段階の技術支援

パイロットシステム開発・構築段階を通じて、支援実施内容そのものがシステム開発手法及び開発管理手法に関する技術支援となるよう、DTN カウンターパートと WTO-ISS の運用を踏まえた機能や操作方法などに関して随時協議をしながら実施した。

2.1.4 商務省貿易交渉局におけるシステムの運用及び今後の拡張のための支援

上記 2.1.2 及び 2.1.3 で示したように設計・開発した WTO-ISS の運用及び今後の拡張のために実施した活動を示す。

(1) 正式運用開始

2002 年 11 月 4 日に WTO-ISS 最終版を導入した後、DTN 内の利用者、システム管理者を対象とした研修を実施した上で、11 月 8 日に Web Serve とともに WTO-ISS の正式運用を開始した。なお、Web Serve の運用開始が当初予定の 9 月よりも遅れていたため、両システムともに、他課に先駆けて MTN、SNB において正式運用することとしたものである。

正式運用開始を MTN、SNB の担当官に印象づけることを主な目的として、同日、DTN 局長、国際協力事業団タイ事務所、TA コンサルタント・チーム、主な利用者である MTN 担当官、SNB 担当官、システム管理担当課である貿易経済情報センター担当官、WTO-ISS 開発会社である FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社担当者、ペーパーレスシステムの開発会社である Excel Link 社担当者立ち会いのもと、WTO-ISS と Web Serve の正式運用開始式を執り行った。

(2) 運用フロー

上記 2.1.2 及び 2.1.3 で示したように、WTO-ISS を、DTN において別途稼働するペーパーレスシステム（業務フロー管理を行う Web Flow と業務に関連する文書管理を行う Web Serve から構成）と連携したシステムとして、設計・開発した。以下では、ペーパーレスシステムと WTO-ISS の連携による登録及び検索時の運用フローを示す。

(a) 登録フロー

「2.1.2 WTO 関連情報共有システムの設計」において、すでに記述したように、ペーパーレスシステムは、DTN 全課において利用が義務づけられるシステムであるため、稼働時点においては、ペーパーレスシステムには、DTN へ外部から送付された文書、DTN から外部へ送付する文書がすべて登録される。また、局長課を経由する文書は、局長課文書担当者が業務上として文書をスキャンし、文書データ、文書のタイトル、送付元、送付先、送付日など必要最低限の情報が業務情報として（署名入り文書と添付文書が一括で）を登録されることになる。したがって、WTO-ISS への文書情報の登録は、ペーパーレスシステムに登録された情報を最大限に活用するため、ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携によって実現することとした。

DTN の内部作成文書では Microsoft Office で作成した文書ファイル自体を登録対象とできるため、外部作成文書と登録フローが異なっている。以下に DTN の外部作成文書と内部作成文書に分けて、登録フローを示す。

(i) 外部作成文書の登録フロー

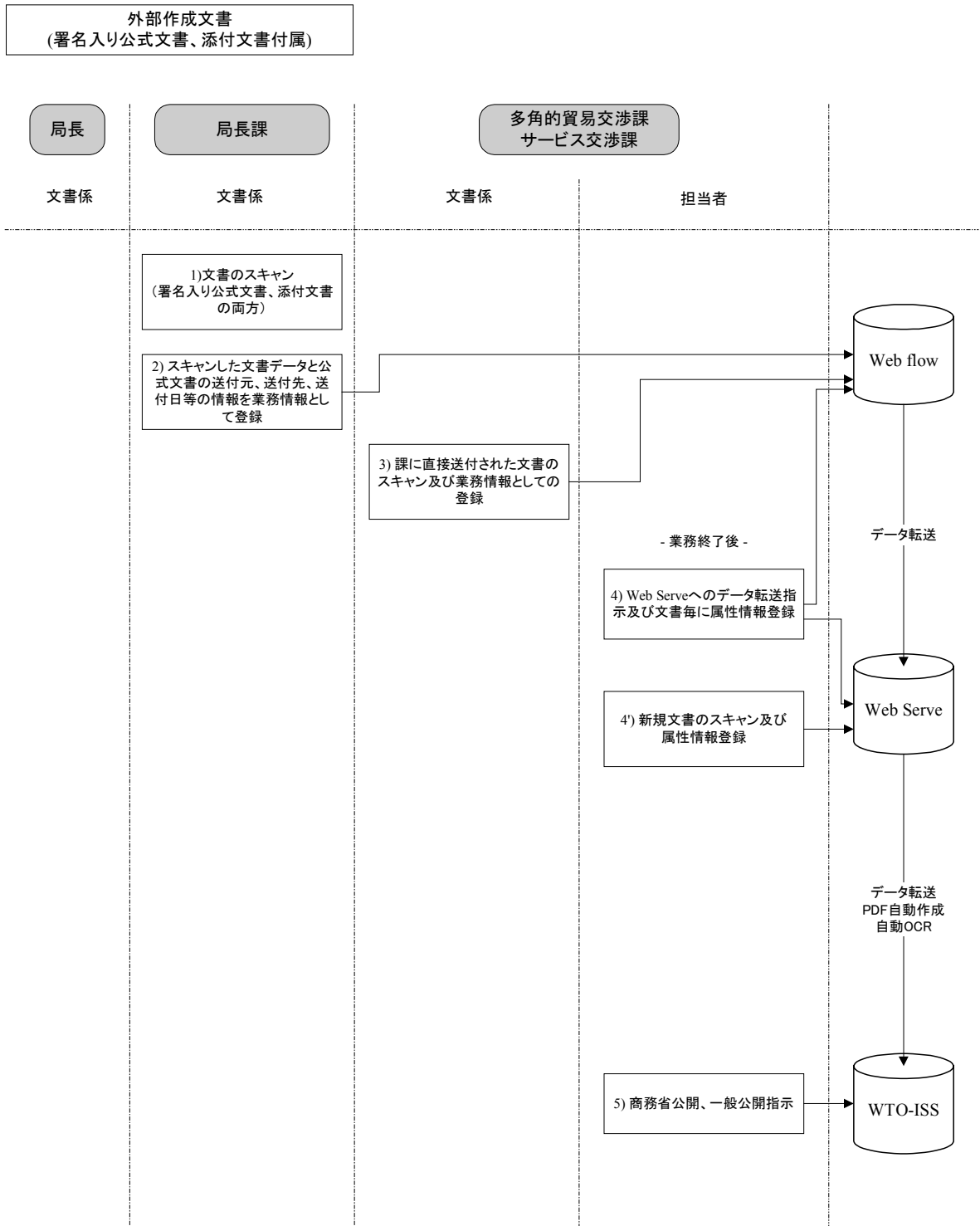
DTN の外部で作成された WTO 関連情報文書は、基本として以下の登録フローによって WTO-ISS に登録される運用フローとした。

- ・ 外部作成文書は通常、局長課文書係もしくは MTN 及び SNB 文書係へ送付される。
- ・ それぞれの文書係では、文書受入管理のために文書をスキャンして、基本的な文書情報とともに、業務情報としてペーパーレスシステムの Web Flow へ登録する。

- 上記情報は業務終了後、Web Serve へデータ転送されるが、担当者が署名入り文書と個々の添付文書毎に文書属性情報を登録する。
- Web Serve へ登録された情報のうち WTO に関連する情報は、自動的に WTO-ISS に転送される。
- 担当者は必要に応じて、WTO-ISS で商務省公開及び一般公開の設定を行う（DTN 内部の検索・閲覧権限の設定はペーパーレスシステムから引き継いでいるものの、DTN 外部への公開に関してはペーパーレスシステムでは考慮に入られていないため WTO-ISS で個別に設定することが必要）。

なお、WTO-ISS は直接文書を登録する機能を有しており、DTN の方針変更などでペーパーレスシステムを利用しなくなった場合には、WTO-ISS に直接文書を登録するフローに変更することとなる。

図表 II -2-4 DTN 外部作成文書の登録フロー



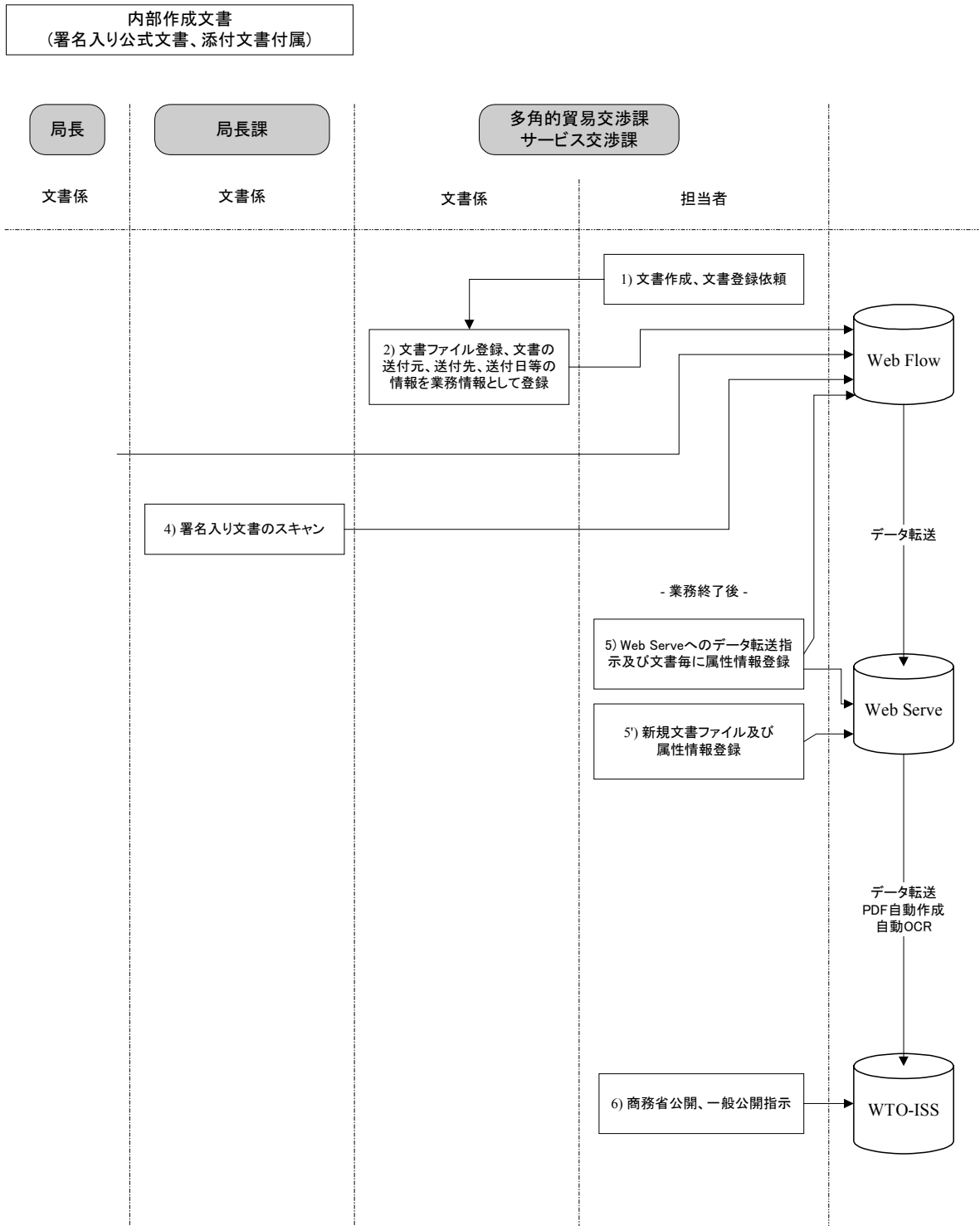
(ii) 内部作成文書の登録フロー

DTN の内部で作成された WTO 関連情報文書は、基本として以下の登録フローによって WTO-ISS に登録される運用フローとした。

- MTN 及び SNB の担当官が作成した文書ファイルを、課内文書係が、基本的な文書情報とともに、業務情報としてペーパーレスシステムの Web Flow へ登録する。
- Web Flow に登録された文書は、必要に応じて局長の署名がなされ、公式文書となる。
- 公式文書を局長課文書係では、文書送付管理のために文書をスキャンして、基本的な文書情報とともに、業務情報として Web Flow へ登録する。
- 上記情報は業務終了後、Web Serve へデータ転送されるが、担当者が署名入り文書と個々の添付文書毎に文書属性情報を登録する。
- Web Serve へ登録された情報のうち WTO に関連する情報は、自動的に WTO-ISS に転送される。
- 担当者は必要に応じて、WTO-ISS で商務省公開及び一般公開の設定を行う（DTN 内部の検索・閲覧権限の設定はペーパーレスシステムから引き継いでいるものの、DTN 外部への公開に関してはペーパーレスシステムでは考慮に入れられていないため WTO-ISS で個別に設定することが必要）。

なお、WTO-ISS は直接文書を登録する機能を有しており、DTN の方針変更などでペーパーレスシステムを利用しなくなった場合には、WTO-ISS に直接文書を登録するフローに変更することとなる。

図表 II-2-5 DTN 内部作成文書の登録フロー



(b) 検索・閲覧フロー

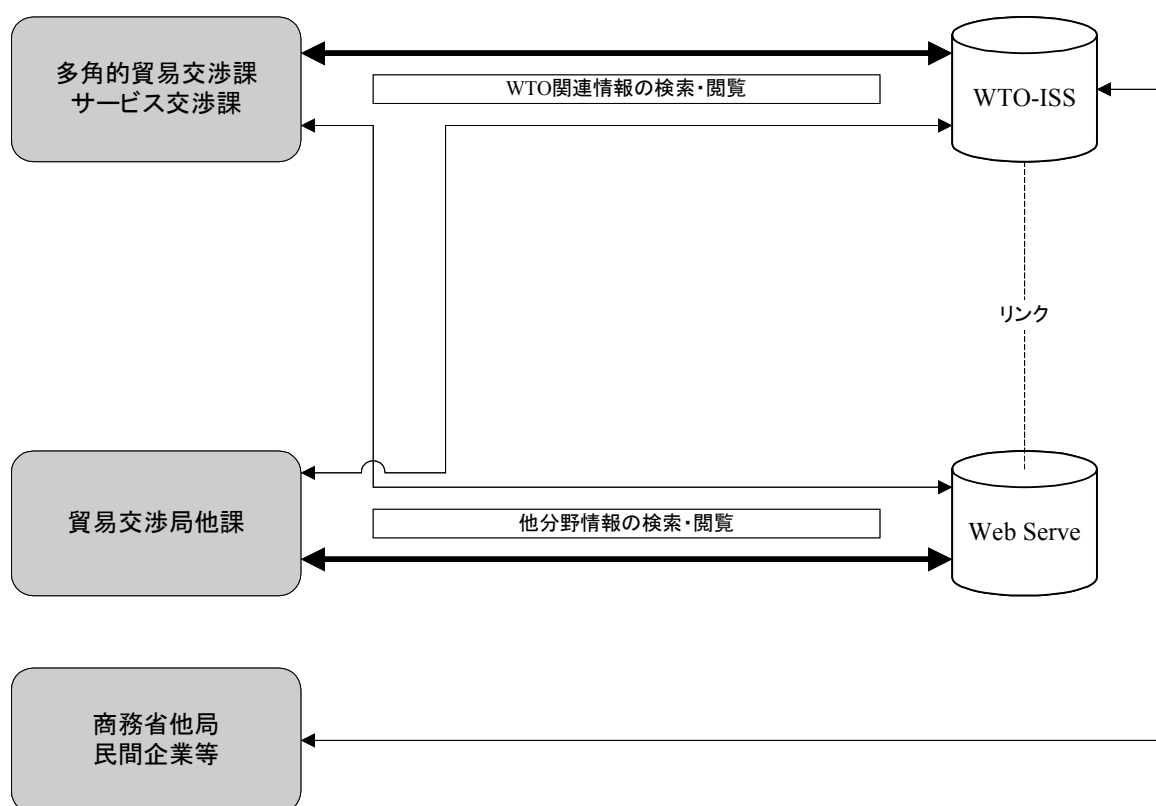
DTN 内の利用者が WTO 関連情報の検索をする場合は、WTO-ISS の方がペーパーレスシステム Web Serve と比較して機能面で優れているため、基本的に WTO-ISS を利用することとなる。WTO 以外の分野の情報検索は、Web Serve を利用して行うこととなる。

したがって、WTO 協定履行のための担当課である MTN 及び SNB では、通常 WTO-ISS を利用して WTO 関連情報の検索・閲覧を行い、他分野の情報を検索する場合に、Web Serve を利用することとなる。また、DTN 他課では、通常他分野の業務を行っているため、通常、Web Serve を利用するが、WTO 分野の情報検索を行う場合には、WTO-ISS を利用することとなる。

DTN 以外の商務省他局、他政府機関、民間企業等が WTO 分野の情報を検索したい場合には、WTO-ISS を利用して検索することとなる。

上記を DTN 内の WTO 関連文書担当者の立場からみると、WTO-ISS で文書毎に検索・閲覧権限を設定することによって、自らが管理している情報を他者に対して適切かつ容易に共有化させることができることになる。

図表 II-2-6 検索・閲覧イメージ



(3) マニュアルの作成・配布

本支援において開発・構築した WTO 関連情報システムを、今後、DTN が利用、運用・維持・管理していくための準備として、システム管理者対象マニュアル、利用者対象マニュアルを作成し、システムのメインユーザである MTN、SNB に配布した。さらに、同内容をインターネット用ブラウザで閲覧できるオンラインマニュアルを作成し、DTN 内から閲覧可能なよう導入した。また、研修の実施（下記(4)参照）の際にも、これらマニュアルを教材として利用した。

(4) 研修の実施

本支援において開発・構築した WTO 関連情報システムを、今後、DTN が利用、運用・維持・管理していくための準備として、システムの利用、運用・維持・管理の方法に関する研修を実施した。実施の際には、上記(3)で言及したマニュアル及び実際のシステムを利用した。

また、システム管理者向け研修は、今後、DTN 独自に研修を実施することができるようになることも目的の一部として実施した。

実施した研修の日時、内容は以下の通りである。

(a) システム管理者向け研修

WTO-ISS β 版導入後に、システム管理機能操作に関するシステム管理者向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表 II-2-7 システム管理者向け研修（WTO- ISS β 版導入後実施）

月 日	2002 年 9 月 10 日、11 日、12 日	
時 間	9:30～16:30	
内 容	第 1 回 (9 月 10 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書検索方法 ・ 文書登録方法
	第 2 回 (9 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者登録方法 ・ 文書削除、文書退避 ・ データバックアップ、リストア
	第 3 回 (9 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタンドアローン機能 ・ トラブル発生時の対応
講 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ Mr. Taweechai (FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社) ・ Ms. Kasama (MSI 社) ・ Mr. Prakorn (MSI 社) 	
参 加 者 数	第 1 回 (9 月 10 日)	・ 7 名
	第 2 回 (9 月 11 日)	・ 7 名
	第 3 回 (9 月 12 日)	・ 6 名

WTO-ISS 最終版導入後、システム管理方法に関するシステム管理者向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表 II-2-8 システム管理者向け研修（WTO- ISS 最終版導入後実施）

月 日	2002 年 11 月 5 日	
時 間	9:30～12:00	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム管理方法（WTO-ISS と Web Serve の両システム対象） ・ WTO-ISS β 版からの変更点 	
講 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ms. Suranut (MSI 社) ・ Mr. Thaweechai (FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社) ・ Mr. Thaweesak (Excel Link 社) 	
参加者数	・ 5 名	

WTO-ISS 最終版導入後、システム設計に関するシステム管理者向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表 II-2-9 システム設計に関する研修 (WTO-ISS 最終版導入後実施)

月 日	2002 年 12 月 26 日
時 間	13:30～16:00
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム設計書の構成・内容 ・ システム拡張の際の留意事項等
講 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ms. Suranut (MSI 社) ・ Mr. Thaweechai (FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社) ・ Mr. Thaweesak (Excel Link 社)
参加者数	・ 8 名

(b) 利用者向け研修

WTO-ISS β 版導入後に、ユーザ向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表 II-2-10 利用者向け研修 (WTO-ISS β 版導入後実施)

月 日	2002 年 9 月 13 日、17 日、18 日、20 日、25 日	
時 間	9:30～12:00	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書検索方法 ・ 文書登録方法 (1 研修 2 回の構成)	
講 師	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ms. Kasama (MSI 社) ・ Mr. Thaweesak (Excel Link 社) 	
参加者数	第 1 回 (9 月 13 日)	・ 6 名
	第 2 回 (9 月 17 日)	・ 4 名
	第 3 回 (9 月 18 日)	・ 1 名
	第 4 回 (9 月 20 日)	・ 2 名
	第 5 回 (9 月 25 日)	・ 9 名

WTO-ISS 最終版導入後に、ユーザ向け研修を以下のスケジュールで実施した。

図表Ⅱ-2-11 利用者向け研修（WTO-ISS 最終版導入後実施）

月 日	2002 年 11 月 7 日
時 間	9:30～12:00、13:30～16:00
内 容	・ Web Serve による文書登録方法 ・ WTO-ISS による文書検索方法 (2 回実施、いずれも同内容)
講 師	・ Ms. Suranut (MSI 社) ・ Mr. Thaweechai (FUJITSU SYSTEMS BUSINESS THAILAND 社) ・ Mr. Thaweesak (Excel Link 社)
参加者数	・ 10 名

(5) システムサポートの常駐

WTO-ISS の利用を促進するとともに、DTN 内において適切に運用・維持・管理されるようになるため、システム管理者及び利用者への質問対応、システム運用サポートのため、サポート担当者が以下の期間毎日 9:00～16:30 の間、常駐した。

- ・ 2002 年 9 月 6 日～10 月 18 日
- ・ 2002 年 11 月 4 日～12 月 30 日

上記期間以降、2003 年末までシステムサポートを実施するとともに、サポート担当者が週 2 回 DTN に常駐する予定である。また、2003 年中に予定されている DTN の移転もサポートする予定である。

(6) システム拡張のための方向性

これまでに実施した研修等支援活動を通じて、今後 DTN が独自にシステムを維持、管理、拡張していくための基礎を築くことができた。ネットワーク環境等状況の変化に応じて、今後 DTN 自らがシステムの拡張を行うことができると考えられる。システム拡張の具体的な方向性については、「Ⅲ. 評価と提言 2. 各分野に関する評価と提言 2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポーネント 1》」に記載する。

2.2 GATS の実施能力向上支援 《コンポーネント 2》

2.2.1 支援活動内容の構築

本コンポーネントでは、まず GATS 協定に関する履行状況と課題を抽出するために、DBE* ならびに関係各省の業務の現状や GATS に対する理解度、GATS に関連するサービス分野の主要国内法等に関する調査を行った。そのうえで、関係省庁の担当官レベルに対するワークショップ（第 1 回）を開催し、GATS に関する一般的知識の向上を目指した。さらに、調査及びワークショップを通じて明らかになった分野横断的・分野毎の課題に関し、イシュー・分野の専門家を交えてのワークショップ（第 2 回）を開催し、分野に特化した、より専門的な知識の移転を行った。

(* DBE は 2002 年 10 月より貿易交渉局 (DTN) に引き継がれたが、本章ではワークショップ開催当時の組織名に準じ DBE と記載する。

2.2.2 第 1 回ワークショップ

(1) 目的とアジェンダの設定

第 1 回ワークショップでは、DBE がサービス関係省庁を取りまとめ、サービス交渉に対応していく際、独自に行っている省庁間調整会合を通じての知識移転・情報共有を補完するべく、我が国及びタイ行政官・学識経験者、WTO 事務局経験者により、過去の分野別交渉の経験を活用しながら GATS の重要規定の内容、約束表の読解方法、交渉への対応を検討する際に必要な実務的知識を広く共有化した。ワークショップのアジェンダ設定、講師選択にあたっては、以下の点に留意した。

- ・ DBE が独自に行っている省庁間調整会合やセミナー等では対応できない課題 (WTO 事務局経験者からのアドバイス、日本の行政官の経験の共有化、日本の学識経験者による GATS の意義の提示等) に対応する
- ・ タイ政府部内の交渉経験者から教訓の共有化に寄与する
- ・ DBE による交渉対応取りまとめの円滑化に寄与する実務的知識 (交渉の現状、約束表の読解方法、リクエスト・アンド・オファー交渉の仕組み等) をサービス関係省庁の行政官に移転する
- ・ サービス分野の産業の実態について経済統計を用いて紹介し、サービス分野の重要性を再確認するとともに、産業政策と GATS の関係の深さを説明する
- ・ 今後役立つ GATS 分野の WTO 文書のハードコピーを提供し、ワークショップ中に紹介する

(2) ワークショップの実施

- ・ 日程：2002年2月20～22日（3日間）
- ・ 場所：バンコク市内ル・ロイヤル・メリディアン・ホテル（Concorde Ball Room 5+6）
- ・ 目的：GATS協定の実施に関する理解向上
- ・ 参加者：サービス関連政府機関（DBE、運輸通信省、財務省金融政策局、商務省地形登録局等）より106名
- ・ 講師：小寺東京大学教授、ハートリッジ前WTOサービス貿易部長、彦田外務省国際機関第一課サービス貿易室課長補佐、経済省通商機構部渡邊参事官補、総務省総合通信基盤局国際経済課安東通商経済係長、タイ開発調査研究所 Deunden 博士、タイ運輸通信省郵便通信局 Chirapa 次長、タイ財務省金融政策局 Pongpanu 上級専門家、タイWTO代表部 Pimchanok 参事官、TAコンサルタント小田・国松

主な議論：

- ・ セッション1では、「GATSの重要性と基本」と題する講演及び質疑応答を行い、所轄セクターの規制状況に一貫性がない場合の約束の方法等について議論があった。セッション2では彦田氏よりGATSの基本につき説明した。
- ・ セッション3は、パネルディスカッション形式で、今後の分野別自由化交渉の参考に供すべく、基本電気通信交渉の経緯と成果を振り返った。
- ・ セッション4、5ではタイ及び主要国の約束表を取り上げ、基本的事項及び金融、通信等の交渉後の進展や国内法との関係などの説明を行った。質疑応答では、交渉力の相違や対外投資における各国の競争力の相違を乗り越えてGATSによって貿易自由化を行っていくことの意義などが提起された。
- ・ セッション6では、今次サービス交渉の進展について説明を行い、フロアからは、所轄サービスセクターに係る議論の方向性や、GATSへの対応の検討方法等について多数の質問が提起された。

2.2.3 第2回ワークショップ

(1) 目的とテーマの設定

第1回ワークショップの内容やアンケート結果に基づき、第2回ワークショップでは、GATSに関する課題をタイ政府が自覚し、ニーズが高い、金融（カウンターパート：財務省財務政策局（FPO））、観光（タイ観光局（TAT））、通信（運輸通信省郵便通信局（DPT））、会計（商務省事業登録局（DCR））の4分野をDBEが選択し、個別に取り上げることとした。それぞれ異なる課題を抱えているため、事前現地調査等を通じDBE並びに各カウンターパートの個別の協議を行い、ニーズを特定すると共にアジェンダの設定を行った。また、協議の過程でTAコンサルタント・チームよりGATS交渉の現状やGATSの規定振り、他国の約束状況等について知識移転を行うこととした。

(a) 金融サービス分野

FPO は、WTO 金融サービス交渉を含む国際的な金融自由化についての動きへの対応を協議すべく、国内関係政府機関・民間団体から成る調整グループを組織のうえ、同分野での情報共有等を進めており、GATS の一般的な知識移転は既に行っている。逼近の課題は、進行中のサービス交渉の中で各国からタイに対して提出されたイニシャル・リクエストへの対応であり、特定の疑問点（金融サービス分野の分類、電子商取引とモード1・モード2の関係、国内法に関わる外資出資比率規制や外国人従業員に対する数量規制への対応、途上国にとって今次交渉から利益を得る方策等）を解消することであった。そこで、ワークショップ講師に諮問し、GATS 規定上、加盟国は自国の自由化約束を決める「権利」を有するとの点を強調しつつ、技術的な知識移転を行うこととした。

(b) 観光サービス分野

TAT 担当者は TAT 内部及び産業界の GATS に対する理解と関心を独力で高めることに困難を感じており、広く民間観光業界に対して WTO/GATS の重要性の周知を図る場としてワークショップを活用したいとの意向を有し、GATS 交渉の技術面ではなく、産業界への影響や政府へのインプットといった点に関心が高かった。そこで、出席者を約 20 の観光関連の産業団体代表者及び TAT 行政官とし、また、ワークショップの数日前、TAT は独自に DBE より担当官を招き、TAT 内のハイレベルを含む関係部局の参加のもと説明会を開催した。

(c) 電気通信サービス分野

PTD は、TA チームより示した「民間への情報浸透を目的とする」、「政府担当者の技術的な知識の向上を目的とする」、との二つの選択肢に対し、今次ワークショップについては前者を趣旨とし、今後の交渉対応に際しての関係者の連携の足がかりとすることとした。さらに、先の交渉の経験を有する部内リソースである Ms. Chirapa, DDG より若手行政官や産業界に対し、現状と課題を伝える場とすることとした。

(d) 会計サービス分野

商務省事業登録局（DCR: Department of Commercial Registration）より、会計分野に関しては、GATS に関する認識が関係者への周知が図られていないとの課題が提起された。そこで、DCR 内部及び関係政府機関、教育機関および民間企業に参加を求め、ワークショップでは、WTO における会計サービス分野のこれまでの成果、自由化にむけた規制当局の役割、交渉の現状等の情報共有を主眼とすることとした。なお、DCR は既にワークショップに DG、DDG の参加を得るなど、ハイレベルのインボルブメントによって GATS 対応への重要性を

内外に周知させることを意図していた。

(2) ワークショップの実施

(a) 金融サービス分野に関するワークショップ

講師より、金融自由化交渉の経緯、政治的・経済的背景、分野の特殊性（とりわけ、国内金融市場の信用秩序維持規制の観点から）、本交渉の焦点等に関し、説明を行った。FPO 及び DBE 等の参加者から多くの質問が提起されるとともに、FPO 及び DBE より補足説明がなされた。質問は、今後の金融サービス分野の交渉に際してタイ国内で検討すべき事項、各国リクエストへの対処方法等、交渉に関係する点が多く、これに対し DBE よりジュネーブでの交渉に当たるに際し金融セクターからのインプットを参照した。

(b) 観光サービス分野に関するワークショップ

TAT からの現状説明に続き、講師より、観光分野の特徴、観光分野と航空、金融等他の分野との関係、他国の交渉提案等に関して説明を行った。その中で、とりわけ航空分野の競争促進が観光促進の重要課題のひとつであり、観光と関連サービス分野を一括して自由化すべしとの「観光附属書提案」に留意する必要がある点を強調した。DBE 及び TAT からの質問を受け、ハートリッジ氏より各国の約束表に基づき各国が課する外国企業に対する制限の説明を行った。さらに、観光自由化と環境保護の関係、WTO と世界観光機構（World Tourism Organization）の関係等につき TAT や産業界の参加者から質問が呈された。

(c) 電気通信サービス分野に関するワークショップ

PTD 側より先の基本電気通信交渉と、これを受けて加速化されたタイ国内における通信法の改正や自由化の促進、現状の課題等に関するプレゼンテーションがあった。講師より、金融分野のインフラサービスとしての重要性、先般の基本電気通信交渉において最も重要な 이슈のひとつとなった競争促進的規律（「参照ペーパー」）、今次交渉における各国提案の内容やタイが準備しておく各国リクエストへの対応等について説明を行った。DBE、DPT 及び通信企業からの参加者より、タイの現行約束表や参照ペーパーに関する質問や各国提案に関する洞察、米国通信企業の破綻と GATS の関連性、国際精算料金に関する考え方について質問が呈された。

(d) 会計サービス分野に関するワークショップ

DCR 局長からの挨拶に続き、講師より、GATS の下策定された会計サービスの国内規制に関する規律および相互承認ガイドライン等、会計サービス分野に特化した説明、今次交渉の現状とタイ政府の課題について説明を行った。出席者からは、他国の会計サービス分野の内容や会計士分野の国内規律の一部である言語要件の GATS 上の扱い、タイ商法と GATS の関連性などにつき質問が呈された。

図表 II-2-12 第 2 回 GATS ワークショップ概要

分野・日時 カウンターパート代表者	出席機関	主要テーマ等
講師：Mr. David Hartridge (WTO 前サービス部長/White Case International) 開催場所：グランドパシフィックホテル 8 階会議室 II		
8 月 21 日 (水) 13:30～16:30 Ms. Ketsuda Supradit Chief International Monetary Policy Division, FPO	FPO、中央銀行、保険局、 証券管理委員会、主要民間金 融団体(銀行協会、金融企業 協会、証券企業協会および投 資マネジメント企業協会、一 般保険業協会、生命保険業協 会)より 22 名	金融サービスセクターの分類、電子 商取引、タイ政府へのリクエスト、 GATS ルールおよび今次交渉への対応 等につき詳細な質問を文書で入手。 出席者の GATS 一般への知識レベ ルは高い。
観光サービス分野 8 月 22 日 (木) 9:00～12:00 Mr. Auggaphol Brickshawana Director Planning Department, TAT	TAT より 5～6 名および 19 の民間観光団体より各 1 名、 計 26 名	サービス交渉の現状、自由化と産業 競争力の関係等につき、広く観光産 業界の理解を促進することが主眼。 ワークショップの 2 日前、TAT が DBE の協力を得て、同じ出席者に対 し独自に説明会を開催。
通信サービス分野 8 月 22 日 (木) 13:30～16:30 Ms. Chirapa Chitraswang Deputy Director, PTD	PTD、TAT、CAT および民 間通信企業より 26 名	交渉の現状、タイ当局の経験と課題 (Ms. Chirapa からもプレゼン) 等につ いて扱う。 2001 年 5 月、USAID は GATS 通信 分野に係るセミナーを提供。その際に GATS の基礎については既に扱ってい る。
会計サービス分野 8 月 23 日 (金) 9:00～12:00 Ms. Orajit Singkalavanich Director General, DCR (Ms. Wisitsee chintana, DDG も出席)	DCR, DBE, 歳入局、認可会計士・監査 士機関、中央銀行、証券管理 委員会、教育機関および民間 企業より 30 名	WTO における会計サービス分野の これまでの成果、自由化にむけた規制 当局の役割、交渉の現状等の情報共有 を主眼とすることとした。

2.3 AD/CVD 協定の実施能力向上支援《コンポーネント 3》

本コンポーネントでは、2種類のワークショップを実施した。一つは政府担当官の能力向上を目的としたものであり、いま一つは、AD/CVD 措置に対応するための官民協力体制の向上を目的としたものである。

2.3.1 ワークショップ 1

(1) ワークショップ 1 の目的

ワークショップ 1 は、AD/CVD 担当政府職員の主として技術的な側面における協定実施能力の向上を目的とした。具体的には、AD 措置における類似製品の認定やダンピング価格の算定方法、損害評価やダンピングとの因果関係の特定、また、CVD 措置における補助金額の算定方法等について、演習やケース・スタディを交えながら知識向上を図ることである。本ワークショップでは、また、こうした技術的側面に加えて、AD のルール面における問題点やわが国の経験、AD が DS に持ち込まれたケースの問題点、さらに、タイ自身の経験について議論を行うことにより、日タイ両国での「経験の共有」も狙いとした。

(2) ワークショップ概要

- ・ 日程：2002年2月18～20日（3日間）
- ・ 場所：バンコク市内ル・ロイヤル・メリディアン・ホテル
- ・ 参加者：商業省（DFT、DTN、関税局及び国内通商局）、産業省産業経済局（OIE：Office of Industrial Economics）、国立開発行政研究院（NIDA）、TDRI より延べ42名。
- ・ 講師：松下満雄・前 WTO 上級委員、宮崎修二・経済産業省通商機構部参事官、Marco Bronckers, Natalie McNelis 弁護士（在ブラッセル法律事務所 Stibbe）、Sutirak Issadisai, director of Bureau of Trade Interests and Remedies, DFT（宮崎拓夫・経済産業省貿易経済協力局特殊関税等調査担当官）
- ・ 主な議論：
 - ・ 第1日目のセッション1「AD/CVD 措置における注目すべきイシュー」では、松下前 WTO 上級委員より、AD 協定の履行にかかる原理的な問題点について講義の後、宮崎参事官より、近年の AD 発動傾向、日本政府の AD 規律強化に向けた姿勢を説明。その後、Bronckers・McNelis 両弁護士を加え、主に講師間において、ドーハ宣言第28条の解釈、AD 協定と競争政策の関係等をめぐって活発な議論が行われた。
 - ・ セッション2「AD 措置の実務 (1)」では、Bronckers・McNelis 両弁護士により、AD 措置の実務（AD のコンセプト、手続、類似製品の特定、ダンピング・マージンの計算方法、損害認定、因果関係の特定）について、参加者との対話を交

えつつ、講義が行われた。

- ・ 第2日目のセッション3「AD措置対応およびDSの実務(1)」では、宮崎参事官より、「熱延鋼板」ケースにおける日本の対応について概略説明が行われ、次に、松下教授より「上級委員会におけるADケースに関する論点」として、主に「EUベッド・リネン」の事例を取り上げつつ、主にダンピング・マージン計算におけるゼロイングの問題について解説がなされた。
- ・ セッション4「AD措置対応およびDSの実務(2)」では、Mr. Sutirak Issadisai, director of Bureau of Trade Interests and Remedies, DFT より、「タイにおけるAD調査の経験」と題して、外国からのAD調査への対応の経験について事例の紹介がなされ、事例毎にWTO提訴の可能性について講師との間で議論が行われた。その後、宮崎参事官と松下教授により、パネルおよび上級委員会への提訴手続、上級委員会における審査の具体的方法について説明が行われ、他講師や参加者から質疑や指摘が行われた。
- ・ 第3日目のセッション5、6「CVD措置の実務(1)」「AD/CVD措置の実務(2)」では、Bronckers・McNelis 両弁護士により、AD措置の実務(ダンピング認定、ノーマル・プライスの算出方法、ダンピング・マージンの計算方法)、CVD措置の実務(CVD措置の対象となる補助金の種類、補助金額の計算方法)およびAD/CVDの賦課方法についてについて、演習問題を用いながら講義が行われ、最後に参加者との間で情報・意見交換がなされた。

2.3.2 ワークショップ2

(1) ワークショップ2の目的

DFTを中心とするAD/CVD担当政府部局では、産業界に対するAD/CVD協定関連情報の提供、政府の新ラウンド交渉への取組み状況の紹介等の活動を行っているものの、産業界側の認識に立つ限り、その関心・ニーズに十分には応えきれていない。そこで、本ワークショップでは、DFT職員の産業界への対応・指導能力の向上を図り、併せてAD/CVD協定履行のためのタイ官民間の良好な体制作りに向けた「対話」を促進することを目的とした。具体的には、日本の産業界のAD対応事例を取り上げ、民間企業の対応、これを受けての日本政府の対応(新ラウンドにおけるADルール改善の取組み)、官民の連携の経験を紹介し、タイ側官民が双方の立場・取るべき対応を理解することにより連携体制の構築を促進することを企図した。

(2) ワークショップ概要

- ・ 日程：2002年8月20～21日（2日間）
- ・ 場所：バンコク市内国連会議センター
- ・ 参加者：DFT、DBE、DIT、OIE、関税局、NIDA、タイ産業連盟（Federation of Thai Industries: FTI）、及び民間法律事務所より延べ40名。
- ・ 講師：松本健・公正貿易センター特別顧問、佐久間総一郎・新日本製鐵株式会社総務部国際法規グループリーダー、菊池武篤・三菱電機株式会社国際部事業支援グループ専任、岩瀬恵一・経済産業省通商政策局通商機構部参事官補佐、Mr. Apisith John Sutham, Counsel, Price WaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd.、他、タイ産業界代表（パネリスト）

主な議論：

- ・ 第1日目のセッション1「貿易救済措置への産業界の取組み」では、松本公正貿易センター特別顧問、Apisith John Sutham 弁護士（PricewaterhouseCoopers）から、日本及びタイ産業界のADへの対応の概要が各々紹介された。参加者からは、公正貿易センター設立の背景、質問票における言語の問題、EU・米国のAD発動における重点項目の相違等について質問やコメントが寄せられた。
- ・ セッション2「日本産業界のAD発動への対応経験」では、わが国鉄鋼・電機産業界を各々代表する有識者である佐久間氏（新日鐵）、菊池氏（三菱電機）より、日本の鉄鋼、電機電子産業におけるAD対応経験が紹介され、両氏に対して多くの質問が寄せられた。
- ・ 第2日目のセッション3「WTOドーハ・ラウンドにおけるAD 이슈」では、経済産業省岩瀬参事官補佐より、ドーハ開発ラウンドAD交渉における日本の取組みについて説明が行われた。これに対して、「ADフレンズ」構成メンバーや同フレンズ・グループが提示した改善項目とDSB判決の関係、量的基準導入の可能性、今後の見通し等について質問やコメントが寄せられた。
- ・ セッション4「パネル・ディスカッション：ADの規律強化とよりよい実施に向けて」では、タイ側よりFTI加盟企業の代表者（電機電子、繊維、石油化学、食品加工、鉄鋼）および弁護士をパネリストに招き、日本側スピーカーとの間でパネル・ディスカッションを行った。タイ側パネリストから各業界におけるAD対応の問題点について報告がなされた後、日タイ両パネリスト及びタイ政府担当官の間で、主にタイにおける官民協力の可能性や問題点について活発な議論が行われた。タイ側パネリストからは、政府当局の企業に対する積極的な支援の不足や、企業自身のAD調査に関する知識や意識の欠如、企業間での協力や情報交換の欠如が指摘され、他方、日本側パネリストからは、わが国における政府と民間の役割を再度説明するとともに、わが国においてもこうした官民協力はここ20年程の間に確立された点を指摘し、タイにおいてもそれは可能であろうことが示唆された。

2.4 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポーネント 4》

2.4.1 支援活動内容の概要

(1) 支援プログラムの概要

模倣品の流通等による知的財産侵害が多発する現状を受けて、DIP はエンフォースメント強化に向けた知的財産権の普及啓発活動の重要性を認識し、既に国内で研修を実施している。しかし、ニーズに比してその数は十分ではなく、標準化されたカリキュラムや教材がないために研修の質が一定していない。従って、本 TA プログラムでは、国内における知的財産権の普及啓発事業に継続的に活用できる教材及び人材育成プロセスの確立に向けた基盤整備を目的に、TRIPS 協定の実施能力向上に向けて、以下の活動を行った。

- (a) 現状分析に基づく知識・技術移転の重点課題の選定
- (b) 日タイ専門家の共同作業チームによる英文研修教材の開発
- (c) 英文教材のタイ語翻訳
- (d) トレーナーズ・トレーニングの実施
- (e) 提言策定

(2) 本支援プログラムの特徴

セミナーやワークショップの実施、教材の提供等の手段による知的財産権に関わる人材育成は、過去に二国間・多国間の枠組みで数多く実施されている。また、DIP 自身も国内において研修プログラムを提供している。しかし、これまでの試みの中には持続性確保の視点が十分でないものも多く、ワン・ショットの支援に終わるケースも多く見られた。

過去の支援プログラムにおいては、(1)作成した教材がドナー国の法制度や現状に基づく教材をタイ語訳したに留まっており、タイの現状に合致していない、(2)ドナーによる教材開発のノウハウが DIP を中心とするタイ国内の関連機関に共有されていないために、作成された教材を法制度の改変に伴ってアップデートすることができない、(3)人材及びインフラ不足のために、関連省庁において、既存の支援で与えられた情報や教材が適切に管理されていない等の理由で、研修や教材開発に持続性・継続性を失ってしまっていた。これらの問題点に対応するために、本 TA プログラムにおいては、教材開発に際して、「タイ及び日本の専門家による共同作業プロセス」を採用した。教材作成を行う各テーマについて、日タイ双方から専門家を 1 名ずつ選定し、両者の共同作業によって開発を進めようとするものである。このことによって、タイ国内の人材が実際の開発プロセスに参加することを確保するだけでなく、タイの現状に即した教材の開発を可能となった。また、DIP との打合せをできる限り重ね、進捗状況を頻繁にアップデートすることによって、教材作成プロセスを共有化する努力を重ねた。地理的に離れた日タイ専門家の共同作業は、コミュニケーションの点で時

には困難も伴ったが、その点も含めて DIP と情報共有を行い、教材開発に伴う難しさを体験してもらおうと共に、問題解決のノウハウの共有化に努めた。

本プロセスは、トレーナーズ・トレーニングの参加者選定においても継続的に採用した。タイ側専門家や DIP と十分に意見交換を行った上で、参加者を決定するというプロセスを経ることにより、研修実施に際して、DIP 側に十分なオーナーシップが確保された。なお、後述の通り、本トレーニングは結果的に7日間に渡る大規模なものとなったが、これら全て DIP 内の会議室で実施することができた。会議の事前の手配、運営も含めて DIP 側の多大な協力を得ることができたのは、本プログラム実施の中で多くのコミュニケーションを通して、DIP 内に本プログラムへのオーナーシップが確立した結果であると思われる。

2.4.2 教材開発プロセス

TA コンサルタント・チームは、DIP 各部との協議を通して現在直面する問題点及び本支援で優先的に取り上げるべき課題を抽出の上、教材テーマの絞り込みを行った。その結果、(a) 個人発明家及び SME のための特許実務、(b) 特許出願手続き、(c) 水際における IPR エンフォースメント、(d) 民間セクターにおける IPR 管理、(e) 商標実務、(f) 大学及び研究機関における IPR 管理、(g) トレード・シークレット法の基礎、の7教材を作成した。同時に、日本・タイ双方の専門家が参加した教材開発チームを作り、タイの制度や現状、日本の経験及び国際的な動向を反映させる体制を整備した。

教材作成を開始するに当たっては、2002年3月にバンコクで日タイ双方の専門家が一同に会して合同会議を開催し、参加者間で教材作成の方針及び方向性について意見の共有化を行った。合同会議以降は、日タイ執筆者によって2002年9月半ば頃までかけて執筆活動が行われ、その後、タイ語への翻訳作業を行った。日タイ専門家間のコミュニケーション、TA コンサルタント・チームを経由した関連情報の蓄積過程等は随時、DIP にインプットし、プロセスの共有に努めた。

2.4.3 トレーナーズ・トレーニングの実施

(1) トレーナーズ・トレーニングのプログラム

本協力の中で作成した教材に基づいて、日タイ双方の専門家を講師に迎えて、2000年10月に DIP 会議室にてトレーナーズ・トレーニングを実施した。本トレーニングは、将来的にタイ国内でこれらの教材を活用した講義を実施できる人材を育成することを目的に開催した。従って、トレーニングでは、各テーマについての知識移転及びトレーニング実施に係るノウハウ・教授法についての技術移転の要素を盛り込み、出席者にグループ・ワークやプレゼンテーションによる参加の機会をできる限り提供することとした。各テーマに十分に時間をかけて、知識とノウハウの移転を行うために、トレーナーズ・トレーニングは1テーマ

に1日かけて実施した。時間配分はテーマや講師の指導スタイルによって若干の違いはあったものの、基本的には、午前のセッションでは教材執筆者（講師）本人が教材を使ってモデル授業を行い、午後は参加者による模擬授業、グループワーク、ディスカッションを行い、技術移転結果の定着を図った。なお、講師と参加者及び参加者間のコミュニケーションを確保するために、参加者は将来の講師候補となりうる20名程度に絞って実施することを目指したが、実際には参加希望者数が当初の予想を上回り20名から40名の参加を得た。

(2) トレーナーズ・トレーニング全般の概要

2002年10月3、4、8、9日に上述の(a)～(d)に関する4コースを実施した。トレーナーズ・トレーニングの参加者選定に際しては、DIP及び日タイ講師と綿密な打合せを行い、その後DIP側で事前に十分な検討と配慮がなされたこともあり、テーマに応じて官民両セクターから適切な人材の参加を得ることができた。具体的には、各セッションにおいて、DIP、MOSTE、税関、警察等の政府関係機関及びFTI、個別民間企業の知的財産権担当者、大学教員、弁護士等からなる20～30名の参加者を得た。本研修に対する事前のタイ側の期待感が高かったこともあり、チュラロンコン大学の教授やDIPにおける特許や意匠のスペシャリスト等、タイにおける各分野の専門家が参加し、参加者のレベルが高くかつ一定していた点が印象的であった。トレーニングにおいては、参加者によるプレゼンテーションやモデル授業の実施等を含む参加型のプログラムが組みられ、参加者間及び参加者と講師との間で活発な意見交換が行われた。将来タイ国内で本分野の講師となりうる人材に対して、IPRに関わる知識移転と教授方法の移転を行うという当初の目的は、講師サイドに当方の意図が事前によく理解されていたこともあり、円滑に実施できたと思われる。

2002年10月21、22、24日に、上述の(e)～(g)に関する3コースを実施した。10月前半に実施した4コースの参加者数が20-30名程度であったのに対し、後半3コースの参加者数は全般的に前半より増えて33-42名となった。これは登録者数に対する出席者の割合が大幅に高まったこと及び、未登録だが当日参加を希望して会場に現れる人が増えたことによる。タイ側の関係者からは、前半のトレーニングの評判が広まっていたために、参加を希望する人が増えたとの声も聞かれた。後半のコースでもテーマに応じて参加者が選定されており、フロアから多くの質問が出たことが印象的であった。具体的なトレーニングの進め方はテーマ及び講師によって違いはあるが、全般的に双方向の参加型セッションが行われた。

2.5 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネン 5》

2-5-1 プログラムの概観

TA コンサルタント・チームは、2001 年 8 月に第一次現地調査を行い、インセプション・レポートに基づき、標準担当部局である TISI、WTO 担当部局である DBE、さらには国内の強制規格、適合性評価手続を所管している関係機関との協議を行い、課題の特定、必要な支援の優先順位付け、そして具体的な技術移転プログラムの策定を行った。TISI との協議の場において、国際標準化問題に関与する政府機関及び民間セクターのワーキング・レベルの担当者の能力を向上させるためのワークショップを開催することが合意された。また、協議においては、国際標準化活動、特に ISO 及び IEC における経験の共有、さらには TBT 委員会における最新動向に重点が置かれることが合意された。

2-5-2 第 1 回ワークショップ

(1) 第 1 回ワークショップの内容

第 1 回ワークショップには、20 の関係省庁及び民間セクターから 41 名の参加者が参加した。スピーカーは、日本側からは経済産業省 (METI) 及び日本工業標準調査会 (JISC)、タイ側は TISI が担当した。この 2 日間のワークショップは、WTO/TBT 協定、国際標準化、相互承認協定 (MRA)、日本とタイの間の国際標準化分野における協力の可能性に焦点を当てたパネルディスカッションを含む 6 つのセッションから構成された。

第 1 日目 (2 月 12 日 (火))

「日本の標準化政策」(山内徹・経済産業省工業標準調査室長)

「ISO における最新動向」(前 ISO 副会長の青木朗氏)

「IEC における最新動向」(IEC 評議委員・住友電工顧問の油本暢勇氏)

第 2 日目 (2 月 13 日 (水))

「TBT 委員会における最新動向 (第二回三年見直しの結果) 及び日本の TBT 通報への対処経験」(経済産業省基準認証ユニット国際チーム西脇修課長補佐)

「タイにおける標準化と TBT 協定の実施状況」(TISI スパチャイ国際関係部長)

「相互承認協定：交渉と実施に関する日本の経験」

(経済産業省基準認証ユニット認証課松本充男課長補佐)

「パネルディスカッション (国際標準化におけるタイ日協力)」

(2) 第1回ワークショップの成果

TA コンサルタント・チームは、ワークショップの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析結果によると、参加者はおおむねワークショップの内容に満足しており、ワークショップにおいて獲得した情報を同僚に知識移転するインセンティブを持つとのことであった。

2-5-3 第2回ワークショップの結果

(1) 第2回ワークショップの内容

第2回ワークショップには、タイの15の省庁及び民間セクターを代表する31の参加者が参加した。スピーカーは、日本の経済産業省（METI）及び日本工業標準調査会（JISC）とタイのTISIによって担われた。この2日間のワークショップは国際標準化活動と日本の経験に関するISOでのゴム製品やIECでの家電製品、消費者保護分野における日本の標準化政策、欧州の標準との関わり方、自動二輪車やプラスチックパイプ分野等に関するISOにおける交渉術など、7つの報告から構成された。また、タイの代表者はタイ政府、産業界が直面する最近の問題について報告を行った。

第1日目（8月27日）

「ISOにおける標準化活動と日本の経験」（株式会社ブリジストン奥山通夫参与）

「IECにおける標準化活動と日本の経験」
（日本電気工業会（JEMA）家電部次長柴田和男氏）

「日本における国際標準化活動の理解」
（経済産業省基準認証ユニット標準課課長補佐矢野友三郎氏）

「EUに国際標準化活動の理解」（同上）

第2日目（8月28日）

「ISOにおける交渉戦略（1）：自動二輪車分野」（本田技術研究所TCC主幹加藤幹夫氏）

「ISOにおける交渉戦略（2）：プラスチック分野」
（日本プラスチック工業連盟（JPIF）規格部長楨宏氏）

「タイ政府／産業の直面する問題点」（TISI Ms. Rachada、タイ自動車連盟 Mr. Adisak）

「パネル・ディスカッション (国際標準化活動における日・タイ協力のあり方)」

(2) 第2回ワークショップの成果

TA コンサルタント・チームはまた、第2回ワークショップの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析の結果によると、参加者はワークショップの内容に満足しており、多くの参加者が日本の専門家と様々な分野においてより詳細な議論を継続したいと要望した。

2.6 ラップアップ・セミナー

本プログラムの終了を期して、タイ側カウンターパートからプログラムの評価や今後の課題に関する認識についてインプットを得るとともに、コンポーネント間の横の対話を促進すべくラップアップ・セミナーを開催した。

2.6.1 概要

日時：11月11日（月） 09:00～16:00

場所：United Nations Conference Center, Conference Room II

参加者：以下の各機関等より合計 88 名（スタッフ等も含む）

- ・ DTN（Multilateral Trade Negotiations, Service Negotiations, APEC 等各 Bureau）
- ・ コンポーネント 3（AD/CVD）、4（TRIPS）及び 5（TBT）のカウンターパートである DFT、DIP、TISI
- ・ 本プログラム中開催したワークショップ、トレーナーズ・トレーニングに参加した政府機関（Ministry of Foreign Affairs, Custom Department, Post and Telegraph Department, Fiscal Policy Office, The Central Intellectual Property 等）
- ・ その他の政府機関（Department of Business Development 等）
- ・ 本プログラム中開催したワークショップ、トレーナーズ・トレーニングに参加した民間産業界の団体および個別企業（タイ産業連盟、Association of Securities Companies, Sahaviriya Steel Industries PLC.等）
- ・ 大学（チュラロンコン大学等）

2.6.2 主な議論

(1) 午前の部

「WTO キャパシティ・ビルディングの重要性と今後の展望」（DTN Apiadi 局長）

日本大使館大江公使の開会挨拶に続いて、Apiadi 局長より基調講演が行われた。

局長は、「ドーハ開発アジェンダ」における交渉課題に取り組む上での開発途上国にとってのキャパシティ・ビルディングおよび技術支援の重要性を指摘し、WTO および関連国際機関により提供されるプログラム相互の調整が必要であること、またその質を向上させる必要があること、さらにその中で本プログラムが重要な役割を果たしていることを指摘した。また、タイ政府が既に、ラオス、カンボディア、ヴィエトナムに対して WTO 加盟支援を始めとする技術協力を推進している点にも触れ、同国の指導的な役割も強調した。

「更なるキャパシティ・ビルディングに向けて」（日本外務省・渡邊参事官）

日本外務省・渡邊参事官より、基調講演が行われた。渡邊参事官は、世界貿易の最近の傾向や経済発展に果たす自由貿易の重要性と WTO の意義、ドーハ・ラウンドの交渉概要等包括的に説明を進めつつ、貿易関連キャパシティ・ビルディング（TRCB）のコンセプトと枠組み、JICA による二国間協力の役割に触れ、日本政府が今後も APEC 戦略プランの枠組みを通じて ASEAN 地域に対して継続的に支援を提供する用意のあることを示した。渡邊参事官の基調講演に対しては、いわゆる「9 月 11 日」以降の反グローバル化の傾向とキャパシティ・ビルディングの関わり、新ラウンド交渉に資する TRBC のあり方、途上国に対する「S&D 条項」明確化の問題、AD 交渉における日本の姿勢等について参加者より相次いで質問が行われた。

(2) 午後の部

パネルディスカッション「WTO キャパシティ・ビルディングの成果と将来の課題」

DTN の Wiboonlasana 局長補佐代行と田中 TA チームリーダーの共同議長のもと、今次プログラムのカウンターパート機関の代表をパネリストとし、パネルディスカッションが行われた。まず、田中 TA チームリーダーより、今次プログラムの成果と TA チーム側からの提言案が報告された。

引き続き、タイ側カウンターパート機関より、成果と今後のアクションが報告された。

コンポネント 1（組織能力強化）：Wiboonlasana DTN 局長補佐代行

加盟国が負う各種通報義務に対応するため、TA チームが開発した情報共有システム（WTO-ISS）は重要性。システムの利用方法に関する短期訓練コースの実施に感謝。今後同システムに搭載する情報のアップデートにあたっては、他の省庁の協力が不可欠である。

コンポネント 2（GATS）：Surat DTN サービス課上級貿易担当官

GATS に関するワークショップが成功裏に終了したことを評価。今後タイがサービスの自由化交渉に備えるにあたっての準備に役立った。その一方、途上国の場合「特別で差異のある待遇（S&D）」が適用され、先進国よりも義務の範囲が狭い。今後、タイ語による交渉能力向上の機会が重要。

コンポネント 3（AD/CVD）：Arkon DFT 上級貿易担当官

ワークショップは非常に有益であり評価する。タイにおいては法律部門の専門家が不足しており、日本側の人材提供に感謝。また、AD/CVD の議論が近年強調されるようになっていくが、これは古くて新しい問題であり、ダンピングの調査方法など、厳密な手法の獲得が重要。ワークショップを通じて政府と民間部門が知識移転を通じてどのような対応を取るべきかが理解され、今後は政府と民間が協力してこれらの問題に対処していくためには日本の公正貿易センターのような組織が必要。

コンポネント 4（TRIPS）：Kajit DIP IP 開発促進課長

タイ語への翻訳を伴う教材開発とトレーナーズ・トレーニングが極めて意義のあるもので

あった。今後は DIP の機能強化の課題洗い出しと、持続的なトレーニング・プログラムの開発が重要。特に知的財産権の保護に関しては、民間部門の理解が必要であり、例えば著作権管理に当たって JASRAC の著作権料徴収システムをタイにどのように適用可能かについて検討していくことが必要。

コンポネン 5 (TBT) : Supachai TISI 国際関係課長

2 度のワークショップの成果をレビューするとともに、今後のアクションとしては、タイと日本の標準化関係者が政策レベル、技術レベルでネットワーク化し、少なくとも年に 1 回程度の情報交換のための会議を持ちたい。国際標準化団体における TC/SC の共同議長を日本と務めたい。日本との電気通信分野の MRA を希望。食品安全（食品ラベリングなど）について、さらにタイの担当官の能力強化を行っていききたい。

以上の各コンポネン・カウンターパートの報告を受け、外務省渡邊参事官からは、持続的なキャパシティ・ビルディングの実施に当たっては、「（供給サイド）人的資源」「組織基盤」「国際協力」の重要性が指摘された。特に、公正貿易センターや経団連など、政府と民間企業を橋渡しするような中間的な組織の重要性、貿易担当官の頭の整理を兼ねた出版物の発行が政府・民間の貿易担当者の助けになること、さらには先進国・途上国の相互の学習プロセスが重要であることが強調され、今次ラップアップ・セミナーは新たなステップの開始であることが述べられた。

最後に、丸山 JICA 鉱工業開発調査部長、Wiboonlasana 局長補佐代行から閉会の辞が述べられ、閉会した。

2.6.3 アンケート調査結果

今回のセミナーでは、出席者に対し、本プログラム中開催したワークショップやトレーナーズ・トレーニングへの出席の有無、今回のセミナーに対するコメントと評価、今後の WTO 関係キャパシティ・ビルディングに向けたコメント等を質すアンケート票を配布した。セミナーの終了時、参加者のうち 35 名よりその回収を得た。

セミナーの内容については、これまでプログラムに参加・関与した出席者から高い評価を得た。総じてキャパシティ・ビルディング活動の重要性や、本プログラムの意義について理解が促進されたとのコメントが多かったものの、今回のセミナーが本プログラムの活動への初めての参加である出席者から、内容に対する戸惑いが表明されている。

今後のキャパシティ・ビルディング活動に関しては、以下に代表されるコメントを得た。

- ・ より広い参加者（民間セクター等）をも対象とするフォローアップ・セミナー等の開催を通じた活動の展開が必要
- ・ DTN 内に構築されたパイロットプログラムに関心（他の省庁より）
- ・ 交渉に焦点を当てたキャパシティ・ビルディングの強化
- ・ 日本の経験を共有することに引き続き関心

Ⅲ. 評価と提言

1. 協力プログラム全体に対する評価と提言

本プログラムは5つのコンポーネントから構成され、それぞれ WTO に関連してはいるが異なった分野のテーマを対象としている。しかし、これらのテーマは WTO 協定の実施を進める上で支援の必要性が高いという背景から要請されたものであることから、各コンポーネントを通じての共通な側面もあり、このような観点から下記を効果のあった点として挙げられる。

- ・ カウンターパート機関のニーズとレベルに応じた知識と情報システムの提供

本プログラムのなかには多くの知識移転型のセミナー・ワークショップなどの活動も含まれているが、企画段階では、カウンターパート側のニーズとレベルを勘案した上で、テーマと講師の選択等を行なった。一方で講師陣に対しても現地事情と先方のニーズを説明し、提供される情報がニーズに合致するような調整を行なった。また、情報システムに関しては、ニーズの把握をカウンターパート組織の職員を一人一人インタビューし、WTO 関連情報の扱いの実態と IT 関連能力を測った上でシステム的设计にかかった。さらに、知的財産権のコンポーネントにおいては、テキスト作りそのものの作業から日タイの専門家チームが取り組む、というやり方でテキストを将来的に使う立場から、受講者の能力や関心を勘案しつつ、各原稿執筆者に対する情報提供を行ないつつ編纂した。このように、ニーズとレベルに応じたプログラムとすることに注力した点はカウンターパートや受講者の反応からも示されている。

- ・ セミナー・ワークショップの期待達成度

各コンポーネント別のセミナー・ワークショップの終了時に参加者へのアンケートをとり、評価をいくつかの点について記述してもらったが、そのうちのひとつのポイントである「期待達成度」について見ると平均して 80%（5段階評価の4）の評価を得た。

- ・ 日本の経験の共有

世界市場のなかで貿易と経済を発展させてきた日本の各コンポーネント分野（AD、TBT、GATS、TRIPS）における経験に対する関心は極めて高く、日本の官庁、学識者および民間部門から合計 40 名の講師を動員した。WTO 協定への対応には、欧米型の運営システムや言語といったアジアの国には馴染みが少ない面もあり、そのような点で共通性のある日本のこれまでの取り組みに特に関心が高い。この観点からは、本プログラムによる情報のみならず、経験の共有という効果は評価できると言える。

- ・ WTO での交渉に伴い意識の高まっているテーマ、疑問への回答

サービス貿易（GATS）分野では WTO における多国間の交渉が進展中であり、タイにおいても他のメンバー国から示される要求（Request）と提示（Offer）に対してどのような自由化を求めかつ自国として示すかは、喫緊の課題でもある。このようなタイミングで本プログラムを通じて、WTO 経験の深い専門家を講師として招き、様々な疑問に答えることができた。この側面はとりわけ GATS において顕著であった。

- ・ これまで関心の低かった省庁への啓蒙

GATS、TBT、TRIPS に共通しているが、これまで WTO 協定とは必ずしも接点が多くない省庁に対しては、本プログラムを通じて関心を惹起する効果があった。WTO 協定は多岐にわたる経済活動分野の国内法令制度などの整合性を前提としており、従来貿易や外国投資との関連性の低かった省庁においても、今後の WTO 交渉の展開によっては関連が出てくる可能性もある。この点から本プログラムが意識を喚起した効果があったとみることができる。

- ・ 関係省庁および官民の協力体制の構築

AD/CVD および GATS において共通しているが、関係省庁あるいは官民の関係者が顔をあわせ、WTO 協定関連の 이슈 について議論をする場を本プログラムは提供したことになる。このような他機関との協力体制の構築により、情報の共有化、WTO 関連における義務と権利の概念の普及に役立ち、キャパシティの強化に繋がっている。

上記の評価・効果を受け、今後のキャパシティ・ビルディングへの提言として、下記のポイントをプログラム全体に共通な点として示すことができる。

- ・ 情報の共有と活用

コンポーネント 1 で協力を行なった「情報共有システム」は当面 DTN 内での共有を進めるものであるが、将来的にはこのシステムの関連省庁からの利用も可能になるようなシステムとして開発を行なった。今後の展開としては DTN 内はもとより、今回の協力対象となった商務省内外の関連省庁においても、WTO 関連の最新情報の入手と活用を図ることが望まれる。情報システムはあくまでインフラであり、その有効活用の仕方にかかっている。この点から、本プログラムが提供した情報システムが外部からのニーズに応え、さらに拡張・展開されより広いユーザーに利用されることが、更なるキャパシティ・ビルディングへの提言として挙げられる。

具体的には、DTN と関係省庁との間での情報共有に関する協議の機会を持ち、関係省庁からの要望に DTN が応えるという関係を強化し、DTN としても、関係先のニーズを意識しながら、情報共有の効果的な促進を図って行くことが考えられる。とりあえずの試みとして、DTN 発の「メールマガジン」を発信し、情報共有システムの開発の状況、

利用の状況、利用の促進を図ることが有効を考えられる。

- ・ 省庁間調整機能の強化

評価のところでもふれたとおり、多分野にかかる WTO 協定の性格上省庁間および官民の調整機能を強化することが、今後のキャパシティ・ビルディングにつながる。とりわけ、サービス貿易分野に関しては、多様な分野から成り立っているが、サービス交渉に際しては、分野横断的な条件も示すことになり、相互の理解が必要である。このためには、DTN が中心となり、サービス関連省庁との連絡を密接に保つ必要がある。

また、AD/CVD の関係では、官民の情報の疎通をよりスムーズに行なう必要がある。対策としては、DFT および民間団体である FTI との間の情報交換と意見交換の機会をより活発にすることが提案される。日本における日本経団連の貿易投資委員会の活動を参考にすることも一案であろう。

参考：

日本経団連「貿易投資委員会」は、約 120 の日本の企業及び業界団体から成る。貿易及び投資の自由化に関し、業界横断的な情報収集、意見集約及び内外政府等への働きかけを行っている。）

- ・ 組織体制の整備

上述の情報の共有と多くの組織をつなぐ機能を果たすための組織への提案も出されている。例えば、AD/CVD の関連では日本の公正貿易センターをモデルに、「タイ版公正貿易センター」構想が提示されている。新たな組織といっても当面はコストのかからないネットワークの構築からスタートし、展開して行くことが提言される。

また、サービス部門では日本経団連の「サービス貿易自由化協議会」の事例を参考に、タイの民間団体においてもサービス部門の事業者同士の交流を図り、政府側のサービス部門全体の交渉窓口である DTN との協議の場の設置が求められる。

- ・ 人材の育成

本プログラムのなかでは様々なセミナー・ワークショップが実施されたが、今後のキャパシティ・ビルディングを図るためには継続的な研修活動の実施が必要であり、それを支える講師人材の強化や研修ツールなどの開発も必要である。TRIPS コンポーネントでは、この観点から教材開発とトレーナーズ・トレーニングを実施したが、他のコンポーネントにおいても、今後の対応力を強化するプログラムを継続的に実施し、人材の流動に影響されないかたちでの、組織のキャパシティの強化と展開するべきであろう。

具体的には、今回の一連のセミナー・ワークショップで配布されたテキストあるいは参考資料を加工し、各カウンターパート機関においての研修活動に活用することが提言される。

また、今後 WTO はじめ援助機関によって開催されるセミナー・ワークショップの機

会の積極的な活用、さらにジュネーブ代表部スタッフによる報告会の開催をより広い官民を対象に開催することも効果的である。

- ・ ASEAN 周辺国へのキャパビル協力の推進

カンボディア、ラオスなどの WTO 未加盟の周辺国のキャパシティ・ビルディングについては、タイの経験が貴重な役割を果たすと考えられ、既にタイが技術援助国としての活動を開始している。APEC の場でも議論されたとおり、発展途上エコノミーのキャパシティ・ビルディングへは様々なかたちでの協力が必要であり、日本の二国間援助のなかでも南南協力の有効性が位置付けられている。このような観点から ASEAN 周辺国似対する更なる協力を展開することは極めて重要と考えられ、ひいてはタイ自身のキャパビルにもつながるものと考えられる。

- ・ 啓蒙的活動

タイの国民レベルにおいて WTO 協定を含む自由貿易体制および更なる自由化に対して、理解の向上を図るための啓蒙的活動は、知的財産権のように市場および消費者に様々な影響を及ぼすようになってきていることから、重要性が増していると言えよう。このような観点から GATS においては、地方でのセミナーの展開を図っており、他のコンポネットにおいても、今後の国民への啓蒙的な PR が重要と考えられる。

具体的には、地方都市における自治体および民間セクターを対象としたセミナーの開催、タイ語によるテキスト、パンフレットなどの配布、国際市場の拡大が WTO ルールの下で促進され、自国産業の発展に役だっていることを様々なメディアを通じて伝えることが有効であると考えられる。

なお、本プログラムの目標設定と評価に関し、プロジェクト・サイクル・マネジメント (PCM) の手法に基づき整理すると、表 III-1-1 の通りある。

図表 III-1-1 プロジェクト・デザイン・マトリクス (タイ)

案件名: APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協カプログラム (タイ)

期間: 2001 年 8 月 ~ 2002 年 12 月

プロジェクトの要約	指標	指標データ入手手段	外部条件
<p>上位目標</p> <p>WTO への加盟を通じ多角的貿易体制からのメリットを享受するために、WTO 協定の内容を理解し、実施、交渉できる能力を獲得する</p> <p>プロジェクト目標</p> <p>① 本プログラムの提言、構築される情報システムにより商務省貿易交渉局(DTN)の WTO 協定実施にかかる調整能力が向上する</p> <p>② 本プログラムの技術移転(GATS、AD/CVD、TBT、TRIPS、交渉能力)により、行政官及び業界関係者の協定理解・実施・交渉能力が向上する</p>	<p>タイの行政官の WTO 交渉での発言者リソースの数が、プロジェクト開始時に比べ増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 情報システム担当者がパイロット・システムの仕組みを理解し、継続的な運用能力を獲得する。 - DTN から関連省庁への WTO 関連情報量がプロジェクト開始時に比べ増加する。 - WTO 協定の内容を熟知した関係者数がプロジェクト開始時に比べ増加する。 	<p>●タイ政府の WTO 関連スタッフの活動記録</p> <p>●アンケート調査</p> <p>●ヒアリング調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● タイの対 WTO 政策及び多角的貿易政策に変更がない。
<p>成果</p> <p>① WTO 協定調整窓口である DTN に情報システムが構築され、運用される。</p> <p>② GATS に関する行政官の理解が向上する</p> <p>③ AD/CVD 協定・措置の行政と民間での理解が促進される。</p> <p>④ TRIPS 協定、知的財産権行政の実施能力が向上する</p> <p>⑤ TBT 協定に関する行政官の理解が促進する。</p>	<p>① WTO 協定関係省庁で情報が共有され、調整能力が向上する。</p> <p>② GATS に関する行政官の活動が活発になる。</p> <p>③ AD/CVD 協定・措置実施にかかる行政手続き能力が向上する。</p> <p>④ TRIPS 協定、知的財産権行政のエンフォースメントが強化される。</p> <p>⑤ TBT 協定に関する行政官の、国際標準化活動への適切な参加が増大する。</p>	<p>●アンケート調査</p> <p>●ヒアリング調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● DTN が情報システムを継続的に維持・管理し、活用する。 ● 行政官及び業界関係者に対して、継続的な技術移転が実施される。 ● 各機関の WTO 担当者数が激減しない。
<p>活動</p> <p>① 情報システムの試験的構築、維持・運用技術の移転</p> <p>② ワークショップ開催による知識移転</p> <p>③ ワークショップ開催による知識移転</p> <p>④ 行政官・民間関係者向け研修教材の開発、知識移転</p> <p>⑤ ワークショップ開催による知識移転</p>	<p>投入</p> <p>日本:</p> <p>人材</p> <p>コンサルタント(コア)</p> <p>コンサルタント(追加)</p> <p>外部専門家</p> <p>業務調整員</p> <p>プロジェクト運営費用 必要経費</p> <p>海外:</p> <p>人材</p> <p>WTO スタッフ</p> <p>外部専門家</p>	<p>現地:</p> <p>人材</p> <p>カウンタートパート</p> <p>外部専門家</p> <p>通訳・業務調整・秘書</p> <p>設備 チームオフィス</p> <p>機材</p> <p>事務機器、PC、ソフ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術移転を受けた行政官等が継続的に WTO 関連業務にかかわる。 <p>前提条件</p> <p>WTO 協定実施に係る各省庁担当者がプロジェクトに反対しない。</p>

2. 各分野に関する評価と提言

2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポネント 1》

本節では、「コンポネント 1：WTO 協定実施にかかる組織体制の強化」に関する支援実施内容の評価と今後に向けた提言を行う。

2.1.1 評価

WTO 協定実施にかかる業務担当部門である貿易交渉局（旧事業経済局）の WTO 担当部署において、支援実施前は、WTO 関連情報の共有化に関連して以下のような課題があり、業務全体を非効率にしている面があった。

- ・ WTO 関連情報が各分野の担当者個人に帰属しており、紙媒体資料の形で分野別・時系列に個人管理されている。
- ・ DTN 内部であっても関係する他分野の情報を得るためにはその分野の担当者にお問い合わせの必要がある。
- ・ 担当者不在の場合には、必要な情報を得ることが困難である。
- ・ 必要な情報を探すために時間がかかる。
- ・ WTO 担当部署では、DTN 内他部署、他省庁等からの情報提供依頼が多く寄せられており、その対応に時間が割かれている。

WTO 協定実施にかかる組織体制の強化の観点から、DTN 内部の WTO 関連情報の共有化を図りやすくするための手段として、WTO 関連情報共有システムである「WTO-ISS」を設計・開発し、2002 年 11 月 4 日に DTN へ導入した。本支援実施の結果、WTO 担当部署である DTN が WTO 協定実施にかかる組織体制の強化のための手段を得ることができた。このように、WTO-ISS の正式運用開始までの一連の支援活動を通じて、以下のような成果が得られたといえよう。

- ・ 本コンポネントの支援実施に関して、DTN カウンターパートの積極的な協力が得られたため、WTO 担当部署の支援実施前の課題解決に適しておりかつ DTN 側のニーズを反映した情報共有システムを設計・構築・導入することができた。
- ・ DTN カウンターパートの協力により、システム稼働時に既存文書を整理・デジタル化し、システムに登録することができた。これら一連の作業を通じて、DTN 内 WTO 担当部署の各担当者の属人的な情報を分野横断的に一元化して分類することができ、WTO 担当部署の個別担当者に情報の共有化の意識付けを行うことができた。こうして、システム運用開始段階から、個別担当者が情報共有システム利用の

メリットを実質的にも意識の上でも感じることでできる環境をつくることができた。

- DTN の既存システム（ペーパーレスシステム）と密接な連携を有する情報共有システムとしたことにより、WTO 分野のみならず他分野においても利用しやすいシステムとすることができた。DTN の既存システムに関してもよりニーズに合致したシステムにモディファイすることができた。
- WTO-ISS の利用、運用・管理のための研修を利用者及びシステム管理者を対象に実施し、今後、DTN が WTO-ISS を利用、運用・管理していくための基礎をつくることができた。
- システムの設計・開発段階を通じて、できるだけ DTN カウンターパートとともに議論・作業を行ったため、システム設計、開発手法、開発管理に関する技術支援を行うことができた。

しかしながら、WTO-ISS を導入したことだけでは、WTO 関連情報の共有化が促進され、WTO 協定実施にかかる組織体制が強化されるわけではない点に留意する必要がある。実際に WTO 関連情報の共有化が促進されるためには、WTO 担当課の個別担当者が WTO-ISS を今後いかに利用していくかにかかっていると見える。WTO 担当課の個々の担当者全員が自らの情報を登録することによってはじめて、部署全体として大きな業務効率化が図られるためである。このように、WTO 担当部署の個々の担当者全員が自らの有する情報を共有しようとの意識を持つことが重要であり、そのため、WTO 担当課の責任者は、担当者に情報共有化の意識を持たせることが必要となろう。

11 月 8 日のシステム正式運用後 12 月末までのシステム利用実績は、WTO 担当課で WTO-ISS の利用経験のある担当者は 16 名（ユーザアカウント）、総アクセス数 491 件（ただし文書登録は Web Serve 経由のため、そのアクセス数は含まない）となっており、2002 年 12 月末の段階では試用に留まっている状況である。この理由としては、まず、すでに稼働している INFOMA Web Flow が、徐々に使い始めるとの方針で運用されているため、現段階では各課の文書係以外に利用されていないことがあげられる。今後、各セクションリーダーが使えるようにする計画だが、同システムへの全面移行が実施されるのは 2003 年半ば以降の見込みである。また、Web Serve は DTN 全体では 11 月 26 日にいったん正式稼働したが、その後、Web Serve に不具合が見つかったため、12 月末現在利用されていないことも原因の一つである。このような理由から、現段階では INFOMA と密接に連携している WTO-ISS の利用状況にも影響が出ている。

Web Serve の不具合に関しては 2003 年 1 月にすでに修正されているが、DTN 側で INFOMA の利用を徐々に促している現状を考慮すると、WTO-ISS の利用拡大はこれ以降とならざるを得ない見通しである。本支援終了後の DTN 側による WTO-ISS 利用拡大のための方策が重要である。この点では、カウンターパートとしてはユーザに対して直接利用を

働きかける他、DTN 副局長へのシステムデモとそれを踏まえたユーザへの利用の指示をトップダウンで行うなどの方策を主体的に検討、実施している状況であり、現段階においても取り組みが行われている。また、カウンターパートからは、DTN の WTO 担当部署における研修を通じて WTO-ISS の便利さを理解しており、INFOMA が稼働することによって、自然と利用されていくとの見解が示されている。

2.1.2 提言

本項では、前項「2.1.1 評価」で検討した支援実施内容の評価を踏まえ、今後に向けた提言を以下にまとめる。

- (a) 導入した WTO 関連情報システムを有効活用し、WTO 協定実施にかかる組織体制を強化するため、システム利用・管理マニュアルを継続的に活用していくことに加えて、WTO 担当部署の個々の担当者全員に自らの有する情報を共有しようとの意識を強化することが必要である。そのために下記の 3 点を提示する。
 - 当面は、WTO 担当課内における情報共有化をトップダウンによって徹底するなどの組織的な対応を図ること。
 - また、WTO 担当課及びシステム管理部門それぞれに WTO-ISS 担当者を任命し、新人研修等の階層別研修、個別利用方法指導や質問対応に加えて、積極的な活用をアピールすることが必要と考えられよう。これら担当者が登録件数の少ない担当者に対して、個別に指導することも有用であろう。
 - システム自体の利用方法の指導に加え、システム利用による利益実感を共有化する仕組みを検討し、自発的な利用促進を考慮することも重要である。例えば、情報の更新、新規文書等の登録情報を定期的にユーザにフィードバックし、利用インセンティブを高める仕組み等が検討されよう。
- (b) 現在、システムへの情報登録は、セキュリティを考慮して、DTN 内からに限定されているが（閲覧は広く開放している）、将来、タイ政府における省庁間ネットワーク環境が整備された後、他省庁からの情報登録を認めることも、いっそう WTO 担当課における業務効率化を図る上で重要である。なお、本システムはこうした拡張を考慮して開発されている。
- (c) WTO-ISS は、WTO 関連情報の共有化に適した仕様で設計・開発されたものであるが、他分野にも適用可能である。DTN 内で行っている他業務分野の情報共有にも活用することを検討すべきである。他部署における業務効率化に加え、他分野の情報であっても WTO 協定実施にかかる業務に関連しているため、いっそう WTO 担当課における業務効率化が図られることになる。なお、本システムは WTO 関連情報共有化のためのパイロットシステムとして開発されたものであるが、こうした拡張を考慮して開発されている。

なお、システム利用の実態のフォローアップを含め、上記(a)の3項目にかかる運用上のユーザビリティ向上のためのコンサルテーション等が重要と考えられる。2003年半ばには DTN のオフィス移転が予定されていることもあり、利用進行のしかるべきタイミングで必要に応じ、TA コンサルタントチームによるフォローアップミーティング等の開催を検討することが望まれる。

2.2 GATS の実施能力向上支援 《コンポネント 2》

2.2.1 評価

(1) 全般

本コンポネントの中心的な活動であるワークショップの評価は、1)ワークショップ終了時の参加者に対するアンケート調査⁴、2)DTN および他のタイ政府側カウンターパートとの協議、3)ワークショップ講師のコメント、および、4)これらを総合した TA コンサルタント・チームによる見解によって行った。ワークショップは、交渉の進捗に伴い必要性が高まっていた GATS の知識を整理し、疑問に答える場として活用された。また、これまで GATS への理解と関心が薄かったサービス関連省庁に対する DTN からの働きかけの場とし、DTN は第 1 回ワークショップの主催者として、第 2 回のワークショップでは取りまとめ役および分野別ワークショップの活発な出席者として関わった。さらに、第 2 回ワークショップは、会計サービス、観光サービスの両分野では行政官と産業界代表者が同時に理解を深めるための初めての機会を提供するとともに、対象とした 4 分野において今後、分野別の調整機能が発揮されていくためのベースとなる知識の共有化に寄与した。

(2) 第 1 回ワークショップ

DTN (当時 DBE) のコメント

幅広い講師による包括的なワークショップとなった。時間の関係上、全ての質問に対して十分時間をかけて議論を尽くせなかったことは今後の課題となる。出席者の関心の高さが伺えた。GATS の基本や過去の交渉の経緯については整理がなされたことから、今後、主要分野毎の課題に沿った知識向上の場が望まれる。

講師のコメント

- ・ タイ・日本両国の行政官、学識経験者によりバランスの取れた内容のワークショップとなった
- ・ タイ側行政官のスピーカーとしての積極的な関与により、ジュネーブの現場から国内関係省庁に情報集約の必要性を訴える好機となった
- ・ GATS の基本的な規定内容に関する説明は一部の参加者には既知のようであった
- ・ 初回として、GATS の基本事項が講義内容の中心となることはやむを得ないが、今後はこれをベースに分野毎の 이슈や個別産業政策との関係等、さらに掘り下げた内容とすることが期待される

⁴ 本アンケートは、5 点を非常に満足、3 点を普通、1 点を非常に不満足とする 5 段階評価および分かりやすかった／わかりにくかった点、今後の業務のうえでの知識活用方法等の自由記載を求める形式にて実施した。

アンケート結果

参加者 106 名のうち 36 名よりアンケート調査への有効回答を得た。これによると、ワークショップに対する満足度は概ね高く、9 割が「とても満足」または「概ね満足」と回答している。とりわけ、パネルとして取り上げた通信関係の参加者からはきわめて高い評価を得た。

今後のワークショップにおいては、「サービス交渉のアップデート」、「セクターに特化した交渉」を希望する向きが多かった。

(3) 第 2 回ワークショップ

ワークショップ後の出席者に対するアンケート結果及び DTN を含むカウンターパート機関とのレビュー協議を通じ、タイ政府側の評価が以下のとおり明かになった。

(a) DTN (当時 DBE) (GATS 全般)

コメント

ワークショップは DBE が交渉対応を検討するうえでベースとなる知識移転の好機となったとともに、セクター別に産業界を巻き込んだ検討を本格化させるうえで有用であったと評価する。また、DBE は産業界からの有効な意見聴取のチャンネルを持たないため、今後とも独自にセミナーや会合を行い、意見聴取や交渉に関する情報伝達に努める必要があると認識している。地方都市も含めた産業の現状について把握し、これを交渉に活かしていく事が今後の課題であると認識している。

(b) 金融サービス分野

財務省財務政策局 (FPO) のコメント

かねてから定期的に会合を持っている「金融自由化ワーキング・グループ」(参加機関は今次ワークショップ出席者に同じ)において、今後、ワークショップの成果を活用して協議を深めたい。ワークショップの時間が限られていたため、未だ GATS 交渉への対応に関し、銀行セクターの約束方法等に関して疑問点がある (TA コンサルタント・チームより後刻質問を送付してほしいと伝えた)。また、FPO としては GATS だけではなく自由貿易協定 (FTA) への対応に係る検討も迫らせており、学識経験者や専門家による研究が必要だと感じている。

アンケート結果

参加者 22 名中、12 名より回答があった。回答者全員が、ワークショップは本分野の現在の状況に照らし有用であると回答。また、88%が現在の職務に活用し得る内容と回答した。投資分野や通信サービス分野との関係等、金融サービス以外の分野についての関心も寄せられた。

(c) 通信サービス分野

運輸通信局郵便通信局（PTD）のコメント

ワークショップにおいて、省庁内の若手担当官および通信事業者に対し、PTD 内のリソースが前回の基本電気交渉について直接語りかける好機となった。講師の包括的な説明と併せ、これまでの交渉経緯や論点に対する理解が深まった。

アンケート結果

参加者 26 名中、11 名より回答があった。回答者中 91%が、ワークショップは本分野の現在の状況に照らし有用であると回答。また、91%が現在の職務に活用し得る内容と回答した。今後、さらに通信分野の事情やサービス交渉の進捗に合わせ、掘り下げた知識移転の場が求められるとのコメントが寄せられた。

(d) 観光サービス分野

タイ観光局（TAT）のコメント

今回のワークショップを機に、TAT ハイレベル等も対象とし、別途 DTN サービス担当官を招いて GATS 交渉の周知を目的とする会合を開催するなど、内外の意識喚起の好機となった。観光関係の業界団体は多数存在し、そうした産業界代表者からのインプットを交渉に活用していくための基礎的な理解の促進に役立った。今後とも TAT 部内及び民間産業界に対して情報の提供を図っていくことが課題である。

アンケート結果

参加者 26 名中、18 名より回答があった。回答者中 78%が、ワークショップは本分野の現在の状況に照らし有用であると回答。また、78%が現在の職務に活用し得る内容と回答した。今後の課題として、さらに GATS 全般に関する理解を深めたいとするもの、観光セクターに特化した課題を理解したいというもの等、多様なコメントが寄せられた。

(e) 会計サービス分野

商務省事業登録局（DCR）のコメント

会計サービス関係省庁と産業界が一堂に会して GATS の諸問題について学ぶ機会が 2 年ぶりであり（前回は DCR が独自に開催）、知識のレベルを合わせ今後の協議を円滑化する意味でワークショップの成果は評価できる。ワークショップの講師説明から初めて明らかになった点も多い（例えば言語要件の GATS 上の扱い等）。GATS 交渉に関しては、同じ商務省の DTN との連携をさらに密にして対応ぶりを向上させたい。また、会計分野は国際的な動きにキャッチアップするとともに、IT を活用した登録システムを刷新する必要もありさらに対応すべき課題も多い。

アンケート結果

参加者 32 名中、10 名より回答があった。回答者中 89%が、ワークショップは本分野の現在の状況に照らし有用であると回答。また、回答者全員が現在の職務に活用し得る内容と回答した。

2.2.2 提言

GATS コンポーネントの活動のレビュー、DTN や他のタイ政府側カウンターパートとの協議等を踏まえ、今後の GATS 分野での継続的なキャパシティ・ビルディングに向けて以下のとおり提言する。

提言 1：組織の活用と裾野の拡大

DTN が行っているサービス関連省庁連絡会議が今後も益々活用されることが期待される。その際、これまでも GATS 交渉の経験を有し、高い理解を持つ金融や通信分野だけではなく、比較的新しいとされる教育、環境、健康、さらには会計といった分野についても DTN との情報交換や DTN が独自に行うキャパシティ・ビルディング活動に積極的に参加することが重要となろう。その際、本プログラムで関係者に配布した GATS に関する基本的な WTO 文書の活用が期待される。

サービス交渉が益々本格化するなか、同連絡会議の主催者である DTN の役割はさらに重要となってくる。ジュネーブにおけるサービス交渉関連前後に定例化している同連絡会議の開催に加え、ジュネーブ代表部における担当官の帰国時等の機会を捉えた会合の開催なども有益となる。

提言 2：人材育成とタイ政府部内のリソース活用

交渉が進捗するなか、DTN 及びサービス関連省庁における人材育成は継続的な課題である。DTN の交渉担当者や各省の交渉経験者等のリソースを活用しつつ、DTN 内部における GATS の専門知識を有するスタッフをさらに育成すること、比較的最近 GATS に関する対応を始めた省庁においてもコアとなるスタッフを育成することが課題となる。そのためには、DTN および他のサービス関連省庁の GATS 担当者による人材育成プログラムの立案に対する積極的な関与や、提言 8（キャパシティ・ビルディング活動の企画と管理）とも関連し、効果的な運用が必要となろう。

提言 3：サービス関連省庁間での情報共有化の促進

GATS に関するジュネーブからの必要な情報は、総じて関係省庁に適切に連絡されている。但し、文書が大部に渡る場合にはタイムリーな情報伝達が難しい場合もあった。今回、本プロジェクトのコンポーネント 1（情報システム）によって DTN にパイロット・システムが導入されており、このシステムへの期待が他省庁からも寄せられている。DTN 内でのパ

イロット・システム活用を経て、同システムのサービス関係省庁への拡張も検討し、GATS への対応の省庁横断的な情報共有化を円滑化することが期待されている。さらに、DTN サービス担当者や在ジュネーブ担当者による e メール等を利用した定期的な情報発信なども検討に値する。

提言 4：GATS 対応と国内サービス産業政策との関連に関する認識の深化

GATS の自由化交渉は対外対応で完結するものではなく、国内サービス産業政策のなかでどのように活用していくかとの視点が重要となる。本プロジェクトでは GATS の義務だけではなく、自由化を独自の順序・スピードで行う「権利」についての理解を促進した。こうした理解に基づき、サービス産業政策のなかで GATS の自由を如何に活用し得るかという観点が、(1)国内産業政策全般のなかでどのサービス分野に力点をおくか、(2)個別サービスセクターの産業政策（例えば建設サービス政策、通信サービス政策）のなかで、どのような順序で法・規制を改正し自由化を行うか、といった 2 つのレベルにおいて、活発な検討がなされていくことが重要である。さらに、多角的貿易交渉である GATS と地域経済統合（ASEAN 等）や二国間経済関係（FTA 等）との関連も含め、GATS 交渉をより大きな視点から捉えることも必要となる。必要に応じ、関係省庁担当官、内外学識経験者、産業界関係者、さらには議会関係者などの関与も得て、政策オプションやそのインパクトを検討するための調査研究等が行われることが期待される。（金融分野に関しては、FPO より GATS と FTA の関係についての調査研究の必要性が指摘されている。）

提言 5：サービス産業界との関係の強化と活用

GATS 交渉を行うにあたり、サービス産業界からのインプットは不可欠となる。本プログラムの GATS コンポネントにおけるワークショップ 2 では、各分野毎に産業界からも出席者を得て、政府と産業界との GATS 交渉に関する共通理解の促進に寄与したところである。現状、DTN は産業界からのインプットをアドホックなセミナーの開催を中心に行っているところであるが、毎回異なる出席者に対して GATS の基礎的な理解を促進し、サービス交渉の現状について説明する必要性が生じている。また、各省庁においても、金融サービス分野のように組織的な対応が成果を挙げているセクターがあるものの、他の多くの省庁においては、産業界との連絡チャンネルはあるものの、GATS に関してはそうしたチャンネルが活用されてこなかった。そこで、政府側からの情報提供をより密度の高いものとし、産業界側からのインプットを慫慂することも課題となっている。

（なお、我が国および欧米においては、GATS 交渉に関心を有するサービス産業代表者により組織的な対応が行われている。）

参考：日本における「サービス貿易自由化協議会」の活動

1997年、経済団体連合会（当時）は、約100社・団体のサービス関連企業および個別業界団体から成る「サービス貿易自由化協議会」を設立した。同協議会は、政府関係者を提起的に招聘してWTOにおけるサービス自由化の取り組みについて説明を聞くと共に、メンバー企業・団体が海外におけるサービス事業を展開するにあたっての問題点や改善要望をとりまとめ、政府に対して建議している。なお、日本経団連は、サービス貿易に関する問題だけではなく、貿易・投資問題全般を扱う「貿易投資委員会」も有する。

提言6：一般に対する周知活動

これまでDTNは独自に地方においてセミナーを開催し、地方政府および産業界代表者に対してサービス交渉の現状等について説明を行ってきた。提言1（裾野の拡大）、提言2（人材育成）の実現を通じ、政府部内のGATS専門家が拡大することによって、一般に対する周知活動に貢献できる行政官が増加し、こうした活動が活発化することが望ましい。また、eメールやホームページを活用して、一般に対する情報提供を行うことも一案である。（日本の外務省国際機関第一課は、WTO全般に関してメールマガジンを発行し、交渉の進捗や政府の考え方の広報に努めている。）

提言7：新設されたサービス貿易交渉課の機能の活用

DTN内の組織改編に際して、サービス貿易交渉課が新設された。これまでは旧多角的貿易交渉課内にサービス貿易担当官が配されていたが、今後、GATSだけではなく、APEC、ASEAN、二国間経済関係の中でのサービス関連の事項が一元的にサービス貿易交渉課に所轄されることとなった。同課の新設によって、人員が拡充されるとともに、GATS交渉と関連が深い、他のフォーラムでのサービスに関する協議の情報共有化に資するものであることが期待される。これまで行われてきたGATS関連の活動が適切に継続されるとともに、WTO全般を所轄する多角的交渉課との連携し、WTO交渉のアジェンダ全体（農業交渉、鉱工業品市場アクセス交渉等を含む）の中でのサービス交渉の位置付けについても、引き続き十分な考慮が図られることが期待される。

提言8：キャパシティ・ビルディング活動の企画と管理

DTNは独自にセミナーの開催やWTO事務局専門家の招聘等を行っている。また、ドーハ開発アジェンダの進捗を受け、今後、益々他のドナーによる貿易関連キャパシティ・ビルディング活動支援が活発化するものと見られる。そこで、DTNは独自の活動、他のドナーの支援による活動を有機的に組み合わせ、内容面での不要な重複を避けるとともに、受け入れ可能なタイミングでキャパシティ・ビルディング活動を進めることが期待されている。

今後、DTNを中心に考慮されるべきキャパシティ・ビルディング活動の一例は次のとおりである。

- ・ ワークショップを通じたサービス関係省庁における中心的な担当官の技術能力の向上（新任のサービス担当官を含む）。WTO 事務局専門家等によるオファー作成に関する指導
- ・ セミナーを通じた一般への周知活動（スパチャイ事務局長帰国の機会を捉えるなど、広報面にも力を入れることも一案）
- ・ サービス産業政策と GATS の下のサービス貿易自由化に関する研究（政策立案過程における交渉の位置付け等）

また、独自のキャパシティ・ビルディング活動を地理的に拡大し、タイ国内のみならず、周辺の ASEAN 諸国と連携した活動の展開、さらには後発加盟国である CLMV 諸国（カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナム）に対しても WTO 加盟に向けた GATS に関する知識移転を行い、そうした活動を通じて自らのキャパシティの更なる向上に資するなど、DTN のイニシアティブの発揮が期待される。

2.3 AD/CVD 協定の実施能力向上支援《コンポーネント 3》

2.3.1 プログラムの評価

TA コンサルタント・チームは、2 回のワークショップの後、参加者に対してその成果を尋ねるアンケート調査を行った。アンケート調査の分析結果のうち、特に以下の点を強調することができる。

- ・ 主として AD/CVD 措置実務の技術的な側面に焦点を当てたワークショップ（ワークショップ 1）は、参加した政府担当官から高く評価されたが、同時に、なお詳細な AD/CVD 措置のテクニックを提供する研修を実施することが要望されている。
- ・ ワorkshop 2 における日本の経験の紹介とパネル・ディスカッションも、やはり官民の参加者から評価されるとともに、官民協力の重要性についての意識を喚起することができた。
- ・ ワorkshop で得た知識を様々な場面で普及することについて積極的な反応を得ることができた。アンケート結果から見る限りでは、そうした努力は各個人の活動の範囲にとどまっているように見受けられるが、組織としての知識普及活動はやはり重要である。この点については、なお検討の余地がある。

これらの諸点に、カウンターパート（Bureau of Trade Interests and Remedies, DFT）からの評価も加味すると、本コンポーネントにおける支援プログラムの成果を以下のように評価することが可能である。

- ・ AD/CVD 措置に関する実務的な知識を提供することを通じて政府担当官の能力向上を図るという目標については、一定の成果を上げることができた。すなわち、政府担当官は AD/CVD の実務手続に関する包括的な枠組みと重要なポイントについての知識を獲得するとともに、これを継続的に向上しようとする動機付けを得ることができた。AD/CVD 措置に係る技術と知識は、およそ一度のワークショップによって網羅することは不可能であり、不断の情報収集や研究・分析によって更新される必要があることを考慮すると、本プログラムの成果は、カウンターパート自身による持続的な能力開発のための慣性を与えたかどうかという観点から評価されるべきである。この観点から、本プログラムは上記のように一定の成果を上げたということができる。また、本プログラムは既にカウンターパートが様々な形で実施している研修プログラムに、新たな経験と視覚を付け加えることができたという点でも評価することができる。
- ・ プログラムは、また、組織的ないし制度的なキャパシティ・ビルディングに対して何らかのインパクトを与えたか否かという点からも評価される必要がある。この観

点からは、例えば公正貿易センターに象徴されるわが国の官民協力の方法について多くの参加者が関心を示したことから、そうしたインパクトを与えることができたと言うことができる。

- ・ 通常の業務レベルにおける官民協力の向上という点については、例えば、政府が民間部門に対していかに迅速に他国の不公正な貿易活動に関する情報を提供することができるか、また、政府がダンピング申し立てを受けた企業に対してどれだけ支援を与えられるかといった観点から評価することができる。この点について、カウンターパート側では、本プログラムのワークショップにおける議論を踏まえて、他国の AD 発動に対する早期警戒システムを導入し、また、他国からの不公正貿易活動への対処法について民間との協力を緊密化する等、システムの改善を図っており、本プログラムは顕著なインパクトを与えているということができる。

2.3.2 提言

上記の評価にもとづき、本コンポネントにおける一層の能力向上に向けた提言を、以下 3 点について行ってみよう。

提言 1：AD/CVD 措置に関する研修および知識普及の一層の推進

AD/CVD の実務に関する知識や技術の維持・向上にあたっては、前述のとおり継続的な情報の更新が必要である。カウンターパート組織においては、既に様々な形で内部および外部に対する研修を実施しており、今後ともこれを継続することが勧められる。とりわけ、本プログラムのワークショップで使用したテキストを活用し、知識の普及に努めることが望ましい。さらに、本プログラムにおいて導入した情報シェアリング・システムを活用し、政府担当部署間での情報共有を進めるとともに、将来的にはその一部を外部にも公開し、民間部門へのオンラインでの情報提供を可能にしていくことが必要である。

提言 2：AD/CVD 実務における官民協力の一層の推進

上記のとおり、カウンターパート組織においては、既に業務レベルにおける民間との協力体制を強化・向上させている。民間部門からのニーズに日常的に適切に対応していくことは、政府担当官にとって知識と技術を常に向上させる良い圧力となるため、こうした協力を更に推進してゆくことが望ましい。さらに、今次の WTO 交渉における議論の焦点の一つである AD 等ルール面における規律の強化は、とりわけ民間部門の関心の強い問題であり、この点における官民の協力推進も望まれるところである。以下に示す情報センターも活用し、研究会やパブリック・ヒアリング等様々な場で官民間の情報交換や対話を進めてゆくことが肝要である。

提言 3：AD/CVD 等貿易救済措置に関する情報集約センターの設置

官民協力を推進するためには、民間部門の努力も必要である。政府がいかに民間企業を支援しようとも、政府の支援能力には限界があるとともに、民間部門自身の能力向上や民間企業相互の協力が不可欠である。この観点から、AD/CVD 等貿易救済措置に関する全ての情報を集約・蓄積し、これを必要とする人の分析、研修、および政策決定等に供することができるような組織を設置することが望ましい。この組織は、わが国の公正貿易センターのように、他国からのダンピング申し立てに対処するための基礎的な情報を必要とする民間企業にとっての相談センターとして機能するであろう。また、政府にとっては、これを一種のシンクタンク、あるいは民間との協議の拠点として利用することが可能であろう。こうした官民協力の集約センターとしての組織が機能するためには、政府・産業界のみならず、学会、法曹界を含む広範な人的資源のネットワークを有することが必要である。わが国の公正貿易センターについて特筆されるべき点として、同センターが、研究者に対してダンピング調査や交渉過程、紛争解決に関する実際的な知識を提供することにより、学会における専門家の育成に寄与してきたという経緯を考慮すると、広範な人的ネットワークの形成によって、そうした中長期的な人材育成機能をも期待することができる。このような組織は、全く新規に設立するというより、例えば FTI における WTO 委員会のような、既存の民間部門組織を機能強化する形で形成してゆくことが实际的であり、ネットワークとして立ち上げることにより、初期コストを低くすることが適切であろう。ただし、その場合でも政府部門のイニシアチブや情報面での関与が必要である。政府部門からの積極的な働きかけにより、こうした形での機能強化は比較的短期間でなし得るものと思われる。

なお、日本の公正貿易センターは以下の 6 つの機能を標榜しており、これに基づく調査研究、教育及び情報提供、コンサルテーション活動を行っている。

- ①貿易問題に関するアンテナ機能(海外情報源を活用した重要な貿易問題に関する情報収集)
- ②情報ネットワークとデータ・バンク(日本製品に対する AD ケース、原産地証明規制その他に関する情報収集と分析、報告書発行)
- ③政府と産業界のコミュニケーション・チャンネル(AD ルール確立等における官民利害関係者の協議機会の提供)
- ④ダンピング提訴を受けた企業に対するアドバイザー(アドバイスと弁護士紹介)
- ⑤AD 提訴準備のための支援(アドバイス)
- ⑥WTO 提訴のための支援(WTO 紛争解決手続のための調査)

2.4 TRIPS のためのキャパシティ・ビルディング 《コンポネン ト 4》

2.4.1 支援プログラムに対する評価

(1) トレーナーズ・トレーニングの評価

トレーナーズ・トレーニングの評価は、トレーニング終了後の参加者に対するアンケート調査、DIP 及び講師との協議に基づいて実施した。本トレーニングの主要な目的であった個別テーマに係る内容面での知識移転、教授方法のノウハウに係る知識移転の成果を測るために、アンケートでは、以下の項目を盛り込んだ。

- ・ 本トレーニングは、事前の期待に合致していたか。
- ・ トレーニングを通して、どの程度、新しい知識を身に付けることができたか。
- ・ トレーニングを通して、どの程度、教授方法を身に付けることができたか。
- ・ 将来講師として講義を行う際に、本トレーニングで得た知識はどの程度役に立つか。
- ・ 将来講師として講義を行う際に、本トレーニングで得た教授方法はどの程度役に立つか。
- ・ 将来講師として講義を行う際に、以前よりも自信を持って臨むことができるか。
- ・ 将来講師として講義を行う際に、本トレーニングで得た講師や参加者とのネットワークはどの程度役立つか。

各セッションにおける全般的な満足度は、以下の通りである。

テーマ	満足度	参加者数
a. 個人発明家及び SME のための特許実務 (10 月 3 日実施)	4.0	20
b. 特許出願手続き (10 月 4 日実施)	4.1	20
c. 水際における IPR エンフォースメント (10 月 8 日実施)	3.8	30
d. 民間セクターにおける IPR 管理 (10 月 9 日実施)	4.1	30
e. 商標実務 (10 月 21 日実施)	3.6	42
f. 大学及び研究機関における IPR 管理 (10 月 22 日実施)	3.7	33
g. トレード・シークレット法の基礎 (10 月 24 日実施)	4.4	39

アンケートへの回答はテーマによって異なるが、全般的には内容及び指導方法に関する知識移転について概ね満足である旨、回答を得ることができた。本アンケートは、非常に満足を 5 点、満足を 4 点、普通を 3 点、不満足を 4 点、非常に不満足を 1 点とする 5 段階の評価を実施したが、具体的な評価点数では、指導方法への満足度は 3.4~4.1 点、知識面での満足度は 3.8~4.5 点であった。また、約 85%の参加者が現在のタイの現状に鑑みて、今回のトレーニングは有益であったと回答している。将来講師としてタイ国内で指導していくに当た

って、本コースで得られた知識及び指導方法に関するノウハウ、講師及び参加者間のネットワークが役に立つという回答も多く得られた。指導方法への満足度は3.6～4.2点、知識面での満足度は3.6～4.2点、ネットワーク構築への満足度は3.4～4.1点であった。今後、指導していくに当たって、以前に較べてより自信を持って講義に取り組めると回答した参加者の数も多く、点数にして3.4～4.2点であった。

本プログラムの策定に際しては、1テーマ1日という形で比較的時間に余裕のある組み方をしたが、参加者からはまだ時間的に十分ではなかったという声も聞かれた。特許情報検索とその分析手法、発明や新規技術の評価方法等の的を絞ったテーマについて、時間をかけてさらに話を聞きたいという要望も数多く寄せられた。

トレーニング終了後のDIPとの協議では、タイ語への翻訳を伴う教材開発とトレーナーズ・トレーニングの試みが極めて意義のあるものであったとの評価を受けた。DIPとしては、今回の試みを一度きりのものにせず、この教材を使って継続的に研修を実施していく体制を整備したいとの話があった。具体的には、今回DIPから参加した人材がDIP主催のトレーニングにおいて確実に講師を務めるように、実績を重ねていきたいとのことである。また、今後、DIPの機能強化に向けてどのような対策を取る必要があるかを検討することが重要だとの意見も寄せられた。トレーニング・プログラムの持続的な開発が重要であるとの認識も共有されている。今回は参加者のレベルが一定して高く、幅広い機関から知的財産権の専門家が集まったことから、DIPとしてはこの度の参加者をリスト化し、今後とも継続的なコンタクトを保っていくような体制を整備できるよう検討したいとの意見も提起された。

(2) 支援プログラム全般に対する評価

トレーナーズ・トレーニングの評価と異なり、本支援プログラム全般に対する定量的評価は非常に難しい。本来、本支援において評価対象となるのは、本プログラムで導入された研修教材及びカリキュラムの開発に係るプロセスそのものであり、その評価のためには今後数年の間に本プロセスが制度化され、利用された上での評価を待たなくてはならない。従って、以下では本プログラムの持続可能性の確保に貢献したと思われる点について、現時点での実績及び評価を記載するに留める。

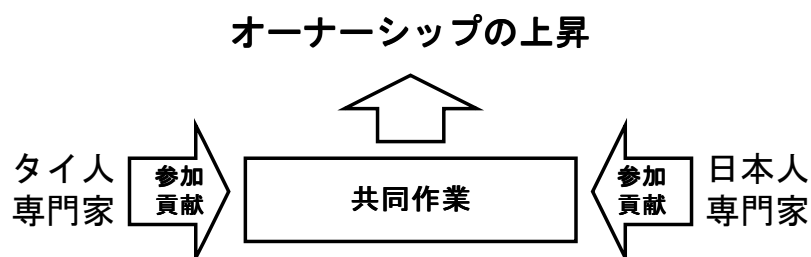
(a) オーナーシップ意識の向上

本プログラムでは、日タイ専門家による共同作業のフレームワークを提供した。これによって、タイの専門家の教材開発プロセスへの参加が可能となり、開発された教材に対する関係当事者のオーナーシップ意識を引き上げることができた。過去のドナー政府及び国際機関による教材開発等はともすると一方通行的な部分が多く、開発プロセスにおけるタイ側の関与は限られていた。例えば、第三国で開発された教材をタイ語に翻訳しただけのものや、外

国の専門家の間だけで検討・作成・完成されたものが少なくなく、第三者に提供された教材・タイ側の現状が必ずしも十分反映されていない教材的色彩となっていたため、タイ側のオーナーシップ意識が確保され難かった。実態として、提供された教材は参考資料としては有効であっても、トレーニングにおいて自発的な活用につながるプログラムのベースとは成り得なかった。

本プログラムでは、持続可能なシステムの構築に向けた教材開発に最も重点を置き、各教材で取り扱う概念やその作成に至るまでの過程を、受益者であるタイ側関係者との間で十分に共有し、またそれが実際の研修の中でも実践されることに注力した。共同作業の過程を共有することがオーナーシップ意識の醸成に効果があると判断した。本プログラムにおけるこうした共同作業を通じたオーナーシップ意識の確保は、タイにおける更なる教材開発に向けた枠組み構築の重要なスタート地点として機能すると評価されている。タイ側関係者のこうしたオーナーシップ意識の向上は、今後の本枠組みの維持・発展のベースとして欠かせないものであり、本プログラムでの重要な評価ポイントといえよう。

<本プログラムにおける教材開発モデル>



(b) 共通意識の醸成

トレーナーズ・トレーニングでは、知識や指導ノウハウに関する技術移転に加えて、タイ国内の知的財産関係者の中に、知的財産権に係る人材育成についての共通意識を醸成する機会が提供できたと考える。この度のトレーニングでは、DIP、税関、裁判所、検察庁、大学、弁護士、民間企業等、様々な機関に所属する参加者が一同に会したが、このような機会はこれまでタイにおいては必ずしも多くなかった。

本取組みにおいて重要な点は、知的財産権の様々な側面で異なった役割を果たす関係者が一同に会し、同じ教材をベースに様々な視点から議論を交わし、同じ情報と教授方法を共有したことにある。本トレーニング参加者は、近い将来、講師として国内の人材育成の推進者となることが期待されている。そのため、今回のトレーニングにおいて人材育成に対するベースとなる共通の考え方を得ることができたことは、知的財産権問題を立場・所属機関の相

違なくバランスよく捉え、今後、各々の所属団体内における研修機会や一般市民に還元していく際の有効な共通のプラットフォームを提供できたといえる。また、出身母体を超えた幅広い意見交換は、知的財産関連法のエンフォースメントについての客観的な理解を促進し、またその重要性を理解するために重要な基盤とったといえる。

2.4.2 提言

本プログラムでは、教材開発のテーマ選定に当たり、包括的なものを目指すのではなく、むしろ将来の教材開発の基盤となるコア教材の作成に注力した。今後、この試みを実際に運営していくためには、DIPによる継続的な努力が求められる。

トレーニングの実施だけでタイ政府の TRIPS 協定実施に関するキャパシティを必ずしも直接的に強化できるという訳ではないが、TRIPS 協定整合的に国内法制度を改正したタイ政府にとっては、知的財産体制に対する一般大衆の認識を高めることは、国内におけるエンフォースメント強化に向けた重要なアプローチの1つである。持続可能で具体的なトレーニング・プランを整備し、一旦これを軌道に乗せることができれば、政府職員への研修、産業界への指導、一般大衆への普及啓発活動に多大な効果をもたらし、法令だけでなく権利を含めたエンフォースメントに資するキャパシティ強化につながるものである。

本プログラムを通じて提供された教材開発プロセスの制度的、組織的な強化に向けて、DIP 主導による更なる努力が求められる。以下にその具体的な方法を提言する。

(1) 組織的機能の強化

(a) 講師陣の組織化機能

- 活用可能な教材とリソースの包括的なリスト（インベントリー）の整備
- DIP 内の人材を含めた講師等専門家候補者の包括的なリスト（インベントリー）の整備（大学及びタイ発明者協会等の継続的な協力が見込まれる組織も特定しておくことが重要。）

講師陣の組織化機能を充実させることは、まさに研修プログラム作成のベースとなるものである。現存のデータや情報とともに、本プログラム参加者のプロフィールを併せたデータベースを作成することが望ましい。本データベースは、今後の研修プログラム策定のみならずコーディネーションにも活用可能となろう。

(b) トレーニング・カリキュラムとスケジュールの計画立案機能

- ・ 既存の枠組みと連携したトレーニング・コースのフォーマット化
目的：基本的な普及啓発目的、手続き面に係る情報提供目的、審査官や弁理士等の育成目的 等
レベル：初級、中級、上級 等
期間：半日、全日、2～3日、5日 等
- 対象と規模：一般市民、学生、実務者 等年間スケジュールの作成

今回のプログラムは1日間のトレーニングのモデル事例を提供したもののだが、本プログラムを参考に、目的、期間、対象者に合わせた講座のバリエーションが開発されることが望ましい。本プログラムの成果を最大限に利用するためには、対象者に合わせて適切な問題や課題を抽出し、目次を再編成し、追加的な事例や情報を入れる等の準備から始めることが考えられる。その意味では、本プログラムの講師や参加者との意見交換も、望ましいプログラムを設計する際の有益なツールとなろう。

トレーニングの年間スケジュールの計画を立てることも重要である。それは、リソースの効率的な活用のみならず、参加者側に対して継続的な教育への興味を抱かせることに繋がる。そのための手段として、ニュースレター等のコミュニケーション手段の活用も望ましい。将来講師となる潜在的な人材を確保するためにも、また知的財産の理解に向けたベースを広げるためにも、研修参加者や卒業生を把握し、そのネットワークを維持しておくことが重要である。

他方、トレーナーズ・トレーニングは、断続的にでも継続して実施することが重要である。本プログラムで参加者に提供できたように、こうしたトレーニングを提供することで、講師となる国内の知的財産権関係者に対して改めて共通認識の基礎提供する良い機会になると考えられる。例えば、2～3年毎に1回の割合でも、トレーナーズ・トレーニングが実施されることが期待される。

(c) カリキュラムに合った講師を手配するための調整機能（マッチング機能）

- ・ 教材の更なる開発
- ・ 教材テーマと講師のマッチング

DIP 内部での教材開発は非常に有効な取組みである。しかしながら、効率性を考えると、より早く成果を上げるためには外部専門家や外部組織と連携する方がより現実的であろう。教材の開発に向けて、DIP は大学、知的財産関連政府機関、その他の関連組織との連携機能を強化することが期待される。

なお、後段における「トレーニング計画のメンテナンス」とも関係するが、今回の取組み

で開発された教材を含め、今後開発される教材は、デジタルデータで保存し、テーマ毎に整理できる様にアーカイブを設計整理することが重要であろう。蓄積教材データの状況を確認するだけでどの分野の教材が不足しているかという点をチェックすることができる。また、印刷された教材に関しては、少なくとも上記 DIP との連携をはかる各機関に提供することはいうまでもないが、今後開発される教材についても継続して同じ機関に提供し、各機関における教材のストックが充実することに留意することが重要だ。なお、印刷された教材の他、必要に応じてデジタルデータを CD-ROM 化あるいはインターネット等を通じて配信していくことも検討する必要がある。

開発された教材とそれを担当する講師のマッチングもまた重要な課題である。先に言及したデータベースはこの面での調整においても活用されるべきである。柔軟性を持ったプログラムの企画立案のために、1つの教材当たり数人の講師が割り当てられている状況が望ましい。

なお、自習可能なトレーニング・プログラムの整備機能も重要なアプローチの1つである。各テーマに対して、特定の質問に対する回答が搭載された CD-ROM を準備することから始めるといった現実的な手法も検討の余地がある。

(d) トレーニング計画のメンテナンス機能

- ・ トレーニング教材や記録を編集するシステム（制度・ルール）
- ・ 教材更新やレビューに関するスケジュール

過去に実施したトレーニング記録の管理体制の整備とその体制作りは、データベースの維持や今後のトレーニング・プログラムの設計に不可欠である。従って、定期的なレビューを実施するための予定を立てることが望ましい。

(e) セミナーやシンポジウム等の普及啓発活動とトレーニング・コースの推進機能

- ・ DIP ホームページを通じた一般的な普及啓発
- ・ キャンペーン
- ・ 会報・ニューズレター等の広報活動

知的財産の普及啓発業務は、トレーニング・プログラムとの相乗効果が確保される方法で引き続き実施される必要がある。一般的な普及啓発活動とトレーニング・プログラムとの間のバランスを配慮することが重要だ。

(2) 基本機能強化の上での検討事項

上述された機能強化に係る課題を実現化させるためには、それに必要な DIP スタッフの適正な能力と陣容の確保に係る配慮が必要となる。トレーニング実施体制を改善していくためには、漸進的な取組みを進めるのが現実的な方法ではあるが、なかんずく、スタッフの増員やタスク・チームの設置といった検討が初期段階で手当される必要がある。また、持続性のあるトレーニング計画を運営していくという観点からは、やはり「専属」の人材育成専門家の確保が不可欠である。こうした担当者のための人材開発プログラムも、企画・導入しなければならない。したがって、本来は、特定部署に専属チームまたは専属の部を設置するといった取組みが制度的に確保されるような強力な推進体制が確立される必要がある。

人的・予算的な制約上、こうした組織体制を直ちに準備することが必ずしも現実的でない場合は、外部人材の登用やアウトソーシング及び共同作業といった方策も、選択肢の1つであろう。どちらの場合においても、公共の利益のために、機密保持、中立性、公平性を確保することが不可欠であるが、外部人材を登用することができれば、組織内での人材育成プログラムを即時に導入する手間は省くことができる。例えば、教育機関、民間企業、知的財産関連団体、国際組織等から DIP への出向という形で、トレーニングを積んだ専門家を直接招聘することも1つの案である。また、アウトソーシングや共同作業という選択肢を採用する場合は、既存の外部との連携ネットワークをより広く活用することが考えられる。例えば、DIP が既に審査業務の一部を委託している大学との連携関係を発展的に拡大していくといった方法も検討できるのではないか。

中期的な展望から言えば、国内の人材育成機関（トレーニングセンター等）といった組織の設立が検討されよう。タイ版のこうした組織設立にあたっては、既存の類似機関の組織体制や機能等を参照することができる。我が国の場合であれば、国内向けの研修に応用できるとすれば、APIC (Asia-Pacific Industrial Property Center) あるいは発明協会の組織・運営体制が参考になろう。APIC は、日本以外のアジア太平洋地域の人材教育のための組織であるが、その体制や活動等はタイの国内版センターのモデルになり得ると考えられる。

トレーニング施設に加え、広範なトレーニング・コースや講師陣等を提供するこのような組織（トレーニングセンター）の設立は、知的財産権に関わるトレーニング、保護、コミュニケーション、研究調査等のレベルをより向上させることに資する。また、政府機関及び民間企業の双方に対して戦略的な諮問機関としての役割にも注目することが重要であろう。途上国の視点にたてば、例えば TRIPS 協定やパリ条約等といった国際的なルールをいかに活用するかといった点に対応できる部署をこうした機関に設置することを検討すること等も、有益ではなかろうか。今後の、国際的な協力プログラム等においては、例えば、センター設立準備委員会の設置等を想定してタイ国内の既存の関係機関の連携をはかるといった点で DIP を支援する等、こうした取り組みの準備過程を支援する余地があるのではないだろうか。

総括して、本件に係る今後の DIP のリーダーシップと自助努力の発揮が、知的財産を管轄する政府機関として最も基本的なスタンスといえる。継続的で効率的なトレーニング実施

体制推進のためにも、まずは本プログラムを一つの契機として、DIPによる持続的かつ具体的なプランの導入が期待される。

2.5 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネン 5》

2-5-1 プログラムの評価

2 度のワークショップの開催を通じた TBT 協定及び国際標準化作業に関する情報の共有という観点からは、タイ側のプログラムへのコミットメントは十分なものであった。特に TBT 協定に関するキャパシティ・ビルディングを継続的に実施すべきとの TISI の意欲は、国内関係省庁及び関連産業団体をコーディネートする際のリーダーシップという観点からも、極めて大きなものであった。また、2 度のワークショップに併せて実施したアンケート調査の結果から、本プログラムの評価については以下の各点が指摘されている。

- ・ 参加者の多くは、TBT 協定に関連したワークショップやセミナーへの参加の経験が少なく、特に「経験の共有」に主眼をおいた本プログラムの内容については、高い評価がなされている。
- ・ 各ワークショップにおいて実施したタイ側、日本側スピーカーによるパネルディスカッションは、双方が抱える問題点や将来に対する期待を意見交換することができたため、国際標準化分野における将来の日タイ協力にむけての良いステップとなった。
- ・ 第 1 回ワークショップ終了後も、自発的に TBT 協定／国際標準化に関する啓発活動を継続している（特に第 1 回、第 2 回ワークショップとも参加した参加者）。

さらに、ワークショップ講師及びラップアップ・セミナー時のカウンターパート（TISI）のプレゼンテーションなどを総合的に判断すると、本コンポネン 5 に関しては、以下のよう

に評価を行うことが可能である。

- ・ 地域セミナーの形ではなく、タイ一国を対象とするプログラムであったため、タイ固有の事情を繁栄させることができたことが、大きな意義を持った。
- ・ また、従来は TBT 協定や国際標準化に関するセミナーやワークショップには、TISI が中心となって参加していたが、本プログラムは TISI 以外の関連省庁が参加することができたため、知識普及の裾野が広がった。
- ・ さらに、民間からの参加を得た意義が大きい。ワークショップにおける国際標準化の経済効果についての言及など、国際標準化活動の重要性を企業のトップマネジメントにも理解してもらうための要素が多かった。
- ・ 情報共有の場を、単発のプログラムで終わらせることなく、今後は年に 1 度の頻度でも継続的に開催することが重要である。

2-5-2 提言

今後、タイが TBT 協定を適切に履行するためには、TBT 協定に関連した議論に関する理解をより深めていく必要がある。また、開発途上の国際標準に対して、自国の関心を繁栄させたり、自国の状況に不都合な国際標準が策定されることのないよう働きかけを行っていくことは、タイにとってとも重要なことである。

本プログラムの活動から明らかになった点として、TA コンサルタント・チームは、以下の 2 点について提言を行う。

(1) 継続的な意見交換及び経験の共有

経済のグローバル化の進展に対処するためには、タイと日本両国にとって標準化問題に関する意見交換・経験の共有のための機会（ネットワーキング）を持つことがますます重要となってきている。もし両国の政府と民間セクターが政策レベル及び技術レベルにおいて、少なくとも年一度の頻度で標準化関連の事項を幅広く協議することができれば、タイと日本の間の相互理解がますます深まり、両国は国際標準の策定にあたり協力し、共通の戦略を構築することが容易となるであろう。また、こうした経験の共有が、将来、国際標準化団体における共同幹事の引き受けといった成果につながるものと期待される。

加えて、タイ国内のみならず、周辺の ASEAN 諸国、特に ASEAN の後発加盟国である CLMV 諸国（カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナム）に対して TBT 協定及び国際標準化活動への参加拡大にあたっての経験の共有を行っていくにあたり、TISI のイニシアティブにより、タイをハブとした南々協力を実施していくことが期待される。具体的には、バンコクにおいて TBT 協定の理解促進のための地域セミナーを開催したり、タイ TBT 関係者（主として TISI）が CLMV 諸国に赴いてセミナー／ワークショップ等を実施することが考えられる。特に WTO に加盟していないカンボディア、ラオス、ヴィエトナムに対しては、WTO 加盟を踏まえた以下のようなプログラムを実施することが考えられる。

（WTO 加盟を踏まえた TBT 協定能力向上支援）

対象国：カンボディア、ラオス、ヴィエトナム（WTO 未加盟 ASEAN メンバー国）

支援期間：各国が WTO 加盟を目指す 2-3 年

形式：地域セミナー（バンコク）、あるいは対象国現地におけるセミナー／ワークショップ（年 1-2 回程度開催）

対象者：TBT 協定の照会業務を担当することとなる省庁及び強制規格の策定に責任を有する象徴の担当者

講師：TISI 担当者、その他 ASEAN 諸国担当者、日本 METI 担当者、等

テーマ：TBT 協定及び TBT 通報手続きの解説、TBT 協定への対処方法に関する経験の移転（タイの経験、日本の経験、など）

(2) 国際規格策定にあたっての実務能力の強化

TISI は国際規格の開発手順等に関する実務能力を強化し、これをタイの民間セクタと共有していくノウハウの構築を行うことが必要である。特に、国際標準化団体におけるネゴシエーションスキルについては、多くの国際会議に参加する経験を積むことに加えて、経験豊かな海外の専門家から、継続的な知識移転を受けることが効果的である。これは、技術部門のみならず、経営戦略部門にとっても重要なノウハウとなりうるものである。本プログラムにおいては、家電、自動二輪車、プラスチック、ゴムといった分野を取り上げ、日本の経験をタイに移転することを試みたが、さらにこうした知識移転をタイが関心を有する他の分野に拡大していくことが、将来、重要となる。加えて、本プログラムのワークショップにおいて取り上げた個別テーマに関する報告資料は、今後のキャパシティ・ビルディング活動においても十分に有益なものであると考えられるため、継続的に活用されることが望ましい。

まずは、タイ国内において各種研修プログラムを組成することに加え、海外からの専門家を招聘する形でのワークショップ、セミナーを実施することが望ましい。また、国際会議への参加経験を増加させるためには、TC/SC の幹事国業務を引き受けることが望ましいが、技術的・資金的な困難が伴う場合には、日本をはじめとする経験が豊富な国々と、共同幹事を引き受けるべき、国内の体制整備をはかることが重要である。

(3) 強制規格における任意標準の活用と標準化マスタープランの策定

民間セクターに対し、国際標準の重要性に関する認識をより高めさせるためには、国内の強制規格に積極的に任意標準を取り込み、標準の重要性を高めることが近道であると考えられる。任意標準の活用は、民間セクターのフレキシビリティの拡大につながり、民間が標準に対しより関心を高める契機となりうるためである。日本においては、基準認証分野における規制緩和が進められているが、これは、TBT 委員会においても議論されている「Good Regulatory Practices」の考え方に沿ったものであり、こうした日本の経験をタイに対して移転していくことも重要である。

TISI は、主要国において強制規格における任意標準の活用がどのように進められているかという点に関する研修事業を開催するとともに、民間機関を活用し、国際標準化作業への積極的な参加を前提とした国内標準化体制整備のためのマスタープランづくりを進めることが望ましい。その際、標準化政策の策定に関して豊富な経験を有する海外の専門家を招聘する形で作業を行うことが効率的であると考えられる。